

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
2025年改訂版
(案)

令和7年6月13日

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画
2025年改訂版案
(目次)

I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現	1
1. 成長型経済の起点となる実質賃金1%上昇のノルムの定着	1
2. デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し	1
3. 労働供給制約社会の中での「稼ぐ力」の向上	2
II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進 ..	2
1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化	4
(1) 官公需における価格転嫁策の強化	4
(2) 労務費等の価格転嫁の更なる推進	6
(3) 中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化	8
2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上	8
(1) 業種別の「省力化投資促進プラン」の実行	9
(2) 全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実	10
(3) 12業種における省力化投資の具体策	10
(4) 成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援	18
(5) 地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保	19
3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化	20
(1) M&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化	21
(2) 経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化	22
(3) 経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチング等の支援	22
(4) 地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進	23
(5) 事業承継税制等の検討	23
(6) 経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進	23
4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善	24
(1) アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成	24
(2) AI等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング	24
(3) 社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供	25
(4) 医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ	25
5. 最低賃金の引上げ	26
III. 投資立国の実現	27
1. 中堅企業の創出・成長加速	27
2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し	28
(1) ヘルスケア	29
(2) 防災	30
(3) 農林水産業・食品産業	30
(4) コンテンツ産業活性化戦略の実行	32
(5) 観光	36

(6) 対外経済連携・海外ビジネス展開の推進	37
(7) 対日直接投資の呼び込みの加速化	38
3. GX・DXの着実な推進	38
(1) GX	38
(2) DX	42
4. 経済安全保障等の投資の強化	47
5. PEファンド等への成長投資の強化	47
6. 国内投資のボトルネックである産業用地の確保	48
7. 指名委員会等設置会社の機関設計等の企業統治改革・資本市場改革	48
IV. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化	49
1. 地方におけるスタートアップの創出など人材・ネットワークの構築	49
2. 資金供給の強化と出口戦略の多様化	51
3. オープンイノベーション・調達推進	53
V. 科学技術・イノベーション力の強化	55
1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一貫通貫での支援	55
2. 基礎研究の成果を国内で産業化するエコシステムの確立	55
3. 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現	56
4. デジタル関連サービスの海外展開	57
5. 先端科学技術分野の取組強化とフロンティアの開拓	57
(1) 量子技術	57
(2) フュージョンエネルギー	58
(3) マテリアル分野	58
(4) 宇宙	58
(5) 海洋	59
(6) 健康・医療	59
(7) 大阪・関西万博	62
VI. 人への投資・多様な人材の活躍推進	62
1. 三位一体の労働市場改革の加速	62
(1) リ・スキリングを始めとする能力向上支援	62
(2) 個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入と人的資本に関する情報開示の充実	63
(3) 労働移動の円滑化	63
2. 多様な人材の活躍推進	64
(1) 副業・兼業の推進	64
(2) 同一労働・同一賃金制の施行の徹底など非正規雇用労働者の処遇改善	64
(3) 働き方改革関連法施行後5年を踏まえた働き方改革の総点検	65
(4) 女性の活躍推進	66
(5) 外国人材の受入れに関する制度整備	66
(6) 留学モビリティの拡大、教育の国際化	66
3. 産業人材育成プラン	66

VII. 資産運用立国の取組の深化	69
1. 資産運用立国の更なる推進	69
2. 家計の安定的な資産形成	70
3. 中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供	71
4. 企業価値の向上・コーポレートガバナンス	72
5. 資産運用業・アセットオーナーシップの更なる高度化	73
VIII. 地方経済の高度化	74
1. 地方におけるイノベーション拠点の強化	74
2. 企業資金の地方への呼び込み	74
3. 地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保	75
(1) ワット・ビット連携の推進	75
(2) 地方の自動運転の社会実装の加速化・地域交通のり・デザイン	76
(3) 光ファイバ・5G等のデジタルインフラの整備	77
(4) 広域交通インフラの整備、国土強靱化、防災・減災投資の加速	77
(5) 文化芸術・スポーツを通じた地方創生	78
4. 福島を始め東北における新産業の創出・能登半島地震からの復旧・復興 ..	78
IX. 新しい資本主義実現に向けた取組の確実な推進	79
1. 全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直し	79
2. フォローアップ等	79
(1) フォローアップ	80
(2) EBPM の推進	80
(3) 行政保有データの利用制約の緩和	80
(4) 官と民の連携	80

1. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現

1. 成長型経済の起点となる実質賃金1%上昇のノルムの定着

賃上げこそが成長戦略の要である。

新しい資本主義では、これまで、賃上げ・設備投資・スタートアップ育成・イノベーションのための施策に一体的に取り組むとともに、社会全体での賃上げの機運醸成に向けて粘り強く官民連携での取組を進めてきた。

今年の春季労使交渉に向けては、ベースアップを念頭に大幅な賃上げへの協力を呼び掛けるとともに、賃上げ環境の整備に加速して取り組んできた。

その結果、日本経済は、現在、33年ぶりの高水準となった昨年を更に上回り、2年連続で5%を上回る水準となっている春季労使交渉での賃上げ¹、過去最高水準の設備投資²、600兆円を超える名目GDPなど、30年間の長きにわたるデフレ経済から完全脱却する歴史的チャンスを手に入れている。

我が国経済は、現在、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」へと移行できるか否かの分岐点にあり、この成長型経済を実現するためには、現在の賃上げのすう勢が、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者、地方で働く皆様にも行き渡るように取り組むことで、賃上げを起点として、賃上げと投資の好循環を確実なものとし、さらに、その好循環の拡大と加速を図ることが重要である³。

2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

この賃上げのノルム（社会通念）の定着のため、今般、「新しい資本主義実行計画」を改訂し、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の実行を通じた中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーション力の強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組む。

2. デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し

日本経済を、賃上げと投資の好循環による成長軌道に確実に乗せていくためには、足元での円安等を背景としたコストプッシュインフレ・物価高への対応を進めるとともに、物価が上昇基調になったことを踏まえ、予算・税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度について、国民生活へ深刻な影響が及ばないように、見直しを進める必要がある。すなわち、国が民間に賃上げと価格転嫁を呼び掛けるだけでなく、今こそ、国が賃上げと価格転嫁の先導役になり、日本経済を絶対にデフレ時代に後戻りさせることのないように、官の取組を進めなければならない。

この観点から、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」において、①働き手の賃上げ原資を確保するための官公需における価格転嫁の徹底、②公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げに取り組むとともに、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、③全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直しを進めることにより、官側の制度がデフレ時代から長年にわたり変更されずに固定化されていないか、それが成長型経済の実現を阻害することになっていないか、あらゆる角度から総点検し、デフレ時

代に固定化されたあらゆる官側の制度の抜本見直しによる我が国のインフレへの対応力の強化を進める。また、官民で消費者のデフレマインドを払拭していく。

3. 労働供給制約社会の中での「稼ぐ力」の向上

官が先導役となって我が国のデフレ心理を払拭した上で、我が国が本格的な労働供給制約社会へと突入し、人手不足が深刻化する中であっても、企業・産業の供給力、すなわち、「稼ぐ力」を高めることで、賃上げと投資の好循環の拡大と加速を図る必要がある。

すなわち、我が国のものづくりの強みをいかして、アジアなど成長市場の活力を取り込み、進化した製造業が勝ち筋を追求するとともに、地方においてサービス業等の生産性向上を実現するといった課題の克服が必要である。

このため、刻々と変化する国際経済環境の中であっても、諸外国における政策変更揺るがされることなく、GX分野での150兆円超の成長志向型カーボンプライシングの制度化、DX分野での50兆円超のAI・半導体産業基盤フレーム、経済安全保障分野でのサプライチェーン国内回帰策など、国内投資について、予見可能性を高め、規制・制度・支援一体で推し進めていく。また、中堅企業の創出・成長加速、新たな勝ち筋となる分野の研究開発・輸出の後押し、PEファンド（プライベート・エクイティ・ファンド：未上場企業の株式への出資を行うファンド）等への成長投資の強化等を通じて、我が国における投資の量と質の双方を大幅に強化する。さらに、地方におけるスタートアップ・エコシステムの形成と創業後の成長促進の観点からの「スタートアップ育成5か年計画」の強化、大学と企業の双方での科学技術・イノベーション力の強化に取り組む。

海外市場と両輪で、我が国の成長のドライバーとなり得るのは、地方に眠る活力である。伸びしろのある地方においてこそ、賃上げと投資の好循環を拡大させることが重要であり、企業版ふるさと納税の制度改善や、大企業やスタートアップの積極的な投資による拠点整備に大胆なインセンティブが働くよう、税制も含めた環境整備に取り組む。こうした取組も含め、様々なアイデアを実現することにより、全国各地での新しい形の企業城下町の形成を一気呵成に進めていく。

同時に、こうした「稼ぐ力」の向上のための取組と併せて、構造的な賃上げのための三位一体の労働市場改革等の人への投資と多様な人材の活躍推進、国民の長期・安定的な資産形成を支援する「資産運用立国」の取組について、手綱を緩めることなく加速して取り組んでいく。

個別の短期的課題には適切に対処しつつ、それがこうした30年ぶりの我が国の構造的な経済回復のチャレンジを停滞させることのないよう、スピード感を持って取組を進める。

II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

賃上げこそが成長戦略の要である。

2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実

現・定着させるため、2029年度までの5年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージとして以下に示し、政策資源を総動員してこれを実行する。

具体的には、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める。

取り分け、サービス業を中心に最低賃金の引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種については、業種ごとに生産性向上の目標を掲げ、2029年度までの5年間で集中的な省力化投資・生産性向上を実現するための「省力化投資促進プラン」を強力に実行する。

また、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4兆円（2023年度））及び国・独立行政法人等の官公需（11.0兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

～5年間60兆円の官民での生産性向上投資と全国2,000を超える者によるきめ細かな支援～

2030年度135兆円・2040年度200兆円という新たな官民国内投資目標を必ず達成するため、その重要な担い手である中小企業・小規模事業者が、労働供給制約下においても省力化等を通じて生産性を向上させることができるよう、2029年度までの5年間でおおむね60兆円程度（中小企業実態基本調査ベース）の生産性向上のための投資を実現する。このため、12業種の「省力化投資促進プラン」の実行とともに、全国約2,200か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会等でデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート、全国約500機関の地域金融機関による賃上げ等に悩む中小企業・小規模事業者に対する政府の支援等の紹介やデジタル支援ツールを活用した支援、希望する中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣や徹底した伴走支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、おおむね60兆円の実現を官民で実現する。

～336万者の経営者全員がいつでも事業承継・M&A等を相談できる支援体制の構築～

336万者の中小企業・小規模事業者のうち、約100万者では経営者の年齢が70歳以上であり、こうした経営者の高齢化などを背景に黒字廃業も増加している現状を踏まえ、希望する全ての経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承

継・M&A等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を整備する。

～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

国民生活を支えている就業人口の約6割を占める現場人材の持続的な賃上げを実現するためには、高度なスキルを身につけて生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成や、AI等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

～地方創生のための地方での賃上げ環境整備の後押し～

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等について、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、各種の交付金等を活用して、国としても後押しする。その際、地域の労使ともよくコミュニケーションを取って取組を進めることとする。

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である⁴。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。

また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

（1）官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県GDPに占める割合が高く、地方経済において官公需は重要な役割を果たしている⁵。中小企業・小規模企業者の賃上げ・投資の原資の確保の観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方

が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。

取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者にできる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- ・ 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- ・ 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続の簡素化に努める。
- ・ 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が1%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約7割で未導入となっている⁶。また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請かけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向付けを行うなど、マンパワー的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- ・ 燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。
- ・ 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。
- ・ 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
- ・ 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請負契約とする。
- ・ 印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
- ・ 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
- ・ NPO等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。

また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、その見直しの要否の検討を含め、的確な対応を進める。

(2) 労務費等の価格転嫁の更なる推進

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種を始めとして更なる改善が必要であり、同時に、中小企業間や中小企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細かに把握するとともに、中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。

① 中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対応を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

中小企業の取引適正化を一層推進するため、中小受託取引適正化法違反により勧告を受けた企業には、行為の内容や中小企業との取引への影響等の観点に留意しつつ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討し、措置していく。

② パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性確保

パートナーシップ構築宣言を行った企業数は本年5月には約7万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の8割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によっては同宣言が浸透していないことから、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図る。また、一部の企業は問題となり得る行為を受注先から指摘されている点も踏まえ、宣言内容に違反する企業の宣言掲載を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賃上げ促進税制の対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組む。

③ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点22業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

④ サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で321か所）が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。

⑤ 官民でのデフレマインドの払拭

我が国でも、この20年間で「自分が気に入った付加価値には対価を払う」、「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった価格よりも付加価値を重視する消費者は徐々に増加している。小売業・サービス業などでの価格転嫁を進めていくためにも、「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを払拭していくため、消費者への周知・啓発を行う。

（3）中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある⁷。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み）を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の7割を支える中小企業・小規模事業者、同じく雇用の7割を支えるサービス業で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれる一方で、いまだ十分な省力化投資やデジタル化が進んでいない現状を踏まえ、労働供給制約下であっても中小企業・小規模事業者が付加価値の向上を実現できるよう、本年から2029年度までの5年間を集中取組期間として、省力化投資・デジタル化投資を通じた、生産性向上を集中的に後押しする。

取り分け生産性向上の必要が大きい「最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種」や「人手不足が深刻な業種」⁸について、業種別の「省力化投資促進プラン」を新たに策定した。この中で、業種ごとの生産性向上の目標を設定するとともに、2029年度までの5年間を集中取組期間として、業種の特徴を踏まえたきめ細かな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組む。

また、成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の付加価値向上のための投資

に積極的に取り組むことができるように取組を強化する。

（１）業種別の「省力化投資促進プラン」の実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中であっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

同プランの中では、こうした業種の多くがサービス業であることを踏まえ、各業所管省庁が業種ごとの課題や優良事例を捉えて、きめ細かに各業種の生産性向上を後押しするとともに、全国的なサポート体制を整備する。

全国の中小企業・小規模事業者にとって具体的に何をすれば投資・業務プロセスの見直し等による生産性向上の効果を得られるかについて、指導やアドバイスの体制の充実を行うとともに、分かりやすい周知と普及啓発に努め、全国の中小企業・小規模事業者の現場への浸透を図る。

その際、生産性向上の促進には業種ごとに業務プロセスを踏まえた実態把握が不可欠である。各業種の優良事例や効果的な省力化投資のポイントを踏まえ、i) 各業種のフロントヤードでの業務効率化の鍵となる製品・システムの導入促進、ii) 各業種の実情に応じたバックオフィスでのデジタルツールの導入促進を後押しするとともに、一部の先行企業が実施している先駆的な省力化の取組を業界全体に横展開・浸透させていく方策も含め、2029年度までを中心とするロードマップに基づき、着実に取組を実施する。

省力化投資の知識・経験の不足が、中小企業・小規模事業者の省力化投資のボトルネックになっている⁹。「業務の標準化が難しい」という中小企業・小規模事業者の声も踏まえ、サービス業も含めて、業所管省庁として、省力化投資の前提となる業務プロセスの見直しの支援や、業界内での業務・規格の標準化などの取組を支援していく。あわせて、必要となる制度・規制の見直しや、地域での省エネルギー化の取組を進めていく。

業種ごとの特徴を踏まえ、生産性向上支援策と官公需も含めた価格転嫁・取引適正化を両輪で進めることが重要であることを踏まえて対応を進める。

なお、各業種で設定されている生産性目標は、省力化投資を中心としつつ、本施策パッケージの「1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化」、「3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化」等を含めた総合的な取組により達成を図るものである。

今後の対応として、業種別の省力化投資の規模や市場規模の把握、関連する補助金や融資等の実態や効果の分析、中小企業・小規模事業者による過剰投資を招かないような効果的な情報提供を行う。これも含めて、省力化投資促進プランの策定と実行のための関係府省連絡会議において、施策の継続的な進捗管理とそれも踏まえた内容の充実を図る。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等を通じた中小企業・小規模事業者の挑戦支援を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図る。

(2) 全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実

特に地方のサービス業や小規模な企業にとっては、生産性向上に向けた取組を行うためのノウハウ・人的資源・資金面での経営基盤が不足していること、また、現在の政府の支援策へのアクセスや申請時の事務的負担にも課題がある点を踏まえ、全国的に、希望する中小企業・小規模事業者に徹底的に伴走支援を行う新たなサポート体制を整備することを検討する。その際、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等においても、人手不足の影響等により厳しい環境に置かれた事業者等を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することは、地域金融機関自身の事業基盤の存立にも関わる重要な役割と位置付けられていることを踏まえ、地域金融機関が付加価値の高いコンサルティング機能を提供し、中小企業・小規模事業者の省力化投資を支援するよう促す。

カタログ式・オーダーメイド式の省力化投資補助金について、広く各業種や地方の中小企業・小規模事業者が利用できるよう、引き続き運用を改善するとともに、支援メニュー等の拡充を行う。また、業務改善助成金、各業種での設備投資等を支援する補助金等の強化を図る。あわせて、生産性革命推進事業（ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・M&A補助金、小規模事業者持続化補助金、成長加速化補助金）や新事業進出補助金等の強化を図る。

また、警備業等のその他の業種についても、人手不足等の実態や動向を踏まえ、省力化投資・デジタル化投資等の課題・効果を業所管省庁を中心に検討した上で、省力化投資促進プランの対象業種に追加する。

(3) 12業種における省力化投資の具体策

① 飲食業

i) 目標

飲食業の労働生産性を2029年度までに35%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

飲食業は、約400万人の雇用を創出しているが、パート・アルバイトの割合が多く、中小企業がほとんどを占めている。人手不足も、調理・接客・店舗管理の全ての工程で顕著であり、特に店舗管理を担う店長等の不足が深刻である。一方、調理工程では、調理・食器洗浄ロボット、接客工程では、モバイルオーダー・セルフレジ、配膳・下膳ロボット、店舗管理工程では、在庫・販売・人事管理のITツールの導入により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・規模や業態に応じた細やかな省力化の指針や優良事例等をまとめたガイドブック（業界行動計画）を2025年度中に策定する。また、生産性向上に資する取組を積極的に行っている飲食業者を表彰する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成

金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、農林水産省と厚生労働省が連携し、新たに日本食品衛生協会等の協力も得ることで、これまで国としてのアプローチが弱かった中規模事業者層も含め、支援策の徹底的な周知を図る。

v) 主なKPI

2025年度中に、約40万者の飲食業を営む企業の7割に支援策を周知する。また、2030年までに、生産性を向上する等、「持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する事業活動計画」の認定を累計100件行う。

②宿泊業

i) 目標

宿泊業の労働生産性を2029年度までに35%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

宿泊業は、長期的に人手不足状態が続いており、直近では、観光需要の回復等に伴い人手不足感が更に高まっている。また、小規模事業者が多く省力化が十分に進んでいない傾向がある。一方、リアルタイムでどこからでも予約情報の確認ができ、会計との連携など全体の業務フローを効率化するPMS（予約等管理システム）やフロント業務の作業負担を削減する自動チェックイン機の導入により省力化を実現する優良事例も存在する。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、観光地・観光産業における人材不足対策事業（設備投資補助）の活用も推進する。また、自動チェックイン機器等を通じた情報の照合による本人確認により、従業員との面接を不要とする旅館業法におけるフロント規制の緩和（2025年3月通知改正）により省力化を推進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制を、自治体、関係省庁、宿泊事業者団体等と連携して構築する。さらに、各都道府県の生活衛生営業指導センターにおいて、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主なKPI

2025年度から2029年度において、補助制度活用件数を年900件、施策ホームページ閲覧数を年40万PV、説明会・相談会の参加人数を年500人達成する。

③小売業

i) 目標

小売業の労働生産性を2029年度までに28%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

小売業は労働集約的な産業であり、生産性も他業種と比べて低い。接客対応やレジでの精算、店内清掃等の店舗運営に大きく人手を要しているのが現状である。一方、POSレジ、シフト管理など、DX推進に向けた基盤整備を進めたり、掃除ロボットや遠隔接客システムを活用したり、省力化を実現したりする優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、IT導入、外注、協働、人的投資等の省力化に関する取組に関する、分かりやすく、きめ細かな優良事例集を作成する。さらに、業界団体とも連携した情報共有体制や説明会、セミナー等の開催や、業界紙等の広報チャネルの活用により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。

v) 主なKPI

2026年度以降、業界団体等との懇談会を年に5回程度行い、各回延べ約4,300社に適時情報発信する。補助制度活用件数を年1,000件達成する。

④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）

i) 目標

生活関連サービス業のうち、理容業、美容業、クリーニング業の労働生産性を2029年度までに29%向上し、冠婚葬祭業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

理容業、美容業、クリーニング業においては、中小零細企業や個人・家族経営が多く、経営者の高齢化が進んでおり、自動券売機、POSレジや、会計管理システム等の導入により、できる限り店舗の運営管理業務を中心に省力化を推進し、付加価値の高い施術やサービスに注力できる環境整備が必要である。また、冠婚葬祭業においても、顧客、受注、請求、入金等の情報をシステムで一元管理することで、コアとなる接客以外の事務作業の省力化が必要である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、冠婚葬祭業においては、IT導入等の省力化の取組に関するきめ細かな事例集を作成し、業界団体とも連携した説明会等の開催等により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、業界団体等を通じた情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型

支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。理容業、美容業、クリーニング業では、生活衛生営業指導センターを中心に、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主なKPI

2025年度から2029年度にかけて、理容業、美容業、クリーニング業では、省力化支援施策に関するセミナー等を年250回開催する。また、伴走型の相談支援を年1,000件実施する。冠婚葬祭業では、補助制度活用件数を年平均110件以上とする。

⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）

i) 目標

自動車整備業の労働生産性を2029年度までに25%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。また、ビルメンテナンス業の労働生産性を2029年度までに25%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

自動車整備業においては、専門学校への入学者が20年で半減し、人手不足と高齢化が進展し、省力化が急務である。対応策として、システム導入による入庫・作業管理、スキャンツールによる故障探求の効率化等が有効である。ビルメンテナンス業においては、清掃作業を行う従事者が8割を占める労働集約型産業であり、心理的・肉体的負担から人手不足が続く、省力化投資の後押しが必要である。対応策として、ロビー等の面積が広く平らな区画は清掃ロボットに任せることや、現場作業員やパート従事者の出退勤を効率的に管理する勤怠管理システムの導入が有効である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、自動車整備業では、スキャンツール補助金の活用を推進する。また、柔軟な人材育成・配置を可能とするため、自動車整備士資格の実務要件の見直し等を進める。ビルメンテナンス業では、省力化の好事例集の発行や、省力化に関するイベント等の優良事例の横展開を支援する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、自動車整備業においては、業界団体に補助金の周知・相談を行うアドバイザーを設置し、省力化投資に資する支援措置を全ての事業者に周知し、その利用を促す。ビルメンテナンス業においても、業界団体と連携し、各種補助金等に関する情報提供を行い、業界団体の広報チャネルから効果的に周知を行う。

v) 主なKPI

2029年度までに、自動車整備業では、スキャンツール導入率を100%にする。2025年度から2029年度までにおいて、ビルメンテナンス業では、オンラインセミナーの延べ接続数を年2,800回とする。

⑥製造業

i) 目標

製造業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

繊維工業、プラスチック製品製造業、食品製造業等の一部の製造業では、中小企業の割合が高く、労働集約的な業態であることから、全産業平均よりも労働生産性が低い状況である。一方、ロボット導入による省力化やIoTシステム導入による稼働状況の見える化・稼働率の向上等の製造工程の効率化や会計システム導入による管理業務の効率化などの省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。また、現場のニーズに合わせた多品種少量生産に対応するロボットの開発支援を行う。さらに、ものづくり白書、中小企業白書において優良事例を紹介する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、業界団体に属さない事業者に対しても、取引適正化の業界への働き掛けや、特定技能制度を担う民間団体を通じた生産性向上等の条件付けなど、多方面からアプローチを実施する。さらに、食品製造業においては、食品企業、機械メーカー、研究機関等から構成される「食品企業生産性向上フォーラム」を通じて、施策情報をきめ細かく発信し、トータルでサポートする体制を構築する。

v) 主なKPI

2025年度から2029年度までにおいて、IT導入補助制度活用件数を年平均7,500件以上とする。2030年までに「食品企業生産性向上フォーラム」会員企業数を9,000社とする。

⑦運輸業

i) 目標

運輸業の労働生産性を2029年度までに、鉄道分野18%、自動車（物流）分野25%、自動車（旅客運送）分野26%、水運分野22%、造船・船用工業分野含む輸送用機械器具製造業分野21%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。また、航空分野では、2029年度までに労働生産性を5%向上することを目指す（2024年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

運輸業はいずれの分野においても人手不足が深刻化しており、自動車（物流・旅客運送）分野においては、中小企業が多く、帳簿等を紙で管理していたり、配車計画や運行ルートを手書きで作成したり、DX化が遅れている。一方、乗務員及び管理者の業務負荷を軽減する運行管理、乗務日報自動作成、勤務管理のシステムや、配車アプリ、キャッシュレス決済の導入や庫内作業の効率化に資する自動化機器により、省力化を実現する優良事例も存在する。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、運送事業者や物流事業者について、業務効率化等に資するシステム・設備の導入支援を継続する。また、業界団体

- による事業者向けセミナー等を通じて優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、省力化ニーズのある事業者に支援が行き届くよう、国土交通省本省・運輸局・支局が一体となり、全国各地における幅広いサポート体制を構築するとともに、専門家による相談・助言対応も含めたDX化の支援を実施する。

v) 主なKPI

鉄道分野では、2029年度において、省力化・効率化の取組を行う中小鉄軌道事業者の割合を工務部門50%、電気部門45%にする。自動車（物流・旅客運送分野）では、DX等により業務の効率化を図る。海事分野では、関係団体との説明会等において事業成果や優良事例を周知する。航空分野では、毎年、省力化投資に係る支援制度や優良事例の説明会を実施する。

⑧建設業

i) 目標

建設業の労働生産性を2029年度までに9%向上することを目指す（2024年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

建設業は、他産業と比較して労働生産性が低い水準にとどまっており、また、就業者の高齢化が進行していることから、将来的な人手不足を見込んだ労働生産性の向上が喫緊の課題となっている。さらに、中小建設業者におけるICT活用は依然として課題がある状況である。一方、ウェアラブルカメラを用いた遠隔監視による労務・安全管理、ドローンによる測量等の導入による現場業務の省力化、就業管理、工事原価作成等のシステムの導入によるバックオフィス業務の省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT活用の際の基本的な考え方や留意すべき点をまとめた指針（ICT指針）及び優良事例集（ICT事例集）を建設業者に広く周知する。また、ICTを活用した迅速かつ効率的な応急復旧体制構築の補助事業の活用を推進することにより、建設業におけるICT活用の理解増進・普及拡大を図る。あわせて、技術者の専任義務の緩和等による、人員配置の合理化措置について周知を行い、施策の活用促進を図る。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、政府は関係機関と連携し、ICT活用を積極的に促進するための各種施策を実施し、自治体は、建設業者に対しICT活用の指導・助言等を行い、関係団体においては、政府・自治体による施策も活用し、積極的なICT活用を行うとともに、現場ニーズについて整理・集約し、関係者全体で省力化を目指す体制を構築する。

v) 主なKPI

2029年度までに年間実労働時間（1人当たり）を全産業平均並みまで減少させる

(2023年度の建設業は2,018時間に対し全産業は1,956時間)。また、説明会を通じ建設業者に対し省力化投資を促進するための支援施策や優良事例について周知を行う。

⑨医療

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、医師・看護師等の時間外労働の削減、合理的な配置基準の見直しを目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

85歳以上を中心に高齢者数は2040年頃のピークまで増加すると見込まれる。また、生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保は更に困難となることが見込まれるため、働き方改革等による労働環境の改善や、医療DX、タスクシフト・シェア等の省力化の取組を着実に推進していくことが重要となる。

iii) 省力化促進策

- ・省力化を具体化する施策として、看護業務の効率化に資する電子カルテへの音声入力及びバイタルサイン値等の自動反映、インカム等の導入支援、医師の労働時間の短縮に資するICT機器の導入支援、中小・小規模事業者に対するIT導入補助金の活用を進めていく。また、電子カルテ情報の標準化等の医療DX推進のための情報基盤の整備を進めるとともに、医療現場のニーズに即したサービスの技術開発や、医療負担の軽減に資するものを含む医療機器等の開発・実装を推進する。さらに、看護業務の効率化の優良事例集の充実を図る。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターに、労務管理や医業経営の専門家であるアドバイザーを配置し、省力化の取組に関する助言や、公的支援、優良事例の紹介等を行う。

v) 主なKPI

2030年までに、おおむね全ての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。2029年度までに長時間労働となる医療機関に勤務する医師の時間外労働の目標時間数を1,410時間にする(現状は1,860時間)。

⑩介護・福祉

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029年までに8.1%、2040年までに33.2%の業務効率化を目指す。障害福祉分野では、ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を2029年に90%以上を目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共

に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場におけるAI技術の活用を促進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

v) 主なKPI

2029年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を47都道府県全てに設置する。

⑪保育

i) 目標

保育現場へのICTの導入等により、保育士が子供と向き合う時間を確保する。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

保育士の人手不足は深刻な状況にあり、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要である。保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが挙げられ、また、非効率な事務作業や紙での業務によって子供と向き合う時間が取れないといった課題がある。一方、これらの課題に対し、①保育に関する計画・記録や②保護者との連絡、③登降園管理、④実費徴収等のキャッシュレス決済（いわゆる4機能）など保育の周辺業務や補助業務をICT活用により解決する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT導入の目的・種類・効果・導入のステップ、導入事例をまとめたハンドブックを事業者に広く周知する。また、ICT等を活用した業務システムの導入補助の活用を推進する。さらに、ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の創出を行い、横展開を行うための「保育ICTラボ」事業を実施する。
- ・さらに、IT導入補助金の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、保育事業者支援コンサルタントが巡回を行い、ICT化の推進に関する助言や指導を実施する事業の活用や、自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者など

で構成される協議会を設置し、地域のICT導入園の事例紹介や、勉強会・研修会の開催等を実施する取組を更に促進する。

v) 主なKPI

2026年度までに登降園管理機能を始めとする4機能をいずれも導入している施設の割合を20%とする。2029年度までに事務作業等時間を2026年度比で10%減少させる。

⑫農林水産業

i) 目標

農業では1経営体当たりの生産量を2030年までに2023年比で約1.8倍にすることを目指す。林業では2030年に木材生産に係る林業経営体の労働生産性を2022年比で5割向上することを目指す。水産業は操業の効率化・生産性の向上等により、2030年に漁業就業者1人当たりの漁業生産量を2020年比で3割向上することを目指す。

ii) 課題と省力化事例

農林水産業では、いずれも就業者の急速な減少や高齢化が見込まれており、人手不足を解消し、産業の持続的な発展を図るためには生産性向上が不可欠である。一方、ロボット・AI・IoT等の先端技術やデータを活用したスマート技術により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・スマート技術を具体化する施策として、農業では、スマート農業技術活用促進法に基づき、税制措置や金融等の優遇措置により、栽培方式の転換やスマート農業技術の開発を集中的に後押しする。また、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で構造転換を集中的に推進するため、スマート農業技術活用促進集中支援プログラムにより、重点開発目標に沿った迅速な技術開発、生産方式の転換、農地の大区画化、情報通信環境の整備等を実施する。
- ・林業では、スマート林業技術の開発・現場実装に向けた支援を加速化するとともに、地域の多様な関係者がデジタル技術をフル活用するための拠点（デジタル林業戦略拠点）を全国に展開する。
- ・水産業では、スマート水産業普及推進事業により、スマート化の伴走者の育成支援、スマート機器導入支援を行う。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、農業では、全国の普及指導センターへの相談窓口の設置等を通じて、民間事業者や関係団体等との連携を促進する。林業では、デジタル林業戦略拠点にコーディネータを派遣し、伴走支援をできる体制を構築する。水産業では、各都道府県又は漁業関係団体に拠点を設置し、スマート化の伴走支援体制を構築する。

v) 主なKPI

2030年までに、農業分野では、スマート農業技術を活用した面積の割合を50%とする。林業分野では、デジタル林業戦略拠点を25都道府県で展開する。水産業では、2027年までにデジタル水産業戦略拠点を11地域で展開する。

(4) 成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援

中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等により、成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦を支援する。

①成長志向の中小企業・小規模事業者の恒常的創出に向けたエコシステムの創出

地域経済の好循環を生み出すためには、中小企業が果たしている役割を可視化し、地域経済に波及力のある中小企業・小規模事業者の成長意欲を高め、「100億企業」が次々と生まれてくるメカニズムを構築することで、賃上げ、外需獲得、域内の仕入れ等を通じ、地域経済が成長することが重要である。そのため、経営者ネットワークの構築等を通じて成長企業の裾野を拡大するとともに、売上高100億円を目指す成長志向の中小企業の大胆な投資への支援（成長加速化補助金等）を切れ目なく強力に進めるほか、経営強化税制の活用、リスクマネーの供給促進等を通じ、中小企業・小規模事業者の成長投資を強力に後押しする。

これらの取組を通じ、成長志向の企業が中小企業・小規模事業者から中堅企業、更にその先へと成長していくことを後押しするシームレスな政策体系を構築する。

②成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラ構築

足下で中小企業が直面する事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M&A、人材育成等の課題について官民連携して取り組むことを通じ、成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラを構築する。

③新たな成長加速マッチングサービスの普及

成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の基本情報や挑戦しようとする課題を入力すれば、これまで接点のなかった金融機関・投資機関からの資金調達の機会を得たり、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家からの成長提案・助言を得たりすることを可能とする、新たな成長加速マッチングサービスを普及させ、中小企業の成長を後押しするとともに、民間支援サービスの活性化を図る。

(5) 地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保

地方の中小企業・小規模事業者における省力化投資、DX、新製品・サービス開発、新規事業開拓等を推進するためには、経営者を補佐する専門的な知見やマネジメント経験を有する経営人材の確保が必要である。他方で、都市部の経営人材が地方の中小企業・小規模事業者にフルタイムで転職することには一定のハードルがあることから、「週1副社長」（都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に1回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること）といった取組¹⁰を進めるなど、そうした経営人材の副業・兼業を一層促進することを含め、地域の経営人材の確保・育成に取り組む。また、地方の人手不足分野の企業における人材確保に取り組むとともに、副業・兼業のマッチングを進める。

①地域の経営人材のマッチング機能の強化

地域企業経営人材マッチング促進事業（金融庁・経済産業省による、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。通称「レビキャリ」。）・プロフェッショナル人材事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、各道府県の人材拠点経由でのマッチング支援事業）・先導的人材マッチング事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、地域金融機関等経由でのマッチング支援事業）といった人材マッチング支援を行う既存の

3事業について、副業・兼業にも重点を置きつつ、地域企業、仲介事業者等及び経営人材のなり手各々の目線に立った支援内容の見直し・拡充を図るとともに、上記3事業におけるレビキャリ・民間のデータベースの双方向の活用の在り方を含めた事業間連携や地域金融機関と民間人材事業者の連携を通じたマッチング機能の強化に向けた見直しに取り組む。

経営経験のない若年層であっても、地域中小企業に期間限定で雇用し、経営者の直下で経営経験を積ませることで、起業や事業承継の担い手の育成につなげるとともに、地域中小企業における若者の新しい視点・スキルによる成長を促す取組を促進する。

あわせて、地方自治体による地域企業の人材マッチングの取組を促進する。

②地方自治体・農協・地域金融機関の職員の副業・兼業の推進

地方公務員の副業・兼業について、地域課題解決につながる活動を幅広く認める観点から、許可基準の弾力化の検討を加速する。また、農協職員による農作業への従事や販路開拓などの副業の促進に向けた働き掛けや、地域金融機関の職員の副業・兼業の普及を進める。

③地域内での人事・採用機能や専門人材の共有化

地域の中堅企業等であっても人事を専門に担当する人材がいる企業は4割にとどまるなど、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、「稼ぐ力」の向上に不可欠な人事戦略・人員配置を検討し、必要な人材を外部から確保する機能を十分に有していない。民間事業者等が地域内のハブになって、商工会・商工会議所、地域金融機関、自治体等と連携して、人材の副業・兼業等を通じながら、地域内で人事機能や専門人材の知見を共有化するといった先進事例の横展開を促す。

④人手不足分野における人材確保支援の強化や副業・兼業のマッチング推進

地方の生活インフラを支える物流、医療・介護、子育て等の分野における人材確保のため、118か所のハローワークに設置している専門窓口の増設を図るとともに、これまで行ってきた、業界連携による就職面接会等の開催、求職者への担当者制による個別相談、窓口相談や事業所へのアウトリーチによる企業への求人条件や求人票の助言指導に一層効果的に取り組む。

ハローワークにおいて、長時間労働とならないための予防対策に関する留意点を十分に周知しつつ、副業・兼業のマッチングを推進するとともに、支援する他の関係機関との連携を図る。

⑤商工会・商工会議所における経営支援体制の強化

小規模企業振興基本計画を踏まえ、商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費・事業費の確保やデジタルツールの活用等による支援の質の向上・業務効率化、広域的な支援体制の構築等を進め、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく。

3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

336万者の中小企業・小規模事業者のうち、約100万者では経営者の年齢が70歳以上である¹¹。こうした経営者の高齢化などを背景に廃業は増加し、その半数以上は黒字企業であるという現状や、若い経営者の企業ほど新商品開発等の新たな取組

に積極的であるという傾向¹²を踏まえ、中小企業・小規模事業者の経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を社会全体として作り上げる観点から、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&Aに関する様々な障壁を取り払うための以下の施策から成る「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」を策定し、これに取り組む。

具体的には、M&A後の不安を解消するスキーム等のM&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化、M&Aを仲介する機関の登録制度の実効的運用に加え、新たな専門家の資格制度の創設の検討等の経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化、経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチングの支援等の取組を進める。

この中で、地域において経営者との継続的な関係の中で経営課題を把握できる立場にある地域金融機関においても、中小企業・小規模事業者の計画的な事業承継・M&Aを積極的に支援するよう促す。

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置）に関し令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

また、労働者の雇用の維持や働く環境の重要性に鑑み、事業承継・M&A時において、労働者の保護に関する法令等にとつた対応を徹底する。

（１）M&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化

M&Aの売手となる中小企業・小規模企業の経営者からすると、従業員の雇用維持や経営者自身の金銭面・生活面に対する不安、自社の事業の評価や信頼できる支援機関が分からないといったことを背景に、そもそもM&Aの検討を躊躇（ちゅうちょ）する人が多い。こうした売手の経営者の課題に寄り添い、中小企業・小規模企業の経営者がM&Aを経営の選択肢の一つとできるよう支援策を強化する。

①M&A後の不安を解消するスキームの普及

雇用維持や経営者保証の解除など売手企業としての重要な条件を遵守しない不適切な買手の問題に対する不安に対処するため、M&A後に同意事項に反した場合に買戻し又は解除を可能とするスキームの検討・普及を図る。

②経営者の再チャレンジに対する支援の拡充

廃業費用が出せないがゆえに事業を畳むことを決断できないという中小企業・小規模事業者のニーズに応えるため、事業承継・M&A補助金を活用して廃業・再チャレンジの支援を強化する。

③中小企業・小規模事業者のM&A市場における取引相場の醸成

中小企業・小規模事業者のM&Aにおける取引実績が可視化されておらず、自社の譲渡価格の相場の把握が困難な状況であることを踏まえ、M&A支援機関登録制度を通じてM&Aの取引データを集計し個者を特定できない形で公開することにより、譲渡価格の相場観の醸成につなげる。

④全国各地での事業承継・M&Aキャラバン（仮称）の実施

将来の経営に漠然とした不安を抱えつつ、自社の具体的な経営課題として事業承継・M&Aにどのように取り組んでよいか分からない経営者に対して気付きの機会を提供するため、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家が、事業承継・引継ぎ支援センターに経営者を紹介することに対するインセンティブを検討する。

また、事業承継・M&Aの意向を有する中小企業・小規模事業者向けに、全国各地でのシンポジウム等を実施することで、成功事例の共有を図る。

⑤実質的な財務状況の把握の促進

自らの事業に価値があるのか分からないといった声に対応するため、希望する中小企業・小規模事業者に対して税理士・会計士等による、個人資産と事業資産の分別、事業自体が持っている稼ぐ力の数値化を集中的に実施し、事業価値の可視化を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等）への橋渡しを促進する。

⑥事業承継・引継ぎ支援センターの周知・広報

公的相談窓口として全国47都道府県に設置されている中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターについて、中小企業・小規模事業者の経営者への認知度を更に高めていくため、地方での広報活動を集中的に実施する。

（2）経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化

経営者からするとふだんの経営で関わりのない民間のM&Aアドバイザーの専門知識や倫理観を信用しきれないという課題に対処するとともに、公的な総合窓口である中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターの体制を強化する。

①M&Aアドバイザー個人の質・倫理観の向上

M&Aの実施に当たっては、財務、税務、法務等の専門支援が総合的に求められる一方で、M&Aアドバイザーの専門知識には大きなバラつきがあることや、業界全体での規律の浸透を図るためには組織レベルでの規律に加えてM&Aアドバイザー個人レベルでの規律浸透が求められることから、新たな資格制度を検討し、支援人材の育成を図る。

②事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化

事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、今後見込まれる事業承継ニーズや将来に向けた支援人材の育成にも対応する観点から、金融機関や地域の税理士・会計士等の人材の活用などにより事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制を強化する。また、同センターによる都道府県のエリアを越えたM&Aのマッチングを促進する。

（3）経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチング等の支援

一般的に経営者の年齢が若い企業ほど新たな取組に積極的で、事業承継を実施した企業は、承継後に成長を加速させる傾向にある。M&A後の事業の成長加速の観点

から、経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチング、成長を志向する中堅・中小企業の連続M&A、計画的な事業統合（PMI（Post Merger Integration））を推進する。

①経営能力のある経営者へのマッチング支援

有望な事業を引き継ぎたい個人と優秀な経営者を迎えたい中小企業とのマッチングを進めるため、後継者となる個人がM&Aを行う場合の買収資金を供給するサーチファンド及び収益性が低く投資資金が集まりにくい小型案件を扱う事業承継ファンドに対する資金供給を後押しする。

②計画的なPMIの推進

円滑な M&A のためには M&A 前後の事業統合（PMI）が計画的に実施される必要があることから、中小企業・小規模事業者に対する PMI の重要性を事業承継・引継ぎ支援センターや地域金融機関を通じて周知するとともに、事業承継・M&A 補助金等の予算措置を活用して効果的な PMI を促していく。

（４）地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進

中小企業・小規模事業者にとって、身近で信頼できる経営の相談先として地銀・信金・信組等の地域金融機関が果たすべき役割は大きい。昨年、金融庁では、金融機関が顧客企業に提案するソリューションの一例として、PMIを含むM&A支援について監督指針に規定したところであるが、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業の持続可能性を支える観点から、金融機関が、顧客企業との継続的な関係の中で、経営者の状況も踏まえつつ事業承継・M&Aを含む事業継続のためのプランが検討されているかについても確認するよう改めて促していく。

（５）事業承継税制等の検討

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置（措置の適用に必要となる特例承継計画の提出期限が2026年3月に到来、対象となる相続・贈与の期限が2027年12月に到来））に関し、令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

「アトツギ甲子園」や後継者育成プログラムの提供などを通じ、事業を承継する後継者の経営能力の育成を図る。

（６）経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進

新規の債務については、「経営者保証に関するガイドライン」において、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入れを返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という3要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討することが定められており、金融庁の監督指針においても、金融機関に対し、同ガイドラインに沿った対応及びそのための体制整備が規定されている。こうした取組により、経営者保証を付した融資の割合は徐々に減少しているものの、民間金融機関の新規融資のうち5割で経営者保証が付いている状況¹³に鑑み、中小企業庁、金融庁、財務省とで連携し、上記3要件を満たす経営を中小企業・小規模事業者の経営者に対して推進し、経営者保証に依存

しない融資慣行の確立を進めていく。

既存の債務については、経営者保証が残っている場合も多く、M&Aや事業承継の支障となるという指摘もある。こうした状況に対応するため、昨年、金融庁において、事業承継・M&Aの際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証の解除の可能性を検討するよう、監督指針の改訂が行われたところであるが、全ての金融機関において改訂監督指針の趣旨に沿った対応が徹底されるよう、中小企業庁と金融庁が連携して取り組んでいく。

4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善

それぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できることが重要である。そのため、あらゆる労働者が、生成AI等のデジタル技術の台頭も踏まえた今後の産業と労働市場の見通しやその中での働き方の選択肢に関する十分な情報を得つつ生涯を通じて自ら働き方を選択でき、リ・スキリングなどによる能力向上や仕事について行った努力が、確実に賃金向上という形で報われるという社会の実現のために、良質な雇用の提供や、地域で活躍する多様な人材の活躍を推進するための環境整備を進める。また、賃上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政労使会議を引き続き開催する。

(1) アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきた。

人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む。）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。そのため、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進めるべく、業所管省庁から、業界団体等を通じて同制度の積極的な活用に向けた働き掛けを強化し、そうした業種における現場人材の育成につなげる。あわせて、建設キャリアアップシステムなどを参考に、業界団体等と連携し、技術・技能や経験を客観的に評価し、処遇につなげる仕組みの導入を促進する取組を進め、能力・経験に応じた処遇改善につなげていく。

Ⅵ. 3に記載の「産業人材育成プラン」を策定し、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成に取り組む。

(2) AI等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング

生成AIが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。こうした環境変化や技術トレンドも踏まえ、非正規雇用で働く者を含む幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。

保育や介護などの分野を含め一定の資格や実務経験を持つ人材が現場のデジタル化に必要なスキルを学ぶ場合等においては、既存資格や実務経験に付加する事項を

学ぶものである点を踏まえ、受講期間が比較的短いリ・スキリングについても、現在の支援事業の成果をいかし、支援策を強化する。

2022年度から2026年度末までの230万人のデジタル人材の育成（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で設定）に向けた取組について技術トレンドも踏まえた支援を着実に推進する。そのためにも、関係省庁等のAI・データの専門家を含むデジタル人材育成の取組について、その進捗確認及び横串を通じた推進に加え、必要に応じて新たな人材育成策を講じることで、政府全体でデジタル人材育成を機能させる体制を確保し、その取組を効果的に加速する。また、個人が継続的な学びと目的を持ったキャリア形成を行うことができるよう、個人のデジタルスキルの情報の蓄積・可視化や証明を可能とするデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキルごとのトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体で利用できるための環境整備を行う。

職業訓練等の機会が少ない非正規雇用労働者等が、離職することなく、働きながら学ぶことで、より待遇の高い仕事に挑戦できるよう、オンライン訓練の地域偏在を踏まえて、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、都道府県による委託訓練に加えて、高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じたオンライン訓練の全国展開を行う。

労働者が、キャリアコンサルタント等の継続的な支援を受けつつ、労働市場に関する情報等を活用して、自律的にキャリアを考え、スキルアップやより高度な職務に挑戦できる環境の整備を進める。

加えて、2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機として、関係省庁や業界団体、技能士等とも連携しつつ、中学・高校生の段階から若年層に対する技能尊重の機運醸成を図るとともに、技能労働者のスキル向上に向けた支援策を強化する。

(3) 社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身に付けるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係进行分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。

厚生労働省が運営する職場情報総合サイト（しょくばらぼ）、職業情報提供サイト（job tag）の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにばらばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築する。

こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。

(4) 医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ7人に1人である900万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と

生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、令和7年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

未来を担う子供たちの命と育成を支える重要な役割を果たす保育士・幼稚園教諭等の方々の処遇改善は極めて重要である。しかしながら、保育士・幼稚園教諭等の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。平成25年度以降、累計で約34%の処遇の改善を図ってきているが、引き続き、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について目標として掲げた他職種と遜色ない処遇の実現に向けて、「こども未来戦略」に基づき、更なる処遇改善を進めていく。

介護、障害福祉、保育における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

5. 最低賃金の引上げ

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている¹⁴。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な

取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

Ⅲ. 投資立国の実現

2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。

このためには、国内経済で回り始めた賃上げと投資の循環の動きをより強固なものにするために、海外市場とこうした循環を結び付けることによって、グローバル市場で稼ぐ力を強化していくことが重要である。

経済産業省の試算によると、国内投資拡大に向けた足下の官民の取組を継続し、2030年度135兆円・2040年度200兆円という新たな官民国内投資目標を実現することができれば、人口減少下でも拡大する内需が成長をけん引するとともに、不確実性が高まる国際環境の中においても世界にとって不可欠な製品・サービスの輸出が拡大することがあいまって、2040年度に名目GDPは約1,000兆円となるなど、中長期的な経済成長を実現していくことが可能になる。

この将来見通しの実現のため、GX、DX（AI・データ）等の次世代投資（研究開発やソフトウェア、ロボット・通信機器等）を1.8倍にするべく、製造業では、GX・革新技術による差別化や、DXによるサービス化等を通じ、新需要の創出、高付加価値化を実現する。また、情報通信業・専門サービス業では、新需要の開拓等を通じ、新たな付加価値を創出する。加えて、エッセンシャルサービス業は、省力化設備・サービスを駆使するアドバンスド・エッセンシャルサービス業への変化を図る。

このためにも、「金利のある世界」に移行し、国際的な不確実性が高まる中でも、企業が保有する現預金を積極的に国内で波及効果の大きな投資に振り向けるよう、企業統治改革、資本市場改革に加え、思い切った償却措置による投資促進策など諸外国の措置・動向も踏まえつつ、予算・税制によるインセンティブ措置も含めた、企業からの国内投資を引き出すための大胆な方策を検討する。

あわせて、こうした産業構造の変化に応じた人材需要を踏まえ、各産業における生産性向上・省力化の取組、人材育成の取組等を政府全体で総合的に推進する。

これらを含め、200兆円の目標の実現を見据えた国内投資喚起とグローバルサウス等の需要取り込みのための「輸出拡大・多角化支援パッケージ」として、以下の取組を進める。

1. 中堅企業の創出・成長加速

国内に9,000者存在している中堅企業は、設備投資、人的投資、賃上げの全ての側面で、国内経済の成長と地方創生のけん引役となるポテンシャルを有している¹⁵。賃上げにつながる設備投資の支援に加え、世界市場の中でオンリーワンの製品・サービスを抱える中堅企業の輸出や研究開発を大胆に後押しする施策を具体化し、中

小企業は中堅企業に、中堅企業は大企業に成長していける、シームレスで効果的な支援の体系を中堅企業成長ビジョンに基づいて実行する。

①中堅企業の成長のための設備投資の促進

中堅企業が国内に工場を残した上で海外に輸出して稼ぐことを目指す場合には高額な費用負担が生じる。こうした観点も踏まえ、中堅企業等による工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う事業について、引き続き、地方の津々浦々にまで投資と賃上げの好循環を生み出すべく、政策を総動員して着実な支援に取り組む。

これらの点も含め、本年2月に策定した「中堅企業成長ビジョン」に基づき、中堅企業に対する支援策を実施する。

②中堅企業の研究開発・輸出の促進

海外売上高比率が高い中堅企業ほど労働生産性が高い。一方で、ドイツでは自社で店舗や個人向けの最終製品を直接販売するグローバル・ニッチ・トップ企業が多いのに対して、日本のグローバル・ニッチ・トップ企業の8割は製造受託型であり、海外展開までのスピードにも差がある。また、企業による研究開発についても、ドイツでは中堅・中小企業によるものが活発であるのに対し、日本では従業員規模1万人以上の大企業が中心である¹⁶。

中堅企業が自分で海外に直接営業を行うために必要な人材を確保することを促進するなど、日本の中堅企業が、海外市場を含めて自力で販路開拓ができるように後押しするとともに、中堅企業が我が国の輸出に果たす役割にも着目し、官民の輸出支援体制も強化しながら、中堅企業の輸出促進に取り組む¹⁷。

同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。

③中小企業から中堅企業への成長加速

中小100億企業の創出と成長支援に向けた取組の中で、中小企業では輸出を担当する人材が不足している現状を踏まえ、輸出の担い手を多角化し、その裾野を広げる観点から、各地域の中小企業がその地域の強みをいかしてコンソーシアムとして連携し、輸出を行うことを、積極的に促す。

また、中小企業の英語対応能力の向上支援を行うほか、成長意欲のある中堅・中小企業が複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しする。

一方で、ファミリー企業が多い中で、まずは経営者の意識改革を促すとともに、ガバナンス体制の在り方や、資金、人材、研究開発への支援の在り方について、引き続き検討を進める。

2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し

世界に先駆けて超高齢化社会¹⁸を迎え、災害¹⁹にも直面する、我が国のピンチをチャンスに変えて、グローバルサウス諸国の成長する海外需要を取り込むべく、ヘルスケア・防災などの分野で、社会課題を解決する製品・サービスの開発と輸出の拡大に取り組む。

また、潜在力が高く伸びしろの大きい分野についても、農林水産物・食品の輸出等による「海外から稼ぐ力」の強化、エンタメ・コンテンツ産業でのクリエイターの育成支援や取引適正化・海外展開支援、地方におけるインバウンドの拡大を通じた観光産業の成長を促す。

(1) ヘルスケア

ヘルスケアは、グローバルでは成長が目覚ましい市場であり、日本国内でも、公的保険外のいわゆるヘルスケア産業（予防、健康増進、検査、食、データインフラ等）で現在約30兆円、公的保険の約45兆円を合計すると、約75兆円の規模に上る。イノベーション促進、規制緩和、投資等の環境整備を通じ、フロンティアを開拓し、継続的な成長を遂げるエコシステムを形成する必要がある。

一方、ヘルスケアには、①国民に質が分かりにくく、消費者トラブル等の防止に向け質の見える化・確保が必要、②イノベーションが公的保険適用される場合、国民の保険料負担等にも配慮する必要等の特性があり、健全な成長促進が求められる。

これらを踏まえ、公的皆保険（約45兆円）の持続可能性を確保しつつ、2050年に向けヘルスケア産業を現在の約30兆円から約80兆円規模に向け成長させることにより「100兆円ヘルスケアマーケット創出」を目指し、ヘルスケア・トランスフォーメーション（HX）として必要な改革を行う。

以下に記載の取組に加え、Ⅳ. 3. ④に記載の「ヘルスケアスタートアップの育成」及びⅤ. 5. (6)に記載の「健康・医療」についても併せて取り組む。

①ヘルスケアへの投資拡大

実用化に向けた研究開発段階や、上市後の社会実装段階、量産化段階における支援の強化に向け、国内ベンチャーキャピタルマーケットの育成、海外ベンチャーキャピタルとスタートアップとのネットワークの促進等を行う。国内アカデミア・スタートアップによる英語ピッチイベントへの海外ベンチャーキャピタル招致や、労働力人口減少を解決する製品の開発、医療機関への導入を進める。これらの支援が結果として大手企業等によるM&Aなどの民間投資につながるよう取り組む。

②テクノロジー活用（予防・健康づくり等）

i) デジタルヘルスサービスの社会実装の促進

国民の主体的な予防・重症化予防・健康づくり、データヘルスの推進のため、民間PHR (Personal Health Record) を始めとしたデジタルヘルスサービスの社会実装に向け、インセンティブ制度との連携や健康経営の更なる促進等を通じてマネタイズ環境の改善を進める。またアカデミアと共に診療アウトカム等の蓄積を目的とした研究を進める。予防・健康づくりの特色を踏まえたエビデンスの構築・整理を進めるとともに、AMEDにおける研究開発やプライマリヘルスケア・プラットフォームを通じたエビデンスに基づいたヘルスケアサービスの開発・実用化に関する伴走支援等を推進する。

ii) 病院の情報システムの刷新

ヘルスケアスタートアップが開発する最新技術の利活用を容易にするべく、電子カルテ等の病院情報システムについて、従来のオンプレ型システムから、いわゆるクラウドネイティブ型システムへの移行を促進する。

iii) 医療・介護のDX

医療・介護DXについて、政府を挙げて確実かつ着実に推進する。リアルワールドデータの利活用推進のため、厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係の公的データベース、次世代医療基盤法に基づく認定作成事業者が保有するデータベースを用いたユースケースの実証を行う。健康・医療に関する情報やライフログデータ等のPHRを有機的に連結できる環境の整備、疾患解明や創薬等の利活用に貢献するデータドリブンのオールジャパンのバイオバンク機能の強化、適切なオンライン診療を含む遠隔医療の推進や、ウェアラブルデバイス、プログラム医療機器等を用いたヘルスケアにおけるDXを推進する。また、効率的かつ質が担保された医療・介護の提供のため、AI・ICT等を活用した介護テクノロジーやデジタル技術を用いた医療機器などの研究開発及び社会実装を進める。

③国際展開（マーケット分析と支援体制の強化）

グローバルサウス等への我が国の健康・医療・介護関連産業の展開を促進するほか、海外企業の動向や各国市場に対する調査分析を踏まえ、施策を精緻化する。

医療インバウンドも含めた医療の国際展開及び国際貢献の推進に向けては、関係省庁で連携し医療機関の受入れ体制の強化や東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）と連携した海外留学生の受入れ等による外国医療人材の育成に取り組むほか、医療機関のプロモーション支援や日本の医療ブランドを発信するプラットフォームを整備していく。グローバルヘルス分野のインパクト測定・管理手法の整備やインパクト投資促進、MExx構想の推進や医療インバウンド支援、UHCナレッジハブの設立、健康・医療・介護関連産業での国際調達や国際展開促進とUHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）達成に取り組む。また、気候変動に強靱かつ低炭素で持続可能な保健医療システムの構築を目指した気候変動と健康に関する変革的行動のためのアライアンス（ATACH）の取組を促進する。そして、国内においても、気候変動に強靱な保健医療システム、低炭素で持続可能な保健医療システム、そして保健医療部門におけるネット・ゼロコミットメント（温室効果ガスの排出量をネット・ゼロにすること）に関する取組を実施する。

（2）防災

救助ロボット等が、災害時に多様な環境下で効果的に作業するため、ロボティクスとAIの融合によりその開発を進める。そのために必要となるデータが不足していることから、産学の様々な研究者や事業者が参画し、まずは試験環境下でデータを収集し、そのデータを用いてAIの開発・利活用を加速化し、更なるデータ収集につなげる仕組みを構築する。また、災害現場でのデータ収集や作業に必要なセンサーやハードウェアの開発を推進する。あわせて、その実装、調達が円滑に進むよう、想定される需要先の参画の下、開発段階からニーズを把握し、導入側の体制や活用環境を平時から整備するとともに、実需のある具体的な仕様の検討を進める。

（3）農林水産業・食品産業

農林水産物・食品の輸出、海外進出、インバウンドの3つの好循環の実現に向けて取り組むとともに、改正食料・農業・農村基本法に基づき、初動5年間で農業の構造転換を集中的・計画的に進める。

①農林水産物・食品の輸出等による「海外から稼ぐ力」の強化

農林水産物・食品の輸出、海外進出、インバウンドの3つの好循環の実現に向けて取り組む。

農林水産物・食品の輸出は、昨年1兆5,000億円を初めて超えた。2030年5兆円に向けて、その内訳となる品目ごとの国・地域別目標、輸出産地数、課題と対応方向を踏まえ、マーケットイン・マーケットメイクの観点から、新市場の開拓等による「海外需要の拡大」と、輸出産地の育成等による「供給力の向上」とを車の両輪で進める。供給力の向上に当たっては、生産・加工・流通・現地販売それぞれの段階のボトルネックを解消するための実証を一気通貫で支援し、新たなサプライチェーンモデルの構築と横展開を強力に進めるとともに、徹底した低コスト化を通じた生産性の向上のための農地の大区画化等を推進し、大規模に輸出に取り組む産地が農畜産物の輸出目標額の過半を輸出することを目指す。また、販路開拓に当たっては、地理的表示（GI）を活用したブランド保護や魅力発信の推進、日本各地の食や旅に関する番組を海外に配信する新たな日本食チャンネルや、アニメと食の組合せによる日本食・食文化の海外発信を促進することを目的とした顕彰制度の創設・普及といった我が国の強みであるコンテンツとの連携を強化するなど、日本食・食文化を効果的に発信する。あわせて、食料安全保障の確保に向け、育成者権の存続期間を延長するなど、品種保護を徹底しつつ、産官学の連携の下、先端技術も活用した競争力の高い優良な新品種の育成・普及を強化するための法制度の検討を行う。

また、この10年間で3倍以上に増え、世界中で18万店以上の日本食レストラン²⁰を支えるのが、質の高い日本産食材である。こうした食品産業の海外展開は、日本産食材の輸出のみならず、現地での日本食・食文化の浸透にもつながる。輸出支援プラットフォームを発展させ、さらに、在外公館も活用して、法務・税務等に通じた海外現地専門家の配置や日系食品企業のネットワーク化、食品企業の日本産原材料の安定調達へのサポートといった国内外の事業者への伴走支援の強化、現地のコールドチェーン構築の推進など、輸出と併せて食品産業を海外に更に展開する。

さらに、食を主目的とする訪日外国人観光客が、日本の食をお土産として持ち帰る事例も数多く見られており、こうしたインバウンドを契機とした日本食のファンづくりを加速する。そのため、地域の魅力ある食材や歴史・文化を一つのストーリーにして、旅マエ、旅ナカ、旅アトの各段階で訪日外国人に効果的にアプローチすることとし、農泊や海業、ガストロノミーツーリズム（その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的としたツーリズム）等の取組の連携により、地域資源をいかした地域づくりを推進する。

農林水産物・食品の輸出、海外進出、インバウンドの相乗効果を生み出せるよう、農林水産省を中心に、国税庁、経済産業省、観光庁、外務省、日本貿易振興機構（JETRO）、日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）、日本政府観光局（JNTO）などの関係省庁・関係機関が連携する。

また、国内のコールドチェーンについては、民間のロットが集まらないとの課題に対応するため、民間で協業して混載するなど、その改善策に取り組む。あわせて、スタートアップの育成や、新たな技術も実装しながら、生鮮品の輸出先の拡大・多角化を図り、強靱な商流・輸出構造を構築する。加えて、台湾への船便は10日から2週間程度で着くものの、通関で最長2か月程度掛かるケースもあり、賞味期限の

延長等が課題である。このため、賞味期限をより長期に設定できるよう、こん包・包材の改善、早期の収穫、新しい保存方法の活用など、検討を進める。

こうした施策の強化を通じて国内の供給力を強化し、食料安全保障の確保を図るとともに、地方の所得向上につなげる。

②農林水産業・食品産業を通じた地方の成長

農林水産業・食品産業は地方の成長の根幹でもあり、食料安全保障の強化のみならず、地方の所得や雇用を生み出す観点からも極めて重要である。

このため、改正食料・農業・農村基本法に基づく初動5年間（令和7～11年度）の農業構造転換集中対策期間において、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、担い手を育成・確保した上で、生産コストの徹底的な削減に向け、農地の大区画化、共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行うとともに、地方も含めた施策の推進に必要な体制等を確保し、収益力向上を通じた所得向上を図る。

また、農地の集積・集約化や情報通信環境を含む基盤整備等を通じた食料自給力の向上、生産性向上等に向けた水田政策の見直し、実情に合ったスマート技術開発等の中山間地域対策、大人の食育推進、農林漁業体験機会の拡大、学校給食での地場産物等の活用促進、国産物の消費拡大、動植物検疫の強化、食品アクセスの確保、農山漁村と観光業者やスタートアップ等との「新結合」等を推進する。

さらに、環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、農林水産分野におけるGHG（温室効果ガス）排出削減技術及びそれを後押しする施策をまとめた「農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ」の海外展開を図ることにより、国際貢献や国際交渉におけるプレゼンスの向上、気候変動に関係する国内産業育成等を進める。

加えて、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させるため、改正森林経営管理法に基づき、森林の集積・集約化を進めるとともに、森林の循環利用を担う多様な人材・経営体育成、林道等基盤整備や再造林、JAS構造材やCLT（直交集成板）による建築物の低コスト化等による国産材転換・木材利用拡大、担い手の育成、スマート林業、花粉症対策等を進める。

海洋環境の激変という危機的状況を踏まえ、資源調査・評価の抜本的改善や、新たな操業形態への転換、未来の漁業を担う経営体・人の確保、漁港漁場の整備等の漁業の強靱化を図り、海業の全国展開、漁村環境の保全に向けた漁業者活動の推進、「ぎょしょく」の普及等の海の地方創生を進めるとともに、改正漁業災害補償法に基づく新たな共済方式の実施、スマート水産業、養殖業の成長産業化等を進める。

(4) コンテンツ産業活性化戦略の実行

アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・漫画といったコンテンツは、世界の人々を魅了して、世界市場の中でも高く評価されている、我が国の誇るべき財産である。実際、コンテンツ産業は、鉄鋼産業や半導体産業より大きな海外売上げを上げており、海外売上げは5兆円を超えて、日本の産業の中でも自動車産業に次ぐ存在になっている。また、コンテンツ産業は地域の中で生まれ、地方創生に寄与すると同時に、海外の活力を取り込むという観点からも重要である。我が国の基幹産業であるコンテンツ産業について、日本発コンテンツの海外市場規模を2033年まで

に20兆円に拡大する目標の下、昨年策定した「コンテンツ産業活性化戦略」の分野ごとの戦略を具体化し、当該目標の確実な達成を図るため、分野別海外市場獲得の見通しについて、重点地域、市場展開方針等の取組を具体化しつつ、その明確化に取り組む。当該明確化を不断に行いつつ、アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・漫画といった主要分野ごとに、5か年程度のアクションプランを策定し、支援策の具体化・強化に取り組む、官民連携による国際展開と競争力強化を推進する。この際、官は環境整備を図るが、民のコンテンツ制作には口を出さないという、官民の健全なパートナーシップの構築を改めて確認する。

①クリエイター・コンテンツ産業に関する司令塔機能の強化

i) 司令塔機能の更なる強化

クリエイター・コンテンツ産業に係る政府の司令塔機能であるコンテンツ産業官民協議会において、官民で進捗状況を共有・確認しながら、PDCAサイクルを回していくとともに、実効性の確保を含め、更なる強化に向けた検討を進める。

その際、世界に通用するクリエイターは、確実に稼げるとは限らない、実験的なところから作品を作り始めて花開いていく人が多いことを踏まえ、そのような人たちを瘦せ細らせないために、どのような仕組みを官民で作っていけるか、引き続き官民で検討を深める。

ii) コンテンツ関連施策の統合・強化と情報発信・相談窓口の一元化

事業者向けの支援を行う経済産業省とクリエイター個人の支援を行う文部科学省の施策について、クリエイター支援基金の活用や更なる統合を含めて、その施策を更に抜本強化する。

また、ポータルサイトの構築等による省庁横断的な支援メニュー、相談窓口の一元化、統一的な情報発信に取り組む。

加えて、コンテンツ産業の就業者数、市場規模等の継続的な把握に必要な統計データ等の整備の在り方について検討を行う。

②海外展開及び世界に通用するコンテンツの制作・流通の促進

i) 海外展開支援の抜本強化（コンテンツ海外展開2.0）

国際映画祭や国際見本市へのジャパンパビリオンの出展支援など、優良なコンテンツや作品の海外での発表機会を増やすべく、取組を強化する。

我が国における主要なイベントの在り方を見直し、我が国のコンテンツの発信だけでなく、世界のコンテンツを評価する枠組みを設け、我が国の市場としての魅力を高めるとともに、音楽・映画のみならず、アニメ分野についても、世界の作品を対象とした顕彰制度の創設を検討する。

海外におけるライブなどのリアルイベントの開催等を通じ、海外のファン層の定着を図るとともに、進出先の規制面等に課題がある場合には、共同制作・相手国との対話等を積極的に進める。

また、我が国の音楽、アーティストの海外展開を一層促進し、アーティスト等への望ましい対価還元を図るため、「レコード演奏・伝達権」の導入について、関係者の合意形成の見通しや法制的な枠組み、国際的な著作権制度との調和等を含めた在り方を議論し、早期に結論を得る。

ii) コンテンツ制作の支援

グローバルに通用する質の高いコンテンツ作品の制作の資金の確保のため、映適（日本映画制作適正化機構が行う作品認定制度等の取組）の利用拡大等に配慮しつつ、制作会社が自ら資金調達をする作品の制作支援を行う。その際、他国で実施されているような開発費に関する税制措置なども参考に予算以外のインセンティブや、製作委員会方式に限らない多様な民間の資金調達手法の多様化についても検討するとともに、コンテンツ制作者とデジタルプラットフォームとの契約の透明化や改善に向けた制度整備も含めて検討する。

映画や放送番組等の映像コンテンツについて、映像上の背景や建築物等のデジタルアセットの制作とそのアーカイブ化の促進、不足する撮影スタジオの民間整備、コンテンツ産業におけるAIの利活用の在り方の検討、各国に伍（ご）するための高機能かつ先端的な技術（4K設備・VFX等）の活用支援の強化を行うとともに、多様なIP創出に向けた企画・開発段階での支援、海外に遜色ない水準でのロケ撮影等の誘致の支援に取り組む。

国内映像制作会社等の税負担実態や主要国におけるタックス・インセンティブの現状等について把握し、映像産業の効果的な支援策の在り方を検討する。

我が国のコンテンツ産業の海外売上げの約6割を占めるゲーム産業は、高度化したゲーム機の開発費の高騰や、開発人員が不足していること等が大きな課題であり、その成長を後押しするため、海外市場を見据えた大型タイトルや新規IP創出に対し、制作費の一部を直接的に支援する補助制度を創設・拡充するとともに、諸外国において導入されているゲーム産業特化の支援策等を参考に、我が国において国際競争力の強化と輸出拡大を図るための方策を検討する。また、世界で通用する高度なクリエイティブ・技術人材の育成と確保を強化するため、学校教育段階からの体系的な人材育成や、民間企業・海外企業との人材競争に対応する施策を戦略的に推進する。ゲーム開発に必要な機能を提供するソフトウェアである「ゲームエンジン」の開発・提供について、独自エンジンを開発している日本のゲーム会社を後押しし、高度な次世代ゲームエンジンの開発を目標に大学院や企業が連携してプログラム開発を行う取組を支援する。

コンテンツ産業のグローバル競争力を強化するため、日本発コンテンツの海外展開を支援し、売上シェアの拡大を図るべく、重点戦略国・地域においては、韓国コンテンツ振興院（KOCCA）のうち海外展開支援を行う組織体制を参考に、現地ニーズを踏まえた支援体制の整備を進め、JETRO等の出先機関の機能強化、迅速な現地対応が可能な海外拠点の設置を含め、マーケティング・広報・ローカライズ支援を総合的に展開する。J-LOX+等の海外展開促進事業についても、ゲーム分野への適用拡充を図る。

さらに、eスポーツについて、日本eスポーツ連合や自治体を中心に取組の充実を図る。

iii) 諸外国に対する日本発コンテンツの更なる展開

JETROの海外事務所について、コンテンツ専門人材の採用・配置を強化し、事業者の海外公演等のサポートを充実させる。

東京国際映画祭における映画人の交流のための交流ラウンジを含め、国際交流基金による支援や在外公館等を活用した日本発コンテンツの魅力発信強化及びネットワーク構築を進める。

我が国の放送番組の海外配信機能強化の取組を加速するとともに、マンガを含む活字コンテンツについて、海外での評価形成基盤の構築を進める。

同時に、二国間・多国間による協力体制を構築し、デジタルコンテンツ・グッズ類等の海賊版対策を進めるとともに、国内権利者の権利行使の実行支援や国際的な海賊版対策のための普及啓発、AIを活用した実効性の高い海賊版対策の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。

iv) 将来のクリエイターの育成と次世代のクリエイターのための基盤整備

各地域において、子供たちの体験機会を充実させるとともに、映像リテラシーを学び、映像文化の発信拠点であるミニシアターについて、我が国の映画文化を維持していく観点からも、その設備更新に係る支援を行う。

漫画・アニメ等のメディア芸術におけるメディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想に基づき、産業界と連携し、漫画・アニメ等のデジタル・アーカイブを含めた保存活用に関する調査研究、人材育成、海外の代表的な美術館等との交流、国際的な情報発信等を行う我が国の「ハブ」となる拠点の更なる整備を推進する。

放送から配信への視聴環境の変化も踏まえ、放送業界のビジネスモデル変革を進めるため、官民が連携した協議会を組成し、アクションプランを定め、グローバルに通用するコンテンツ制作や海外展開等に取り組み、コンテンツビジネスに特化したプロデューサー等の高度な専門人材の育成を図る。

「クリエイター支援基金」を活用し、大学・専門学校等における業界スキルの可視化・標準化のためのカリキュラム作成を進め、グローバルに活躍する高度専門人材を育成・確保するとともに、オープン教材の開発・導入、指導者研修等を全国の大学・専門学校等へと展開し、クリエイター、技術職、スタッフなどの職種における中核的専門人材を育成・確保する。

v) コンテンツを通じた地域振興

先進的な取組を行う地方自治体による新しい地方経済・生活環境創生交付金の活用を促進するとともに、「コンテンツと地方創生の好循環プラン」に基づき、地域が一体となった取組を加速する。

そのため、フィルムコミッション、許認可権者、製作者等が取り組むべき事項等をまとめたハンドブックについて、英語版パンフレットを作成し、海外にも発信する。また、地方のストーリー・産品を活用した「聖地」づくりを促進し、その優良事例の表彰制度を創設する。あわせて、コスプレイベント等、地方で広がる多様なリアルイベントを海外からの観光客誘致へとつなげるよう官民連携して支援する。

③クリエイターが安心して持続的に働ける環境等の整備

現場で働いているスタッフが十分に生活できるという下支えがあって初めてクリエイターが成長する。その生活が安定し、適切な取引関係や労働時間が遵守される環境の整備に取り組む。

i) 優越的地位の濫用防止等と取引適正化

実演家等が働きやすい環境を作るためには、コンテンツ分野においても、価格転嫁の促進に取り組むなど、取引慣行を是正していくことが不可欠である。2024年に行った音楽・放送番組の分野の取引慣行等の実態調査を踏まえ、実演家と事務所と

の間の契約等を適正化する観点から、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定し、関係省庁が連携してその指針の周知徹底を図る。

映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、2025年から行っている映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を進め、本年秋の結果公表を目指す。その調査結果を踏まえて、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定する。

また、昨年10月に改訂した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」の周知を徹底するとともに、クリエイターが契約・活動に関するトラブルを無料で弁護士に相談できる「文化芸術活動に関する法律相談窓口」等の体制を強化する。

ii) 就業環境の整備の促進

クリエイターが創造性を最大限発揮していくためにも就業環境の整備を官民一体となって強力に推し進める必要がある。

国内映像制作等に関する事業者向け支援について、映適や労働基準法の準拠等を加点又は要件とするなど、支援事業の在り方を見直し、改善を図ることで、業界における自主的な取組を支援するとともに、クリエイター支援基金を活用した就業環境の改善に向けた取組を進めるほか、制作に係る労働環境の改善に伴う諸課題の解決策について検討する。

急速に成長するアニメ産業において、質の高いアニメーションが持続的に制作されるよう、映画業界が作成したガイドラインを参考に、クリエイター等の就業環境が適切に提供されている作品を認定する枠組み（アニ適）の創設に向けた取組を支援する。

(5) 観光

2023年3月に閣議決定した観光立国推進基本計画に基づき、2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、消費額15兆円という目標の達成を目指し、持続可能な観光地域づくり、地方を中心としたインバウンド誘客、国内交流拡大に向けた施策を推進していく²¹。

特に、観光客の受入れ増加に伴う混雑・マナー違反等の未然防止・抑制等に取り組みつつ、地方を中心としたインバウンド誘客に向け、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり等を推進する。

①地方でのインバウンドの推進

地方の中堅・中小企業において、特にサービス業などのインバウンドに関わる業種の需要は旺盛であり、地方におけるインバウンドの拡大に取り組む。

その中で、昨年の訪日外国人旅行者3,687万人のうち81%が羽田空港、成田空港、関西国際空港及び福岡空港の4空港を利用しており、これから更に約2,000万人増えた場合、これらの主要空港に加えて、他の地方空港が受け入れられる体制を整備する必要がある。地方空港からの海外便を増やすため、インバウンドとアウトバウンドのバランスに留意し、主要空港からの訪日外国人旅行者が地方空港から出国するようなインセンティブづくりや、初期の赤字期間を支援する仕組みづくりなど、戦略的に地方空港を活用するための取組を検討する。加えて、クルーズ船の受入環

境整備を行う。

酒蔵で修行を積んだ若者が酒蔵を引き継いで新たに酒造りを始めている例が見られるが、個別の少数の事例にとどまっている。こうした中で、「伝統的酒造り」を次世代に継承していくため、2025年度に実施する予定の調査事業の結果も踏まえ、関係団体と連携して、意欲と能力のある者により酒造りが始められる取組として、まずは新たに酒蔵の事業承継を支援する事業に取り組み、国税庁が進捗をフォローアップしていくことを検討する。

②質の高いDMOを中心とした観光地のマネジメント体制の構築等の推進

観光地経営の司令塔となるべきDMO（Destination Management/Marketing Organization：観光地域づくり法人）について、課題となっている資金と体制と地域経営力の強化を図る。

DMOに対して財源計画の策定等を義務化するとともに、DMOにおける十分な自由度と規模の活動資金を確保するため、宿泊税、入域料等の安定財源の確保等の体制強化を支援する。そのため、観光客数や消費額等をDMOの収入に連動させてDMOにインセンティブが働くことになるよう、先進事例を整理した指針を策定し、地方自治体等に周知する。

DMOが自律的に司令塔機能を発揮するための観光地経営人材を育成・確保するため、観光庁認定の職員研修の受講を義務化するとともに、職員等を指導する人材を派遣する。加えて、経営管理能力を備えた外部人材を相応の待遇で採用し活躍させられる組織体制づくりを支援する。

地域経営力の向上に向け、観光地経営戦略の策定と、地域の関係者が参画した合意形成の仕組みの構築を義務付ける。同戦略策定に活用すべき人流等のデータ分析システムの構築や、同戦略に基づく二次交通確保等の受入環境整備等と、それらの成果を地域住民に説明し地域経営に反映させる取組を支援する。

世界に誇れる持続可能な観光地域づくりに取り組むDMOの形成に向け、「先駆的DMO」の選定を進め、地域が観光収入を最大限に享受できるよう、地域の観光事業者や金融機関等が一体となって行う、消費単価の高い観光客の誘客や観光施設等の高付加価値化投資等を重点的に支援し、先進事例として育成するとともに、そのノウハウや仕組みの全国展開を図る。

（6）対外経済連携・海外ビジネス展開の推進

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け様々な場で提起・推進するとともに具体的な取組を進める。CPTPP、RCEP等の経済連携協定、新規のEPAや投資協定交渉の推進を通じ、自由で公正な経済秩序を維持・強化する。多国間の枠組みにおいても、WTO体制の強化において中心的な役割を果たす。

プロセスの迅速化や新しい国際協力の推進を含め、様々な形で政府開発援助（ODA）を拡充し、ヘルスケアなど新たな分野も含め、日本の強みを戦略的に提案していく「オファー型協力」に基づく具体的案件の形成を推進することで、開発途上国の課題解決とともに、日本企業による投資や輸出拡大につなげていく。

在外公館の経済広域担当官や外部アドバイザー等を活用したネットワーキングイベントやセミナーの開催を通じ、特に中堅・中小企業の海外展開や食品産業の海外展開などにおいて、現地で頼れる地場のパートナー企業と連携することを促進する。こうした日本企業の投資、輸出拡大、海外展開等を推進するに当たり、開発課題へ

の民間資金動員や日本企業との協力を進める国連開発計画（UNDP）のような国際機関との連携を更に強化する。

「インフラシステム海外展開戦略2030」に基づき、引き続き官民の連携を強化し、2030年における海外でのインフラシステム受注額45兆円の目標達成に向けて同戦略を着実に実施する。

海外においては、JICA法改正による新たな制度等を活用し、各国の社会課題解決に資するインパクト投資を推進するとともに、国際協力銀行の機能を活用した支援を推進する。

（7）対日直接投資の呼び込みの加速化

対日直接投資残高を2030年に120兆円、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円とすることを目指し、「対日直接投資促進プログラム2025」を実行する。DX、GX、ライフサイエンス等の戦略分野における投資の促進、新しい地方経済・生活環境創生交付金における対日直接投資の誘致を支援する取組の推奨、特区制度の活用・見直し等の取組を進める。在外公館とJETRO事務所の連携によるFDIタスクフォースを通じた活動を拡大し、対日直接投資に関する情報発信を強化するとともに、対日直接投資増に伴い見込まれる英語人材への需要も念頭に、インド等のアジア地域からの高度外国人材を確保する。

3. GX・DXの着実な推進

エネルギーの安定供給を大前提に、2050年カーボンニュートラル等の国際公約と、経済成長・産業競争力強化を共に実現していくGXを着実に推進する。

同時に、DXの着実な推進により、AI・デジタル技術等がもたらすゲームチェンジ・産業構造転換の主導権を確保する。その際、高い信頼性が求められる分野での我が国のものづくりの強み等をいかした対応を検討する。

（1）GX

我が国の固有事情を踏まえ、S+3Eの原則の下、あらゆる選択肢を追求していくことを大前提に、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく。特に、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を国際的に遜色ない価格で確保できるかが我が国の産業競争力に直結する状況であり、再エネや原子力などの脱炭素電源を最大限活用していく。こうした考え方の下で本年2月に閣議決定した「GX2040ビジョン」、「第7次エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」を一体的に遂行しながら、政策の具体化を進め、エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素の同時実現を目指す取組を加速していく。

また、市場のライフサイクル全体で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を産官学で連携して進める。

①2040年を視野に入れたGX・エネルギー政策の展開

DXやGXの進展に伴い、電力需要の増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保が国力を左右する状況にある。データセンター等大規模需要の省エネを推進するとともに、データセンターの適地誘導等につながる電力と通信の効果的な連携（ワット・

ビット連携)、系統整備に係る費用の公平性確保等のための仕組みや発電や送配電などの電力分野における脱炭素投資に向けた事業環境整備やファイナンス円滑化の方策等を検討する。

また、GX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響、技術開発の動向なども踏まえて、必要な見直しを効果的に行った上で、民間事業者の予見性を高め公正な移行の観点からGXを推進し、10年間で、20兆円規模の先行投資支援策により150兆円規模の官民投資を呼び込むための成長志向型カーボンプライシング構想を実行していく。

あわせて、革新的なエネルギー技術について、明確な国際戦略を産学官で共有しながら開発を加速させ、非連続なイノベーションと早期の社会実装を実現させていく。

上記のような観点も踏まえ、以下のような取組等を推進する。

- ・再生可能エネルギーの導入拡大
- ・洋上風力の導入拡大
- ・地域と共生した再生可能エネルギーの普及
- ・系統整備と蓄電池等の促進
- ・原子力の活用
- ・水素の活用等
- ・石油・天然ガス、重要鉱物等の資源の安定供給確保
- ・事業者間連携の促進
- ・次世代航空機等のモビリティ関連の脱炭素化

この中で、地熱発電について、クローズドループ（高温の地熱層に坑井（こうせい）を掘削し、流体を循環させて発電する方式）等の次世代型地熱発電の早期実用化のための対応方針を本年内を目途に取りまとめる。また、中小水力発電の流量調査・自治体主導案件創出に取り組む。SAF（持続可能な航空燃料）については、国際競争力のある価格の実現に向け、研究開発や設備投資を促進する。

②成長志向型カーボンプライシング構想の実行と更なる発展

i) GX経済移行債の活用

GX経済移行債について、GX2040ビジョンに定める投資促進策の基本原則に基づき、技術や市場の見通し、事業の効果などの要素を検討するとともに、GX投資を促進していく。また、世界初の国によるトランジション・ボンドとして発行したクライメート・トランジション利付国債については、世界のトランジション・ファイナンス市場の拡大に向けて着実な発行を重ねていくとともに、資金充当レポートやインパクトレポートの発行などを通じ、市場からの信頼性を高めていく。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、グリーンイノベーション基金事業における更なる取組を進め、当該事業におけるプロジェクトの成果を最大化していくため、引き続き、グローバルな競争の動向を捉えるとともに、それらの分析や外部有識者の意見等も踏まえ、必要に応じて取組内容の見直しを行っていく。

ii) 成長志向型カーボンプライシングの具体化

GX2040ビジョン等に基づき、2026年度からの排出量取引制度の本格稼働、2028年度からの化石燃料賦課金の導入等、成長志向型カーボンプライシングの具体化、CDR等の取組からのクレジット創出に必要な制度整備を進めていく。

iii) 地域・暮らし、中小・小規模企業を含めたGX推進

脱炭素先行地域を少なくとも100地域選定し、2030年度までに実現するとともに、地方創生と脱炭素を同時に実現する地域脱炭素の加速化に向けた取組を積極的に支援する。また、水素技術、熱の脱炭素化、VPP等の新技術を地域で面的に導入する新たなモデル（地域GXイノベーションモデル）の構築を検討する。さらに、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の活用に関するインセンティブ強化や、地域エネルギー会社（日本版シュタットベルケ）による再生可能エネルギーの導入拡大や地産地消を推進する仕組みについて検討する。

家庭における断熱性能に優れた窓への改修やヒートポンプ等の高効率給湯器の導入、電動車の購入に対する支援、さらにはZEH・ZEBの支援等、「暮らしGX」に係る支援を進めるとともに、ZEH・ZEH-Mの定義を見直す。さらに、バリューチェーン全体の脱炭素化や脱炭素に資する製品・サービスの消費者需要喚起のための表示ルールやインセンティブ付与の仕組み等を検討し、本年度内に結論を得る。医療・介護施設の環境負荷の低減についても検討する。

iv) GX分野のスタートアップ支援とファイナンス支援の強化

GX分野のスタートアップ育成のため、事業化に向けた一気通貫の支援や、国内のGXスタートアップの創出に向けた案件の掘り起こし、脱炭素化支援機構（JICN）によるリスクマネーの供給等の支援を行う。また、昨年設立した脱炭素成長型経済構造移行推進機構（GX推進機構）において、GX事業の債務保証、出資等の金融支援を進め、民間金融機関等が真に取り切れないリスクの補完を行う。

v) AZECの活用等による世界の脱炭素化への貢献

アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）について、昨年10月のAZEC首脳会合で採択された「今後10年のためのアクションプラン」に基づき、①脱炭素化に資する活動を促進するルール形成等の「AZECソリューション」の推進、②排出量の多い電力・運輸・産業分野の脱炭素化に資するイニシアティブの始動、③個別プロジェクトの更なる組成と実施を図る。このため、国際的な対話の枠組みを通じて、温室効果ガス排出量の可視化や質の高い炭素市場の構築等に関するルール形成を進めていく。

ERIAの「アジア・ゼロエミッションセンター」をプラットフォームとして更に充実させることにより、グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金も活用しながら、LNG、水素、アンモニア、送電網、重要鉱物、CCUS、原子力発電等の二国間案件や官民による具体的なプロジェクト等において積極的かつ着実に成果を創出するとともに、それらの成果も含め、2050年までにアジアにおけるゼロエミッションを実現するには4,000兆円の投資が必要であるとの指摘があることも踏まえ、AZECの意義、AZEC構想に基づくアジア型の脱炭素を通じた経済成長モデルの考え方を、ASEANと連携し、国内外において一層定着・発信することを着実に実施していく。

ERIAをスタートアップのプラットフォームとしても更に充実させるとともに、スタートアップのビジネスマッチングや事業創出を進めていく。加えて、各国の政策の進捗をフォローする仕組みを創設するとともに、イニシアティブの具体化に向け、3分野の各国実務者による政策対話を進める。アジア・トランジション・ファイナンス・スタディ・グループ（ATFSG）やアジアGXコンソーシアム等を通じて、アジ

アのトランジション・ファイナンス推進に向けた国際的な議論や取組を加速する。

都市間の連携や二国間クレジット制度（JCM）等に基づく協力を拡大し、世界の排出削減・吸収に最大限貢献する。JCMについては、改正温対法に基づいて本年4月に発足した指定実施機関の下で手続の迅速化を図るとともに、JCMプロジェクトのスケールアップ、クレジット発行の加速、分野・領域の拡大に取り組む。JCMの案件形成に当たり、都市間の連携を促進し、地方自治体等のコーディネートの下での地域の中堅・中小企業の海外展開を後押しする。JCMクレジットの創出に必要な手続の簡素化を進めるとともに、衛星技術を活用した排出量算定等も検討する。こうした方向性を、本年夏を目途に「環境インフラ海外展開基本戦略」を改定して位置付ける。

③循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現に貢献しつつ、地域を豊かにし、競争力強化や経済安全保障にも資する。「第5次循環型社会形成推進基本計画」や循環経済に関する関係閣僚会議で決定した「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」に基づき、以下の取組を通じ、政府一体で循環経済への移行を国家戦略として推進する。

i) 地域の循環資源をいかした豊かな暮らしと地域の実現

サーキュラーパートナーズを活用し、地域循環モデル構築に向けた実証・実装を進めるとともに、国際標準化や国際連携を進めるための枠組みを設置する。

資源循環自治体フォーラムを活用した自治体・企業・スタートアップ等のマッチングや、これと連携したモデル実証、中核人材育成、技術実証・設備投資の促進、市町村の施設整備等の支援を通じ、資源循環ビジネス創出を支援する。また、官民連携により地域の未利用資源の再資源化等を推進する事業への支援を検討する。

第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を踏まえ、フードテックの促進等を進める。リユース・リペア・シェアリング等の展開支援、繊維・アパレル産業の情報開示や標準化を含めた環境配慮設計の推進等によりサステナブルファッションの取組を進めるとともに、使用済紙おむつの再生利用ガイドラインを改訂する。また、農林漁業循環経済地域を全国に創出し、資源・エネルギーの地産地消を推進するとともに、中高層建築物等への木材利用拡大や改質リグニン等の新素材の技術開発・実証、省力・低コスト造林による再生林の加速化等を通じ、森林資源の循環利用を図る。

加えて、建設廃棄物の水平リサイクルや需要拡大のための取組を推進するとともに、建設発生土の有効利用や適正利用を進める。保健・医療・介護分野における廃棄物をサーキュラーエコノミーに組み込むための検討を進める。

持続性・流通性の高い住宅市場の形成及び空家等の適切な管理や活用を図るとともに、インフラ長寿命化のため、予防保全型メンテナンスへの転換を加速化する。

C/Eコマースビジネス（シェアリング等の効率的物品利用）を促進する。リユース市場拡大に向け、ビジネスモデル創出、適正業者の発展等の環境整備に取り組む。

ii) 国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築

再生材の利用拡大を図る計画策定や定期報告の義務付けや、トップランナー認定制度の創設に取り組むとともに、再生材利用や環境配慮設計の促進に必要な技術開発・設備投資を進め、効率的な回収・選別システムの構築と制度見直しを検討する。

使用済太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進するための制度を検討するとともに、環境整備を進める。製造業等と資源循環業の先進的な連携事業を創出し、再資源化事業の高度化に向けた技術開発・設備投資を促進する。自動車製造業への再生プラスチックの安定供給を実現するための検討を産官学連携により進める。

ウラノス・エコシステムにおける取組の中で、化学物質管理を行うシステムを2025年度から段階的に社会実装し、ユースケースの拡大に向けた検討を進める。

資源循環業から製造業への再生材供給サプライチェーン強靱化に取り組む。資源循環ネットワーク・拠点の戦略的構築のため、拠点港湾の選定・整備を進めるとともに、立地や物流の合理化・効率化を後押しする制度的措置の検討を進める。金属スクラップ等を不適正に保管・処理するヤードに対する規制を強化する。

ASEANの電子スクラップ等のリサイクル法令整備等を支援し、我が国でのリサイクル事業の拡大につなげる。同様の協力枠組みを自動車や蓄電池等に拡大することを目指す。

資源循環業界と連携し、資源循環の高度化を進めるための担い手及び高度人材確保に取り組み、同分野を育成就労制度・特定技能制度の対象とする検討を進める。

民間金融機関や、日本政策投資銀行、国際協力銀行、JICN等と連携し、循環経済への移行に向けた民間投資の促進を図る。

持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）によるグローバル循環プロトコル（GCP）の年内の開発に日本企業の強みを適切に反映する観点も踏まえつつ貢献する。翌年以降の改定に向け、セクター別情報開示ガイダンスの草案等の開発を進め、国際標準化戦略を本年度中に策定する。

④ネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換

ネイチャーポジティブな経済・社会への転換に向け、自然資本投資による企業価値向上が図られるようロードマップを策定し、自然関連財務情報開示促進、ネイチャーファイナンス拡大を進め、さらに、自然関連領域の国際標準化に取り組み、企業の競争力維持・強化を図る。また、生物多様性価値の取引制度を目指した価値評価手法の検討を開始するとともに、そのデータ基盤を充実させ、地域の自然資本の協働管理を進めることで、企業と地域の価値向上につなげる。

自然を活用した新技術を世界に発信し社会的課題解決に取り組む契機となる2027年国際園芸博覧会について、NbS（Nature-based Solutions：自然を活用した解決策）やグリーンインフラの実装とともに、参加招請や機運醸成等の準備を着実に進める。

(2) DX

AI等のイノベーションの促進とリスク対応の両立を進めるとともに、デジタル基盤の社会実装を進める。

①AIのイノベーション促進とリスク対応の両立

生成AIは社会経済システムに大きな変革をもたらす一方で、偽・誤情報等や偏見の助長等の様々なリスクも指摘される。今般成立した「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」に基づく戦略本部の設置、基本計画の策定、指

針の整備、調査研究等を円滑に実施しながら、A IのイノベーションやA Iを活用した様々な分野のイノベーションの促進とリスク対応の両立を進める。

i) A Iの研究開発の推進

AI for Science（科学の成果を得るためにA Iを活用すること）の加速、2030年頃までのポスト「富岳」の速やかな開発・整備、A I半導体等の省エネ技術の研究開発・社会実装等を進める。

A Iモデルのマルチモーダル化、A Iロボット等のいわゆるフィジカルA Iの研究開発・実証・実装等を進めるとともに、関連スタートアップ等を支援する。A Iや先端半導体の実装先となるロボットについて、2025年度中に、実装拡大・競争力強化に関する戦略を策定する。

ii) 計算資源・情報通信基盤等の整備

研究データ基盤や計算基盤等の施設・設備等の整備や共用、ワット・ビット連携、データセンター等の整備を加速する。

質の高い日本語データの整備・拡充や未利用データの活用等に加え、日本の文化・習慣等を踏まえた信頼できるA I開発・評価の推進・活用を進める。

iii) 社会実装・活用の推進

重要分野での利用や社会課題解決のためにA I活用を推進するとともに、政府や地方自治体等によるA I活用をA Iの社会実装の起点とするため、デジタル庁は、政府等の行政現場でのA I利用環境（ガバメントA I）の提供や利用を通じたA I機能高度化を推進する。

iv) A Iの開発・活用の適正性の確保及び調査研究

不正目的のA I開発実態の分析・対策を含めて、事業者等の研究開発や活用の実態調査等を行うとともに、A Iの安全性に関する研究開発等を推進する。

A Iセーフティ・インスティテュート（AISI）は、関係省庁・機関等の協力を得て、A Iセキュリティの調査・分析、検証ツール開発等を進める。

各府省庁にCAIO（Chief AI Officer：A I統括責任者）を設置する等、政府全体で適切にリスクを管理する仕組みを整える。

生成A Iに起因するものを含むインターネット上の偽・誤情報等への対応について、対策技術の開発支援や情報流通プラットフォーム対処法の適切な運用、安易な拡散を思いとどまらせる意識啓発等を総合的に進める。

v) A I関連人材の確保・育成と教育振興

国民がA Iのメリットを享受できるよう必要な知識を浸透させる教育の振興や、学生を含め若手研究者・エンジニア人材の育成、大学・研究機関等の緊密な連携やA Iの透明性・信頼性を確保する産学官ネットワーク構築を支援する。

vi) 国際的協調の推進

広島A IプロセスやGPAI（A Iに関するグローバル・パートナーシップ）等の活動を推進しつつG7を越えて開発途上国との連携を強化し、安全、安心で信頼できるA Iの実現に向け、国際的なルール形成を主導する。

②半導体投資

半導体は、高性能化・低消費電力化により、高度・高速・省電力での計算が可能となる。2030年度までの7年間で10兆円以上の公的支援を行う「AI・半導体産業基盤強化フレーム」も活用しつつ、投資支援を確実に実施する。

我が国のスピード感ある支援策や、充実した半導体関連サプライチェーンは国内外から評価され、我が国への積極的な投資意欲を高めている。先端半導体の安定供給確保のための国内生産拠点整備支援を通じて投資判断を後押しし、支援を行った拠点での生産も進める。

ラピダス株式会社の次世代半導体設計・製造拠点では、パイロットラインの立ち上げが開始された。更なる製造技術の高度化や独自の搬送システム、生産管理システムの開発を進める。また、改正した情報処理の促進に関する法律の規定に基づき、次世代半導体の量産に取り組もうとする事業者に、出資等の金融支援を講じる。

加えて、次世代半導体等の利活用促進に向けた半導体設計開発支援や、次世代半導体の高度化に資する装置・素材などの周辺技術開発支援、それらを担う高度人材育成なども実施する。

従来型半導体・先端電子部品及びその製造装置・部素材等の安定供給確保も、経済安全保障上の重要性は極めて高く、国内生産拠点整備支援を行うことで、半導体製造業者による投資判断を後押しする。

加えて、工業用水や道路等の必要なインフラ整備と製造現場等に必要な半導体人材育成を加速する。

これらを通じて、2030年に国内で半導体を生産する企業の合計売上高（半導体関連）の15兆円超え、2030年に国内で先端電子部品を生産する企業の合計売上高の3兆円超えを実現させる。

③デジタル基盤の整備

ポスト5Gの情報通信システムの開発を進めるとともに、オール光ネットワーク・モバイル等の次世代情報通信基盤（Beyond 5G）やHAPS（高高度プラットフォーム）、我が国事業者が主体的に関わる低軌道衛星通信サービスの実現に向け、研究開発や国際標準化、テストベッド整備を含む中長期的な導入支援等を進める。

また、異なるベンダの機器を自由に組み合わせられる基地局システム（オープンRAN）市場の形成に向け、研究開発や海外展開を後押しする。

我が国の国際通信の99%が経由する海底ケーブルについて、経済安全保障の観点から、自律的な生産・敷設・保守の体制を確保する。

④サイバーセキュリティ

IoT製品に関する「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」を早期に政府機関等における調達を選定基準に含める。模擬プラントの整備、大規模演習環境の構築を通じて、高度化するサイバー攻撃に対応できる人材の育成、「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の普及や見直しを通じた中小企業への支援を進める。

また、政府機関等におけるスタートアップ製品・サービスの積極的な活用や信頼性の高いサービス提供事業者の認定制度の整備、研究開発プロジェクトの拡充に向けた検討等を着実に実施する。あわせて、未知の脅威情報や脆弱（ぜいじゃく）性を検知する国産ソフトを開発し、政府端末等へ順次導入を図るとともに、情報収集や

AI活用による高度分析の結果の民間活用により、国内ベンダによる製品化を加速させる。

⑤データ利活用の推進

データ駆動社会を実現するため、欧米の制度も踏まえつつ、また、プライバシーや知的財産保護、安全保障といった観点にも留意し、横断的な法制度の在り方、個人情報保護法のアップデートの在り方、デジタル公共財の整備について6月に基本の方針をまとめる。また、横断的な法制度については、官民データ活用推進基本法の抜本的な改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会に法案を提出することを目指す。これを下支えする個人情報保護法の改正案についても、早期に結論を得て提出することを目指す。

医療データについて、創薬等に円滑に利用できる法体系構築に向け検討年限、役割分担等を具体化するとともに、適切な監督やガバナンスの確保、患者本人の関与の在り方（同意の要・不要、患者本人の同意に依存しない在り方を含む。）、二次利用を可能とする情報の範囲等を検討する。金融データについて、個人が自らの家計のストック・フローを容易かつ安全に把握できるよう、利用者起点で取組を推進する。教育データについて、既存の認証基盤を活用し、標準化を進める。産業データを始めとしたデータ連携に必要なトラスト確保等に取り組むとともに、官民協議会を設立し、ユースケースの創出を通じデータ連携エコシステム形成を進める。

デジタル社会形成を担うデジタル庁に、データ政策の司令塔の役割を担わせる。必要な人材の集結など体制を強化し、データ利活用を促進する制度・アーキテクチャ等の検討や各府省庁への規律付け等を通じて、戦略的にデータ政策を推進する。

⑥マイナンバーカードの普及・利活用推進

デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードについて、その本人確認・認証機能を活用することにより、行政においては、スマートフォンから一人一人に寄り添う公共サービスをプッシュ型で実現する「オンライン市役所サービス」や安全に持ち歩いて様々なサービスを利用できる「市民カード化」を推進するとともに、民間サービスにおいても、例えば、エンタメ領域においてチケット購入時と会場入場時の本人確認ツールとして利用し、不正転売を防止するといった、なりすましのないサービス、簡単・迅速・安価な手続など、新たなサービスの創出につなげる。

⑦デジタルガバメントの推進

国においては政府情報システム全体の最適化を進めるために、費用対効果の可視化を進める。自治体の窓口業務・行政手続のデジタル化やガバメントクラウドのような国と地方が共通して利用可能なデジタル基盤の整備を進め、2027年度末までに340自治体においてオンライン申請やワンストップ窓口等の改革の取組を実施する。

自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して開発した共通システムを幅広い自治体が利用する仕組みを広げる。基幹20業務に係る情報システムの標準化に取り組むとともに、入札参加資格審査システムなど2025年度決定分の11の業務・システムの共通化、2025年度以降の新たな共通化の対象の選定等を行う。

⑧ウラノス・エコシステムの推進

自動車・蓄電池分野における電池パスポートの実現、自動車1台分のライフサイクル全体でのCO2排出量可視化、サーキュラーエコノミーにおける製品含有化学物質情報管理システムの開発・実証等、ウラノス・エコシステムにおける具体的なユースケースの創出や取組の拡大、グローバルでの連携を進める。

⑨web3

NFT等のトークンを活用し、異なる場所の人と人をつなぎ、地理的な制約を越え、地方に眠る価値のグローバル価格への引き直しの実現を図るため、NFT等web3を含む技術領域に関して安全・安心な環境整備のための基準の整備等を進める。

暗号資産等のweb3ビジネスの健全な発展は、我が国が抱える社会問題を解決し、生産性の向上に寄与する。また、ブロックチェーン技術を基盤とする暗号資産取引の拡大は、デジタルエコノミーの進展にもつながり得るとともに、暗号資産はボラティリティが相当程度高いものの、オルタナティブ投資（伝統的な投資対象である上場株式、債券等とは異なるリスク・リターン特性を持った代替的な投資手法の総称）の一部として、リスク判断力・負担能力のある投資家による資産形成のための分散投資の対象となることも期待される。

こうした観点から、諸外国の動向も踏まえつつ、暗号資産を国民の資産形成に資する金融商品として業法において位置付けるとともに、投資家保護のための制度を整備する法案の早期国会提出を図りつつ、税務当局への報告義務の整備などを行った上で、分離課税の導入を含めた税制面の見直しの検討も併せて行う。

⑩建築・都市のDX

BIM（Building Information Modeling：建築物の形状、材質、施工方法に関する3次元データ）による建築確認、PLATEAU（都市空間における建築物や道路の配置に関する3次元モデル）の整備都市の拡大と社会実装の深化、国土数値情報や地籍の整備等から得られる地理空間情報を、位置情報の付与手法の検討を進める不動産IDを介して連携させる建築・都市のDXを推進するとともに、その海外展開を図る。また、日本の持続的な成長や災害からの迅速な復旧・復興等に資するデジタル公共インフラとしての国土情報基盤の整備・強化等を推進する。

⑪DXの面的な推進

物流、農林水産、建設分野などの幅広い分野の生産性向上や、防災・災害復旧や海洋政策の高度化といった我が国の社会課題の解決や、それに伴う新ビジネスの創出を通じた新たな経済成長を生み出すためには、ドローン、自動運転、ICT建機・農機、AUV（自律型無人探査機）などの各分野の新技术を支える共通基盤である地理空間情報（G空間情報）の充実や利活用を進めるとともに、正確なG空間情報をもたらす礎となり、我々の多様な社会経済活動を支える電子基準点や電子国土基本図の3次元化などの国土情報基盤の整備・更新を強力に進める。

さらに、これらの共通基盤の上でDXを面的に進める観点から、広域・横断的・総合的に、G空間情報や国土情報基盤を活用した新技术の社会実装を強力に推進する。

⑫スマートフォンアプリ等の競争環境の整備

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する

法律の全面施行に向け、セキュリティ確保等を図りつつ迅速かつ効果的に運用するため、デジタルツールや生成AIの活用を含め、公正取引委員会における執行環境を整備する。

4. 経済安全保障等の投資の強化

我が国の産業・技術基盤の維持発展の観点も踏まえ、経済安全保障等の投資を強化する。

①経済安全保障政策の推進

経済・技術面での大国間競争の激化が産業・技術基盤の困り込みを加速させている状況を踏まえ、我が国の自律性と不可欠性を高める経済安全保障政策を一層推進するために、産業バリューチェーンの強靱化や技術優位性強化と社会実装を通じた課題解決、技術流出対策等の取組を進めるとともに、官民が連携し脅威・リスクを分析する経済インテリジェンス機能の強化を図る。また、国際環境と技術革新の地殻変動を機会と捉え、経済安全保障推進法の抜本的見直しを含めたあらゆる施策を講じていく。

②イノベーションボックス税制による無形資産投資の促進

国内で自ら研究開発した特許権等から生じる譲渡等所得の30%を所得控除するイノベーションボックス税制の対象範囲について、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討するとともに、日本企業の実態に即した利便性向上について検討を行う。

③バイオ産業

バイオものづくりについて、商用利用に向けた技術開発・実証を進めるとともに、需要創出のための安全性評価等のルール整備等に取り組む。また、バイオ分野のインキュベーション拠点を整備・拡充し、米国等に進出するスタートアップが現地のエコシステムとネットワークを構築することを支援する。

④蓄電池

蓄電池産業戦略に基づき、2030年に向けた国内外の蓄電池・部素材・製造装置の製造基盤の更なる拡大及び2030年頃の本格実用化に向けた全固体電池の研究開発を進めるとともに、安心・安全で持続可能な蓄電池のサプライチェーン全体の強化並びに有志国間の連携及び海外展開等に取り組む。

5. PEファンド等への成長投資の強化

PEファンド（プライベート・エクイティ・ファンド：未上場企業の株式への出資を行うファンド）による事業再編を通じて、優れた技術を持った企業が海外展開あるいは事業を拡大することが可能になる。具体的には、PEファンドを通じた企業再編は、総じて従業員数を削減することなく、売上高を増加させる形で従業員1人当たりの付加価値の増加が期待できることが示唆されている。

これを踏まえ、PEファンドへの公的資金供給の拡大策について検討を行う。

①産業革新投資機構（JIC）等を通じた民間ファンドの創出・育成

JIC等の官民ファンドの出資機能を強化し、LP出資や共同投資に一層取り組むことを通じて、国内の企業・スタートアップへの出資を大規模・積極的に行うPEファンド・ベンチャーキャピタル等の民間ファンドを創出・育成する。

また、民間ファンドの公正価値評価の導入を促すことは、機関投資家等からの投資を呼び込み、資金の量的拡大を図る観点からも極めて重要であり、関係団体と共に積極的に取り組み、投資対象としてのファンドの質を高める。

②年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）のオルタナティブ投資の着実な推進

GPIFは250兆円の運用資産があるものの、オルタナティブ投資（伝統的な投資対象である上場株式、債券等とは異なるリスク・リターン特性を持った代替的な投資手法の総称）が1.46%しかなく、かつ、その内訳も、海外向けの投資が約9割を占める一方、日本のPEファンドやベンチャーキャピタルへの投資は140億円（1%未満）にとどまっている。

このため、GPIFのオルタナティブ投資については、オルタナティブ資産の上限（資産全体の5%）に向けて、以下のような取組を着実に進める。

- ・ポートフォリオの在り方についての検証
- ・運用の高度化・多様化のための体制整備
- ・結果としての日本のPEファンドやベンチャーキャピタルへの投資のコミットメント
- ・他の投資家との連携等を通じた投資手法の高度化
- ・これらの取組状況に対する毎年度の適切な評価

③大学基金の運用の高度化

海外の大規模な大学基金のように積極的なオルタナティブ投資が促進されるよう、大学独自基金におけるオルタナティブ投資のための指針・運用モデル等の作成やアセットオーナー・プリンシプルの表明促進など、必要な措置を講じる。

あわせて、大学独自基金の運用モデルとなることを目指して、国際卓越研究大学を支援する10兆円規模の大学ファンドについて、着実に運用高度化を進める。

加えて、基金運用の裾野を拡大する観点から、大学基金の造成促進や大学・財団等への寄付拡充の方策について検討する。

6. 国内投資のボトルネックである産業用地の確保

産業用地については、近年、立地面積が開発面積を上回って推移し、その供給が需要に追い付いていない²²。政府内の国内投資・立地支援の体制を明確化し、マッチング事業の創設、産業用地の計画的な整備を促進するため、関係法令の改正も含めた検討を行う。また、土壌汚染対策等の環境規制の在り方の検討など、GX・DXの進展も見据えた必要なインフラの整備にも政府を挙げて取り組む。また、GXの進展も見据えた産業用地の確保等に関する制度的対応の方向性を検討する。

7. 指名委員会等設置会社の機関設計等の企業統治改革・資本市場改革

指名委員会等設置会社の機関設計について、「攻めのコーポレートガバナンス」強化のための取締役会の指名機能の強化の重要性の著しい高まりを踏まえて、問題

点を解消する改良案の策定と立法化に向けた検討を早急に進める。

また、Ⅶ. 4. に記載の「企業価値の向上・コーポレートガバナンス」に取り組む。

Ⅳ. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化

2022年に策定した「スタートアップ育成5か年計画」では、当時8,000億円規模であったスタートアップへの投資額を2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とすることを目標に掲げ、さらに、将来には、100社のユニコーンの創出、10万社のスタートアップの創出により、我が国をアジア最大のスタートアップハブとして世界有数のスタートアップの集積地とすることを目指し、①スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築、②スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化、③オープンイノベーションの推進の3本柱の取組を進めてきた。

こうした官民での取組により、我が国のスタートアップの数は2021年の16,100社から現在は25,000社へと1.5倍に増加するなど、その裾野は拡大しつつある。この流れを日本全国へと広げる観点から、スタートアップ・エコシステム拠点都市の機能強化など、地方におけるスタートアップの創出に大胆に取り組む。

一方で、スタートアップへの投資額は、2021年の8,827億円から2024年は7,793億円と減少している。地政学リスクの高まり等を背景に国際的にベンチャーキャピタルの資金調達額が減少し、海外主要国が大幅に投資額を減少させる中で、我が国の減少幅は相対的に小さいものの、「スタートアップ育成5か年計画」で掲げた目標の実現に向けて、スタートアップの創業後の規模の成長を後押ししていくための施策を抜本強化する。「スタートアップ育成5か年計画」において残された2年は、我が国のスタートアップ創出・育成に向けた勝負の分かれ目となる。スタートアップ、金融機関、大学等とも危機感を共有しつつ、一層の機運醸成を図る。こうした観点から、「スタートアップ育成5か年計画」を強化し、着実に実行する。

加えて、フロンティア領域等の事業化に取り組むスタートアップ発の優れた技術が社会実装に至るまでには、公共調達等の官民連携を進める必要がある。社会課題分野のビジネスでは、「市町村のマーケット規模が小さい」、「公共機関との調整が面倒」、「リターンが小さいと考えられている」等の固有の課題があることを踏まえ、スタートアップの活躍できる環境の整備について更に検討を進める。

スタートアップの海外進出は、新たなビジネス展開とともに、各国が直面する社会課題の解決にも貢献し得る。関係省庁で連携して支援スキームの拡充を図る。

1. 地方におけるスタートアップの創出など人材・ネットワークの構築

我が国のスタートアップは、数と投資額の両面で、ベンチャーキャピタルや大企業が集まる東京に集中している²³。地域の課題解決の担い手となり得る全国各地の高等専門学校発のスタートアップの創出・育成に取り組むとともに、地域の大学・産業集積等の特色をいかしたスタートアップ・エコシステム拠点都市の機能強化、インパクトスタートアップに対する支援等に取り組む。

①全国での高専発スタートアップ・エコシステムの構築

全国58校の高等専門学校は、地場の企業群と連携して地域課題の解決や地域経済の高度化に貢献してきた。この高等専門学校の潜在力を飛躍的にスケールアップさせ、全国

各地へと起業の裾野を広げるべく、高専におけるアントレプレナーシップ教育の充実や高専発スタートアップの創出・成長支援を強化し、各地の高専発スタートアップ・エコシステムの構築を図る。

具体的には、スタートアップ経験者・支援者や研究者等の外部専門家による高専生向けの講義・セミナーの開催、地元の中小企業等とも密接に連携して地域課題の解決に取り組む社会実装教育や起業家工房の活用等を通じたアントレプレナーの育成、全国高等専門学校ディープレニングコンテスト(DCON)等や高専機構によるアントレプレナーシップ教育パイロット校での外部専門家による起業希望者への助言・メンタリングなどの取組を全国的に展開する。

さらに、地域の中小企業が抱える課題を、高専生や高専発スタートアップが持つ創造力と技術力で解決する取組は、地域の中小企業にとってはAI等の先端技術の活用による生産性向上やオープンイノベーションの実現につながる一方、高専生にとっての地域課題解決の実践の場や高専発スタートアップにとっての売上機会の確保にもつながることから、関係省庁の連携により、オーダーメイド形式(一般型)の省力化投資補助金等の政府の中小企業支援策等も活用し、こうした取組を促進する。

②グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進

グローバル・スタートアップ・キャンパス構想について、基本方針に基づき、世界から優れた人材・投資を集める呼び水となるよう、海外大学等との連携により、国際研究、事業化支援、人材育成等の先行的取組を進めるとともに、運営法人の設立に向け必要な法制上の措置を含めた具体化及び世界を魅了するフラッグシップ拠点の整備に向けた取組を着実に進める。

③スタートアップ・エコシステム拠点都市等の機能強化

グローバルなスタートアップ・エコシステムと地域経済圏との結節点としての広域拠点となり得るスタートアップ・エコシステム拠点都市について、現在の全国8都市から13都市へ拠点数を拡大するとともに、地域の大学・産業集積等の特色をいかした取組の強化、グローバルなネットワークとのつながりの構築・強化、拠点都市自治体によるスタートアップ調達の目標設定、拠点都市の大学におけるインキュベーション施設(創業前後の起業家に実験設備・オフィス・経営支援等を一体的に提供するサポート施設)の充実など、戦略的にスタートアップ・エコシステム拠点都市の機能強化に取り組む。

全国の小中高生・大学生・博士課程学生を対象とする起業家(アントレプレナーシップ)教育について、現在2.6万人の対象数の抜本的な拡充を図るとともに、海外派遣の充実など教育の質の向上を図る。また、将来の起業家の裾野を広げる観点から、特に小中高生向けの起業家等の派遣事業を強化する。

大学発スタートアップについて、大学のハブ機能を最大限に活用した事業会社とのオープンイノベーションや大学発スタートアップへの出資の拡大により、創業後の成長支援を強化する。

④インパクトスタートアップ(社会的起業家)に対する支援

社会課題解決の重要な担い手であるインパクトスタートアップについて、インパクト投資(財務的リターンに加え社会課題解決のインパクトを意図する投資)におけるインパクトの測定・管理に必要なデータ・指標の整理、インパクトの創出のための実務

的な投融資手法の確立、自治体との官民連携や調達の促進等を通じてインパクト投資市場の形成を後押しするなど、インパクトスタートアップに対する総合的な支援（支援パッケージ）を着実かつ迅速に実行していく。

また、株式を寄付して運用で収益を上げていくという運用型寄付金制度、いわゆる日本版DAFの導入を検討する。

2. 資金供給の強化と出口戦略の多様化

官民ファンドによる民間ベンチャーキャピタルへの出資契約は、5か年計画策定前の4,300億円から、1.4倍となる6,000億円規模へとその規模を拡大しているが、他方で、我が国のユニコーン企業数は現在8社にとどまるなど、我が国のスタートアップの創業後の事業成長には引き続き課題がある。同時に、日本でベンチャーキャピタル、PEファンドに資金が流れ、そこから成長産業に資金が回っていく仕組みを作ることは、日本経済全体にとっても重要な課題である。

これを踏まえ、我が国の技術力の強みをいかして飛躍的な成長が期待できるディープテック・スタートアップ²⁴への資金供給の強化、政府調達の拡大等を含め、創業したスタートアップの成長への後押しを抜本強化する。また、各種制度を含めた投資環境のイコールフットィングを図ることで、国内外の投資家により、国内のベンチャーキャピタルやスタートアップへの投資を呼び込み、大幅な成長を実現する。

①ディープテック・スタートアップ（長期の研究開発と大規模な資金を要するスタートアップ）への資金供給の強化

飛躍的な成長が期待されるディープテック・スタートアップは、量産化の段階で、100億円を超える多額の資金が必要になる可能性がある。

ディープテック・スタートアップへの官民の資金供給を強化するため、創業から事業化・商用化に至るまでの成長資金の供給、民間資金の供給促進に加え、新たに、ベンチャーデット（新株予約権等の発行により融資リスクを補完するなど、資本と負債の両方の性質を有する資金調達手法）による大規模な資金調達を可能とするために、上場後のディープテック・スタートアップも中小企業基盤整備機構の債務保証制度の対象とすることを検討する。

この中で、施設園芸（グリーンハウス農業）と工業の二つを組み合わせた植物工場など、日本の産業的な強み等を踏まえ、戦略的に重要な技術・分野に取り組むスタートアップに対する支援の強化も検討する。

②のれんの会計処理の在り方の検討

スタートアップに係るM&Aを促進する観点から、我が国の会計基準におけるのれんの会計処理の在り方に関し、短期的な措置として、のれん償却費の計上区分を現状の営業費用から営業外費用へと変更すること、また、中期的な措置として、のれんを非償却とすること等について、様々な手法を視野に入れつつ、企業会計基準設定主体における議論において、こうした提案を行っているスタートアップ関係者の問題意識が十分くみ取られ、適切な議論が行われるよう、検討プロセスも含め、フォローする。

③東京証券取引所のグロース市場の在り方の検討

東京証券取引所（東証）の「グロース市場」について、東証は、上場企業に対し、

高い成長を目指す上での着眼点・好事例の周知や、機関投資家との対話促進を図る取組など、緊密なコミュニケーションと伴走支援を含めた「高い成長を目指した経営」の働き掛けや、上場後の高い成長を見据えたIPOの推進等のグロース市場の更なる機能向上に向けた取組を早期に進めていく。

こうした取組と併せて、東証は、上場企業が機関投資家の投資対象となり得る規模へと早期に成長することを促すべく、上場維持基準を現行の「上場10年経過後から、時価総額40億円以上」から「上場5年経過後から、時価総額100億円以上」へと早期に見直す。その際には、スタートアップからはエグジットへの影響を懸念する声も寄せられていることから、東証は、上場企業や今後上場を目指すスタートアップ等への影響にも留意しながら、十分な助走期間の確保などの激変緩和や、影響を受け得る企業のスタンダード市場への区分変更を可能とする手当て等の措置を併せて講じる。加えて、スタートアップの育成に支障が生じないように、クロスオーバー成長資金の供給やM&A・カーブアウト・スピノフの強力な促進、非上場株式のセカンダリー取引が円滑に行われるようプラットフォームの創設・活性化を図るとともに、上場後のスタートアップが「時価総額100億円以上」に成長するよう、高い成長に向けた経営改革を進めるためのグロース上場企業向けの東証におけるガイドランス（対応のポイント等）の策定を含めた、未上場から上場後まで切れ目なくスタートアップの成長を後押しするための支援を実施する。

④セカンダリー市場拡大に向けた環境整備

セカンダリー取引（一度発行され、ベンチャーキャピタルなどの投資家によって購入された株式等を、更に投資家同士で取引すること）を行う投資家層の拡大を図るため、プロ投資家へ移行することの要件（「特定の知識経験」等）を明確にしたことの周知等を通じて、スタートアップに投資する投資家の裾野を広げることで、米国並みの取引環境を実現する。

⑤スタートアップビザ等の在留資格の課題の検討

日本で起業を検討する外国人に最長2年間の在留資格を付与するスタートアップビザ（外国人起業活動促進事業）等の活用状況を含め、海外からの起業家・投資家等を我が国に呼び込むための制度面・生活面での課題を改めて調査し、DXを活用して在留審査の迅速化を図るとともに審査体制の抜本強化を図るなど改善が必要な点があれば早急に対応を実施する。

取り分け、起業家向けのスタートアップビザについて更なる活用促進を行うとともに、スタートアップ等のエンジニアビザ（国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業）については、ニーズを踏まえた使い勝手の良い制度とする観点からの見直しも視野に対象範囲の拡大・活用促進の検討を進める。

⑥スタートアップへの資金供給を担う若手投資家の育成

グローバルに活躍できる日本のベンチャーキャピタルを創出するため、これまで起業家のみを対象としていた海外派遣プログラム（J-StarX）において、投資家を対象とするプログラムを本格的に開設し、世界各国でのネットワーキングや投資スキルの向上に取り組む。

⑦ベンチャーキャピタルの投資実務等におけるグローバル・スタンダードに向けた対応

国内外の機関投資家の資金がベンチャーキャピタルに円滑に供給されるよう、広く内外機関投資家から資金調達を目指すベンチャーキャピタルについて、ガバナンス向上を図るための「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」（受託者責任・GP（General Partner:無限責任組合員）とLP（Limited Partner:有限責任組合員）との利益相反管理・情報提供等について規定）について、ベンチャーキャピタル向けのセミナー等を通じて、その普及を図る。

投資家のグローバル・スタンダードに照らした適正な契約実務が行われるよう、スタートアップと投資家のより適正な契約の実現に向けて、日本と米国等の投資契約実務やガバナンス手法を比較の上、「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」を今夏までに改訂し、公表する。

スタートアップへの成長資金供給を加速させる観点から、国内ベンチャーキャピタルへの投資の障壁となっているとの指摘がある外国組合員特例税制（PE（恒久的施設）課税特例）等について、諸外国の運用の実態を踏まえつつ、税制の在り方について必要な措置を検討する。

また、海外投資家による日本のスタートアップ等への投資の検討・探索・実行までを伴走支援するため、JETRO等による体制の組成を図るとともに、海外投資呼び込みに当たって必要となるインセンティブ等について検討を行う。

3. オープンイノベーション・調達の推進

大企業がスタートアップ等と連携するオープンイノベーションの環境整備を進めるとともに、スタートアップの初期需要を支える政府調達の拡大を図る。

①オープンイノベーション促進税制の活用促進

スタートアップとのM&Aを含めたオープンイノベーションを促進するため、国内の事業会社又はコーポレート・ベンチャー・キャピタルがスタートアップに出資する際に取得価額の25%を課税所得から控除するオープンイノベーション促進税制について、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、出口の多様化、特にM&Aの促進は、極めて優先度の高い事項であることを十分認識した上で、これまでの活用実績の精査や政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、スタートアップの出口の多様化と更なる成長のためのM&Aや出資を促進する。

②大企業によるスタートアップからの調達・購買の促進

大企業等がスタートアップとのオープンイノベーションを進める手法として、共同研究や出資のみならず、調達・購買を戦略的に活用することを促進していく。

③スタートアップに対する政府調達の拡大

国・独立行政法人等の調達契約において創業10年未満の中小企業からの契約額の規模は、2020年度の777億円から2023年度には1,526億円と2倍程度に拡大している一方で、契約全体の額に対する比率では1.39%にとどまっていることから、各分野でのSBIR等の充実や、SBIR後の社会実装の支援等により、スタートアップからの調達を更に拡大し、官公需法に基づく基本方針における契約比率3%以上の目標達成

に向けて政府調達規模を早急に拡大する。また、自治体における調達を拡大するため、財政負担の軽減の観点からも、新しい地方経済・生活環境創生交付金の活用などのインセンティブを強化するほか、官公需法に基づく基本方針における創業10年未満の中小企業を相手方とする国等の契約比率3%以上の目標達成に向けた取組に準じた取組を推進することや自治体のスタートアップ調達の事例を横展開することなどにより、地方自治体によるスタートアップからの調達を拡大する。あわせて、広域・共同での調達の拡大も促進する。

④ヘルスケアスタートアップの育成

i) 「オープンイノベーションエコシステム」の拠点化（H×拠点の推進）

官民協働の持続的な創薬基盤整備や、医療機器創出のための実証基盤、有望なシーズの実用化支援の仕組みの構築及びイノベーションの加速と産業競争力の強化のための人材確保に向けた検討を行う。ヘルスケアスタートアップ社会実装推進拠点に関する取組を推進するほか、スタートアップとグローバル展開を担う既存企業との連携及び早期から米国市場など国際展開を視野に入れた取組促進や臨床試験への支援拡充等によりイノベーション創出と事業化を促進する。

ii) 一元的相談窓口の新設、伴走支援の強化、CARISOの新設

2024年6月に取りまとめた「ヘルスケアスタートアップの振興・支援に関するホワイトペーパー」の25の最終提言を着実に実施する。具体的には、ヘルスケアスタートアップの相談窓口（MEDISO・InnoHub）の伴走支援の取組を推進する。また、将来的な海外展開を視野に入れた早期からの支援に必要な人材の確保や海外ベンチャーキャピタルとの連携など必要な体制を確保する。海外アクセラレーションプログラムへの派遣を継続する。また主要国・地域に、現地の医療・薬事制度やビジネス展開に関する相談に対応できる人材を配置する。

また、介護テックスタートアップを支援する一元的相談窓口として、MEDISOを参考に、CARE Innovation Support Office（CARISO）を早期に立ち上げ、介護テクノロジーの研究開発から上市までの各段階の課題等に対する総合的な支援を実施する。かかる支援機能についてスタートアップ視点でのフィードバックを収集し、更なる機能改善を継続的に行う仕組みを構築する。

iii) 起業・インキュベーション機能支援

日本のインキュベーターが海外のインキュベーターからノウハウやネットワークを獲得できる海外展開支援プログラムや海外ベンチャーキャピタルの誘致を推進する。医療・介護分野におけるヘルスケアスタートアップの製品・サービスの導入と海外展開を支援する。スタートアップの製品等の開発・事業化の障害となっている制約の緩和を、ユーザーに新たな選択肢を提供できる観点からも図る。

⑤環境スタートアップの更なる推進

環境スタートアップの振興に当たっては、ネット・ゼロのみならず、循環経済、ネイチャーポジティブや気候変動への適応について、その統合・シナジーを図りつつ、その政策目標を実現するための具体的な社会的・技術的課題（需要）を特定し、環境スタートアップの進むべき方向性を示す。

また、グリーン購入法の活用やリバースピッチを通じた環境スタートアップの需

要創出を図るとともに、米国のARPA-E（エネルギー高等研究計画局）における取組も参考に具体化を進めているグローバル・スタートアップ・キャンパス構想との連携や、SBIR補助金について事業化及び量産化の段階を含めた切れ目ない資金支援を検討する。

V. 科学技術・イノベーション力の強化

これまで、①先端科学技術の戦略的な推進、②知の基盤（研究力）と人材育成の強化、③イノベーション・エコシステムの形成の3つの柱を軸として、科学技術・イノベーションの強化に取り組んできており、官民の様々な取組が進捗してきている。

他方で、国際的に比較すると、大学等における基礎研究力が低下し、企業も効果的な研究開発を行えていないという課題が存在²⁵する。また、基礎研究とビジネスが近接化し、さらに、新技術には、国際的なパワーバランスに影響を与え、産業構造のみならず社会・就業構造までも変化させ得るものが生まれてきているなど、科学技術・イノベーションをめぐる国際的な状況変化も見られる。こうした状況を踏まえ、我が国の基礎研究力からイノベーション力まで更に高めるための取組の強化や、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境の確保が必要である。

第7期「科学技術・イノベーション基本計画」の策定に向けても、これまでの取組の進捗・評価を踏まえ、経済安全保障との連携も念頭に、基礎研究の充実に加え、我が国が重点的に取り組むべき技術領域の特定及びその支援のほか、官民の研究開発投資の在り方を検討する。その際には、我が国の科学技術・イノベーション力の向上につながるよう、科学技術・イノベーション政策におけるガバナンス強化も検討する。

1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援

研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一気通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。

このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討する。

今年度中に新たな国際標準戦略を推進するため、官民の司令塔を設けて産学官の意識改革・行動変容を図り、戦略的に重要な領域・分野については政府リードの下で、標準化戦略の策定や規格開発・交渉を進めるとともに、国内試験・認証基盤を強化していく。

2. 基礎研究の成果を国内で産業化するエコシステムの確立

産業エコシステムについて、欧米では、基礎研究から産業化までのエコシステム

が大きく展開されており、その他の国々を引き付ける吸引力を有している。日本においても、欧米と同様に基礎研究から産業化までの産業エコシステムを育成し、そのサイクルを回転させるべく取り組む。取り分け、海外市場も視野に入れたエコシステムの循環の起点となり得る製造基盤の立ち上げに取り組む。

例えば、創薬分野において、バイオ医薬品のTSMCとも言われる国内CDMO拠点を立ち上げる取組を進める。国内製造につながるインセンティブの創出、あるいは国産奨励を検討する。また、医薬品の安定供給を図るため、バイオ医薬品の国産化や国内サプライチェーンの構築、利用を促進する。加えて、再生・細胞医療・遺伝子治療、感染症危機対応医薬品等の研究開発や生産体制の整備等に取り組む。

また、創薬分野に限らず、例えば量子コンピュータの製造設備等、サプライチェーンや人材等の日本の強みをいかして、幅広い重要産業で、CDMO（受託開発・製造事業者）の受託製造設備を含めたエコシステムの構築を検討する。量子については「量子技術による新産業創出協議会」、フュージョンエネルギー（核融合エネルギー）については「フュージョンエネルギー産業協議会」といった官民での産業化のための協議会が設立されたことを踏まえ、これらの枠組みを最大限に活用して、重点的に産業エコシステムの形成に取り組む。

その際、国内拠点は拡大しつつ、マーケットは、アジア、東南アジア、インド等のブロックごとで勝ち抜くという、輸入に頼らない国内製造基盤の確立と戦略的なアジア需要の取り込みとを両輪で進めていく。

CDMO拠点を起点とするクラスターについては、立ち上げに10年間程度、クラスターの完成までに15年間程度という時間軸を要する。この点を踏まえ、予算・税制など環境整備の取組を進めるとともに、地方での産業集積を通じた輸出に向けた取組を一体で進める。

加えて、こうした大規模な拠点が整備されると、その分野に関する知識・経験を持つ人材が多く必要になることから、製造拠点の整備に併せて、大学で基礎的な知識を既に学んでいる人材をリ・スキリングしてそうした産業分野の専門人材に育成するための取組も進めていく。

3. 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現

Top10%補正論文数の割合の低下²⁶など、我が国の大学等の基礎研究力は、G7、アジア等の国と比較し、相対的に低迷している状況。イノベーションを支える研究力の基盤となる大学、国立研究開発法人等における研究開発の活性化に向けた検討を進める。

①大学ファンドによる支援と地域中核・特色ある研究大学への支援

世界最高水準の研究大学の実現に向けて、10兆円規模の大学ファンドの支援対象となる国際卓越研究大学の第2期公募における選定を進め、2025年度中の助成開始を目指すとともに、意欲ある多様な大学による、各々の強みや特色を十分に発揮し、地域の経済社会の発展や国内外における課題の解決や研究の多様な国際展開を後押しする。加えて、研究大学や大学共同利用機関法人（個々の大学では整備できない大規模施設・設備等を全国の研究者に提供する機関）等における先端研究設備・機器の戦略的な整備・共用・高度化を進めるとともに、技術専門人材の育成・情報基盤の強化やAI for Scienceを通じ、科学研究を革新する。

②若手研究者の支援及び育成の強化

若手研究者の支援及び育成の観点から、海外での博士取得や国際学会への送り込み等の海外での研さんの機会を強化するとともに、我が国の研究活動の中核である大学について、若手研究者の育成若しくはポスト確保のための人事給与マネジメント改革及びガバナンス改革等を進める。加えて、若手研究者を中心とした挑戦的・国際的・創発的研究への支援の積極的な拡充や、国際共同研究支援の拡充に取り組む。

③国際頭脳循環の確立

G7を始めとする同志国やASEAN・インドを含むグローバルサウス諸国との戦略的な先端共同研究を加速しつつ、グローバル・スタンダード準拠のポストや研究環境の整備を行い、近年の世界情勢の変化も踏まえ、緊急的な措置も含めた取組により、海外研究機関からの研究者の積極的な呼び込みを通じて、優れた研究者が世界から日本に集う国際的な頭脳循環を確立する。

④経済安全保障政策と科学技術・イノベーション政策との連携強化

量子技術やフュージョンエネルギーなど将来の国際社会のパワーバランスに影響を与え得る新興技術が出現する中、研究セキュリティ・インテグリティの確保、重要技術の研究開発やグローバル戦略の推進など、経済安全保障政策と科学技術・イノベーション政策との連携を強化する。

⑤ガバナンス強化と一体となった基盤的経費・競争的研究費の確保

大学を始めとした研究機関の戦略を実現する柔軟な資金配分、人事給与マネジメント改革等の実施と併せて、近年の物価・人件費の上昇等も踏まえつつ、科学のフロンティア開拓及び我が国の研究力強化のため、運営費交付金等の基盤的経費を確保する。また、科研費等の競争的研究費の充実を通じた研究力の一層の強化に取り組むべく、支援の在り方を検討する。

4. デジタル関連サービスの海外展開

日本のデジタル関連収支（国際収支統計における、専門・経営コンサルティングサービス、コンピュータサービス、著作権等使用料の合計値）は、ここ10年で支払が7.6兆円増加しているのに対し、受取は2.9兆円の増加にとどまる。AIを始めとしたデジタル関連市場が世界的にも拡大していく中、我が国でもAIサービスや、デジタル化したコンテンツの分野で海外展開事例が出てきているが、このデジタル関連サービスの海外展開を更に促進する。このため、関係閣僚会議を通じて、政府全体として戦略的・総合的に施策を検討し、具体化する。

AI/DX時代に即した産業財産権制度を早期に構築するべく、AIを安心して研究開発やビジネスに活用するための合理的なルールや、国際的なデータ利活用に関する発明の保護、仮想空間におけるデザイン保護等の論点について検討を進める。

5. 先端科学技術分野の取組強化とフロンティアの開拓

(1) 量子技術

量子技術は、既存の技術とは異なる原理で、社会に破壊的なイノベーションをも

たらず可能性を秘めており、産業競争力や経済安全保障上の自律性・不可欠性を確保するため、我が国が保有すべき最も重要な先端技術の一つである。現在、国際競争が激化しているが、我が国は、量子コンピュータ・量子暗号通信・量子センシングのいずれにおいても、技術的優位性を有し、早期の社会実装が期待される。技術的優位性があるにもかかわらず、産業化の遅れにより国際的なプラットフォームのスタンダードを握れないということがないよう、政府・産業界・アカデミアの総力を結集させて、量子技術における我が国の技術的優位性を保ちつつ、民間投資の拡大とマーケット創出を加速し、量子産業創出に向けた強固な国内基盤を構築することで、「Quantum-Ready」な日本を目指す。

このため、量子技術イノベーション拠点（QIH）群の総力を集めた、フラッグシップとなるプロジェクトを創設し、量子コンピュータを研究開発段階から社会実装段階へ移行させるほか、産総研G-QuATの活用拡大や情報通信研究機構の東京QKDネットワークの高度化・拡充及びテストベッドの活用による、量子コンピュータ・量子暗号通信に係るユースケース創出やビジネスモデル構築を行うとともに、政府全体で初期需要を喚起させるための検討を加速させる。また、企業からの研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化、サプライチェーン確立に取り組む中堅・中小企業の開発加速、スタートアップ参画・創出の推進及び実証利用の拡大に取り組み、社会実装をけん引するグローバルプレイヤーを創出する。加えて、グローバル・スタンダード獲得に向けた国際標準化活動等の国際戦略を強力に推進するほか、国産量子コンピュータの重要コア技術の確立、革新的な量子通信技術の研究開発推進、量子センシングの拠点連携による研究開発力強化やユースケース開拓等を行い、将来のマーケットを切りひらく先端技術開発を加速させるとともに、量子産業の将来を担う人材の育成・確保等に取り組む。

（２）フュージョンエネルギー

ITER/BA活動の知見や新興技術を最大限活用し、QST等のイノベーション拠点化を推進し、フュージョン産業エコシステムを構築していく。特に、新たな国家戦略に基づき、2030年代の発電実証を目指し、実施主体の在り方やサイト選定の進め方など、社会実装を促進する取組の在り方について検討を進めるとともに、他国に劣らない資金供給量を確保し、工学設計等の原型炉開発と並行し、トカマク型、ヘリカル型、レーザー型等多様な方式の挑戦を促す。

（３）マテリアル分野

マテリアル分野においてアカデミアの優れた知が産業界へとつながる「知のバリューチェーン」の構築を通じて我が国が勝ち続けるための新たな国家戦略に基づき、AI・ロボティクス等との融合によるマテリアルDXや革新的マテリアルの研究開発・社会実装の加速、先端共用設備等の研究基盤整備、人材育成等に強力に取り組む。

大型放射光施設SPring-8（理化学研究所）やNanoTerasu（量子科学技術研究開発機構）の整備・活用・高度化を図る。

（４）宇宙

防災・減災・国土強靱化や安全保障等にも資する地球観測や衛星通信の高付加価

値化に向け、官民連携の下、コンステレーションの構築、次世代技術の開発・実証、衛星データの積極的な調達を進める。また、情報収集衛星や次期静止気象衛星の整備を進める。

国内打ち上げ能力の強化に向け、基幹ロケットの高度化・高頻度化、民間企業のロケット開発を進める。また、次期基幹ロケットを含む新たな宇宙輸送システムに関して開発を進める。加えて、有人やサブオービタル飛行等の民間企業による新たな宇宙輸送を可能とするため、宇宙活動法改正案について、次期通常国会への提出を目指す。

日米宇宙協力を資する地球低軌道活動の充実とともに、アルテミス計画について、日本人宇宙飛行士の月面着陸に向けて、有人と圧ローバの開発を進める。さらに、月や火星以遠への探査、プラネタリーディフェンスに関する研究開発を進める。また、宇宙開発の中核機関として宇宙航空研究開発機構の技術基盤や人的資源の強化を進める。

他国の GPS に頼らず、より精緻な測位を可能とする準天頂衛星システムについて、7機体制を構築し、11機体制に向けた開発を進める。

民間投資や宇宙実証の加速、地域やスタートアップ等の国際競争力につながる特色ある技術の獲得・活用や産業の集積等を促進するため、宇宙戦略基金について、速やかに1兆円規模を目指す。また、中長期の政府調達を確保し、スタートアップ等の事業展開を促進する。

(5) 海洋

海洋開発等重点戦略に基づき、周辺技術と協調等を図った自律型無人探査機の利用実証、産業分野における海洋情報の利活用促進、衛星データ・AI分析技術を活用した海洋状況把握システムの高度化や海外連携のための調査、南鳥島周辺海域でのレアアース生産に向けた研究開発、北極域研究船「みらいⅡ」の着実な建造と就航後の国際研究プラットフォーム化等の重要ミッションを着実に推進する。

国産海洋資源の確保に向け、総合海洋政策本部及び総合海洋政策推進事務局が司令塔機能を抜本的に強化し、社会実装・産業化支援に向け、メタンハイドレート、マンガン団塊、レアアース泥等の調査・技術開発・実証に取り組む。

海洋生物の調査や海洋資源開発等への活用も見据え、大深度無人探査機の開発を進めるとともに、深海・海溝域の探査・採取プラットフォーム機能を持つ母船の在り方の検討を行う。

経済・生活、経済安全保障を支える観点から、環境・自動運航の技術向上等により、日本の造船業を再生し、海運業や船舶産業を中核とする海事クラスターの強靱化が不可欠である。このため、日米協力を含めた海事サプライチェーンの大幅な強靱化、GX経済移行債の活用等によるゼロエミッション船等の導入促進、日本籍船保有コスト低減を含む日本船主等の競争力強化、商用自動運航船の実現、内航海運・旅客船による安定輸送、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した造船人材の確保など海事人材の確保等に取り組む。

(6) 健康・医療

① バイオ医薬品、再生・細胞医療、遺伝子治療等の研究開発促進

グローバルな研究開発の潮流を踏まえ、我が国発のシーズを絶え間なく創出し、速やかに実用化する国際水準の研究開発環境の実現に取り組む。

具体的には、iPS細胞等を用いた再生・細胞医療、遺伝子治療の研究開発や基盤整備、抗体医薬品や再生医療等製品など微生物や細胞等を用いて製造するバイオ医薬品の生産体制の整備及び製造人材の育成に取り組む。また、革新的な医薬品候補についてヒトに初めて投与する治験であるFIH (First in human) 試験を実施できる国際競争力のある体制及び研究施設併設拠点の整備、海外のスタートアップや製薬企業からの国内での治験実施等の相談・支援を行い、国内での治験等の実施を誘致する機能も担うワンストップサービス窓口の運用を行う。さらに、治験薬製造施設の整備、日本主導の国際共同臨床試験・治験の推進、がん・難病の全ゲノム解析等の事業実施組織の2025年度中の設立、全ゲノムデータ・マルチオミックスデータ・臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤の構築を行う。個人識別性のないゲノムデータの利活用を推進する。ただし、厳格な情報管理の上で適正な取扱いを確保することは不可欠である。また、臨床研究法上の特定臨床研究を始め、医学系研究における現場が抱える運用上の負担を軽減するため、現場の意見収集と手続の簡素化を図る。

i) 創薬力の強化

製薬産業を我が国の基幹産業と位置付け、創薬力の強化を図るため、「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」の中間取りまとめに沿って、創薬シーズの実用化を支援するインキュベーション機能の充実を図るなど、必要な取組を進める。また、厚生労働省と医療分野の研究開発を推進する内閣府健康・医療戦略推進事務局が官民協議会の運営を通じて、医薬品政策の全体を見る司令塔機能を更に発揮・強化するとともに、そのための体制強化等に必要な措置を講じる。創薬プロセス全体を多数のAIで制御し統合する創薬AIプラットフォームの構築を推進する。創薬AIを始めAIの活用に向けた環境整備として、AI利用技術の開発、データベースとその利活用システム、計算資源の整備を進める。

ii) 認知症研究等の推進

共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえ、認知症当事者の視点を取り入れた社会実装への研究・開発を推進するほか、認知症等の脳神経疾患の本態解明に資する研究開発や研究基盤の整備、認知症研究プラットフォームの構築、認知症の早期診断に向けたバイオマーカーと効果的な治療法の開発等により認知症施策を推進する。

iii) MCM（感染症危機対応医薬品等）の研究開発

ワクチン・診断薬・治療薬等のMCM開発戦略の策定や見直しを行い、基礎から実用化までの一貫した研究開発の支援を通じて、感染症有事に対して平時からの準備を着実に進める。

②国民の安心・経営の持続可能性－質の確保と選択肢の拡大－

i) 予防・健康づくり領域に係るサービスの質の見える化・向上

国民が安心して予防・健康づくりサービスを選択しやすくなるよう、また品質が向上し健全なマーケット形成に資するよう、「質の見える化」を推進し、学会や民間団体等によるエビデンスの整理や、サービスの質についての第三者による客観的な認証を行う枠組みづくりを促進する。また、こうした枠組みの下、質が確保され

たサービスについて保険者等による積極的な活用を推進する。

ii) 多様なサービス提供と経営の持続可能性

公的サービスの安定提供を前提とした上で、一定の条件の下、地域を支える医療法人の業務の在り方の検討や、介護施設等の保険外サービスの運用改善等を進め、多様なサービス提供や経営の持続可能性確保につなげ、結果として医療介護従事者の賃上げを図る。

さらに、小規模事業者ほど収益性・賃金水準・人手確保等が厳しい傾向にあり、近年、事業承継・再編のニーズも増えていることから、関係施策（事業承継税制、産業競争力強化法による税制優遇、事業承継・M&A補助金等の活用）や昨年4月から個人立の医療機関等も参加可能とした地域医療連携推進法人・社会福祉連携推進法人の積極的な周知・活用・好事例の紹介、福祉医療機構による優遇融資の大幅な拡充による経営支援、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施、各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターや地域金融機関との連携等による売手・買手の円滑なマッチング支援等を進める。

また、今後の高齢者・介護関連サービスの発展に向けて、自治体と民間事業者が連携して地域づくりを担う先進的モデルを創出・普及するとともに、自治体・専門職・職域といった主体が高齢者・介護関連サービス事業者との連携を深めるためのインセンティブ設計等の仕組みづくりを進める。

iii) 保険外併用療養費制度の運用改善（迅速なアクセス）等

有効性評価が十分でない最先端医療等（再生医療等製品、がん遺伝子パネル検査等）について、国民皆保険の堅持とイノベーションの推進を両立させつつ、希望する患者が保険診療の対象となるまで待つことなく利用できるよう、保険診療と保険外診療の併用を認める保険外併用療養費制度の対象範囲を拡大する。

あわせて、一定の質が確保された自由診療を対象とする民間保険が近年誕生しており、一定の評価を得ていることも踏まえ、患者の負担軽減・円滑なアクセス確保の観点から、民間保険会社による多様な商品開発が一層促進されるよう、保険外診療部分を広くカバーし、公的保険を補完する民間保険の開発を推進していく。有効性評価が十分に求められる公的保険の手前の段階として民間保険に委ねられる分野に関する共通理解を醸成するため、保険外併用療養費制度等の各種制度に関する基本理解（プリンシプル）について、民間保険会社等と対話を深めることを通じ、民間保険会社等による自主的な商品開発の取組を促していく。

特に、再生医療については、薬事承認と同等の有効性・安全性を前提に、関連する医療技術の成熟度や普及性の評価も含めて先進医療での実施の在り方について、検討を行う。

バイオ後続品について、国民皆保険を堅持しつつ患者の希望に応じて利用できるよう、2024年10月から施行された長期収載品の選定療養を参考にしながら保険給付の在り方について検討を行う。

さらに、多様な患者ニーズを充足するため、選定療養として導入すべき事例等について、幅広く国民や医療関係団体等から意見を募集するとともに、寄せられた意見について令和8年度診療報酬改定に向けた議論の中で検討する。疾病の治療等に当たって、薬事承認された医薬品等の効能・効果のうち一部が保険適用されなかった場合について、製造販売業者からの申請に基づき、速やかに選定療養の対象とす

ることができる仕組みについて検討する。

(7) 大阪・関西万博

大阪・関西万博において、社会課題解決につながる技術の実証・発信を行うほか、日本全国の魅力発信、来場者の地方への誘客及び国際交流やビジネスマッチングの機会の提供に取り組み、それらの成果をレガシーとする。

Ⅶ. 人への投資・多様な人材の活躍推進

国際的には、AI革命とも呼ばれる生成AI等のデジタル技術の台頭により、そうしたデジタル技術を駆使する生産性が高い産業・企業において、より高い賃金の実現し、そこに労働者が移動していくという流れが生まれつつある²⁷。他方で、我が国においては、企業間の労働市場が未成熟であり、また、企業内でも年功賃金制等の雇用制度が維持されているため、生産性の高い企業、生産性が高い労働者においても、その賃金は据え置かれるという、賃金市場における価格決定シグナルが成立しない、賃金の価格メカニズムの機能不全に陥っている。

同時に、長年のコストカット型の経済によるデフレの悪循環という従来からのボトルネックは解消しつつあるが、人手不足も、生産性向上のための投資のボトルネックとなりつつある。近年、女性と高齢者の就労参加は増加してきたが、それも限界に近づきつつある中、就業構造と産業構造の改革を一体で進め、生産性の高い成長産業・企業への円滑な労働移動を実現しなければ、人手不足により成長産業・企業の成長が阻害されるという課題がある。

働く人の選択肢の拡大と継続的な賃金向上という観点からは言うまでもなく、労働供給制約社会における企業の継続的な成長の観点からも、リ・スキリングによる能力向上支援²⁸、ジョブ型人事の導入²⁹、労働移動の円滑化から成る三位一体の労働市場改革を加速して実行する。

同時に、労働供給制約社会の中で、働く人が自らの意思に基づき、多様な選択肢を得られるよう、働き方改革の総点検や副業・兼業の一層の推進を行う。

1. 三位一体の労働市場改革の加速

構造的に我が国に賃上げを定着させるため、三位一体の労働市場改革を着実に実行する。

(1) リ・スキリングを始めとする能力向上支援

地方の労働者にとっては、対面に加え、オンラインの活用により質の高い多様なキャリアコンサルティングやリ・スキリング講座へのアクセスが可能になることから、教育訓練給付、高齢・障害・求職者雇用支援機構を活用した非正規雇用労働者等向けの職業訓練等のリ・スキリング支援策についても、オンライン対応講座の拡充や、ハローワークでの申請手続・キャリアコンサルティングのオンライン化を図る。

さらに、個人がリ・スキリングにより獲得したスキルをデジタル上で認証する仕組みなど、リ・スキリングに関するあらゆる事項のデジタル化について、関係省庁一丸となって、課題の洗い出しと対応方針の具体化を進める。

労働者のリ・スキリングによる最先端の知識・技能の修得（2029年まで毎年約3,000人以上）や、地方の経営者等の能力構築（2029年までに約5,000人）に向け、大学等が中心となり自治体や産業界等との協働による実践的な教育プログラムの開発を支援する。

（２）個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入と人的資本に関する情報開示の充実

①ジョブ型人事指針の周知・普及

昨年８月に公表した、多様な導入企業の多くの事例を具体的に掲載する「ジョブ型人事指針」について、人的資本経営コンソーシアム（人的資本経営の先進事例の共有や効果的な情報開示について日本企業と投資家が検討を行う場）等の様々な機会を通じて周知・普及に努め、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入を進める。

②人的資本に関する情報開示の充実を通じた企業価値の向上

人的資本は企業の戦略達成・価値創造における重要な要素であり、経営戦略と人材戦略を関連付けた開示が投資家にとって有用であることから、有価証券報告書における人的資本開示の充実を図ることを検討する。

あわせて、人的資本経営を全国に広げ深化させていくため、地方の企業を含めた機運醸成を図るとともに、企業の経営戦略と連動した人材戦略の策定や人的資本への積極的な投資を進める観点から、「人的資本可視化指針」（資本市場に人的資本の情報開示を行う際に参照できる開示事項・手法等のガイドライン）を見直し、ジョブ型人事の導入状況も含め、情報開示の充実を図る。

③労働者のワークエンゲージメントの向上

労働者の仕事へのやりがい・働きがい、いわゆる「ワークエンゲージメント」を高めるため、企業による従業員への経営ビジョンの共有や人事管理の改善等の好事例をまとめた事例集の周知等に取り組む。

（３）労働移動の円滑化

①社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身に付けるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する³⁰。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係を分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。

厚生労働省が運営する職場情報総合サイト（しょくばらぼ）、職業情報提供サイト（job tag）の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにばらばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築する。

こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。

②労働者が将来のキャリアを見通すためのハローワークの助言機能等の強化

ハローワークの職員に対して、キャリアコンサルタントの資格取得やIT・介護等の分野のリ・スキリングに関する研修を実施することを含め、職員の体制強化を図る。

また、円滑なキャリアコンサルティングのため、厚生労働省の新たな労働市場データプラットフォームの活用と併せて、ハローワークインターネットサービスにおけるAIの活用を進め、一人一人に応じた職業選択に資するハローワークの情報提供や助言機能の強化を加速する。

加えて、中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含むキャリアプランニングの支援を強化する。

③幹部候補人材の育成の仕組みの構築

CEO（Chief Executive Officer：最高経営責任者）・COO（Chief Operating Officer：最高執行責任者）・CFO（Chief Financial Officer：最高財務責任者）等のいわゆるC職と呼ばれる幹部の候補人材の選抜・育成のための仕組みとして、CEO以下の社内者を中心とする人材育成委員会等を設置し、人事部門・事業部門等と連携しながら幹部候補人材の選抜・育成を担うことについて、企業向けのガイダンスを通じて働き掛けていくとともに、教育訓練給付等により、中堅企業・中小企業・小規模事業者も含めて幅広く、その育成を後押しする。

2. 多様な人材の活躍推進

副業・兼業の推進、同一労働・同一賃金制の徹底、働き方改革の総点検、女性の活躍推進等を通じ、多様な人材の活躍を推進する。国家公務員について、優秀な人材の獲得及び定着のため、民間の人材獲得に向けた取組を踏まえ、働く時間や場所の柔軟化、人材マネジメントの強化、採用プロセスの弾力化、処遇の改善を進める（この点に関し、人事院において、官民給与の比較対象となる企業規模の見直しについて、検討がなされている。）。

（1）副業・兼業の推進

副業・兼業は、労働者にとっては次のキャリア設計や起業につながるものであり、企業にとっても社内に不足する能力・ノウハウを有する人材を受け入れることで中堅・中小企業のイノベーションにつながるといった意義がある³¹。実際に副業・兼業を認める企業は増加しており、副業・兼業を希望する者は多いが、副業・兼業を制度的に認めて積極的に推進する企業を更に広げていくことは課題である³²。

副業・兼業に関する様々な課題を検討の上、労働者の健康確保を前提としつつ、副業・兼業における割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方について、労働政策審議会において検討し、結論を得る。

あわせて、地方公務員や教員における副業・兼業を推進する観点から、現行制度では、例えば、公立校の常勤教員について、原則禁止で教育委員会の許可を得る必要があるところ、まずは、厚生労働省が企業向けに策定した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の教員版や地方公務員版を策定することを検討する。

（2）同一労働・同一賃金制の施行の徹底など非正規雇用労働者の処遇改善

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を禁じる同一労働・同一賃金制の施行については、都道府県労働局が原則執行し、労働基準監督署は、取

組の不十分な企業のうち労働局が指導・助言をしていない企業に対して点検要請書の対面交付を行っている。同一労働・同一賃金制の施行強化の観点から、労働基準監督署の一層の活用策を検討する。

不本意非正規雇用労働者は減少傾向にはあるものの、依然として180万人程度存在する。正規雇用を望む人が速やかに正規雇用に転換できるよう、非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指す環境の整備や正規化支援の充実を図る。

(3) 働き方改革関連法施行後5年を踏まえた働き方改革の総点検

①働き方改革関連法施行後5年を踏まえた状況の把握と総点検

誰もが健康で、意欲と能力を発揮して働きやすい労働環境の下で生産性の高い多様で柔軟な働き方を推進するとともに、働き方改革関連法施行後5年の総点検を行い、働き方の実態とニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて労働政策審議会で検討する。

非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得る、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員等の多様な正社員や、無期雇用フルタイム社員にも、同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていくことも含め、パートタイム・有期雇用労働法等の在り方について労働政策審議会で検討する。

②建設業における働き方改革

持続可能な建設業の実現に向け、「労務費の基準」を活用した労務費等必要経費の確保と支払、2024年12月に施行された資材高騰分の転嫁対策の新ルール、公共工事設計労務単価の適切な設定、建設キャリアアップシステムの拡大などによる処遇改善を進める。

また、受発注者を実地調査する建設Gメンの体制強化を図ることで、処遇の確保や取引適正化を図る。

加えて、時間外労働上限規制内容の普及啓発といった働き方改革の促進、省力化投資促進や他分野連携による地域の建設業者の生産性向上・災害対応力強化、女性・外国人等の多様な人材の活躍に向けた環境整備による担い手の確保・育成を進める。

さらに、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくために、無理な工程管理や長時間労働を是正する必要があることから、公共工事・民間工事問わず週休2日等休日を考慮した工期設定の徹底などを促し、労働環境の改善を図る。特に、週休2日工事等を実施していない市区町村に対しては、速やかに実施するように促す。

③物流業における働き方改革

2030年度までの物流革新の「集中改革期間」において、物流全体の適正化や生産性向上、自動運転等の抜本的なイノベーションに向けて、次期「総合物流施策大綱」に基づき、物流拠点・ネットワークの機能強化、陸・海・空の新モーダルシフトや物流DX・標準化、外国人材の一層の活用等による物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容等を推進する。

適正運賃の収受や多重取引構造の是正等に向けて、改正物流法の執行体制を確保し、物流効率化のための計画作成・報告等の義務付けの事業者への周知の徹底や取組事例の発信に努める。

下請法改正法（中小受託取引適正化法）を契機として、違反原因行為の疑いのある荷主や元請事業者に対してトラック・物流Gメンによる一層の是正指導を行う。

また、トラック運送については、貨物自動車運送事業法の改正により、新たに創設される適正原価制度等を活用し、更に強力かつ確実に価格転嫁を徹底する。

（４）女性の活躍推進

我が国の男女間賃金差異は長期的に縮小傾向にあるが、国際的に見れば依然として差異が大きい。男女間賃金差異の情報公表の義務対象を常用労働者数が101人以上300人以下の中小企業にも拡大する改正女性活躍推進法が成立したことを踏まえ、新たに開示義務の対象となる中小企業に対して法改正の周知を行うとともに、常用労働者数が100人以下の企業も含めて、支援を行う。あわせて、男女間賃金差異の要因分析の結果について「説明欄」に記載することを促し、賃金差異の是正につなげていく。

特に地方におけるアンコンシャス・バイアスが女性の職場での活躍への制約や若い女性の流出につながっているとの現状を踏まえ、地域の働き方・職場改革を起点として、地域社会の変革に取り組む自治体を国が支援し、男女ともに「働きがい」と「働きやすさ」が実感でき、活躍できる地域社会を実現していく。その際、地域の中の主要な職場である自治体自身の働き方・職場改革として、会計年度任用職員の処遇改善や能力実証を経た常勤化の推進等に併せて取り組む。

（５）外国人材の受入れに関する制度整備

育成就労制度の運用開始に向け、外国人育成就労機構等の体制整備を含めた準備を着実に進め、特定技能制度の対象分野の設定や業務の実情に応じた日本語能力基準の設定等を通じ、一定の専門性・技能を有する人材の受入れを推進する。また、外国人材のキャリアパスの多様化を目指す。

あわせて、出入国在留管理の適正化・厳格化を進める観点から、電子渡航認証制度（JESTA）の整備を2028年度中に行うとともに、当該システム利用時に外国人から徴収する手数料を、外国人政策のための財源としても活用すること等の検討を進める。

（６）留学モビリティの拡大、教育の国際化

我が国の成長をけん引する人材を育成するため、初等中等教育段階からの国際交流の促進、官民一体となった留学のための奨学金等の戦略的活用や、多様で優秀な外国人留学生の誘致及び国内定着に取り組む。加えて、留学モビリティ（日本人の派遣及び外国人留学生の受入れの一体的な推進）の拡大のため、多文化共修環境の構築や質保証を伴った大学間交流の強化に取り組む。

3. 産業人材育成プラン

日本の人材供給の現況を俯瞰（ふかん）すると、例えば、工業高校と高専卒の学生に対する求人倍率は20倍であり、強い労働需要に答えられていない。ドイツなど主要国と比較して大学の理工系学生の割合が少ないまま、四年制大学で文系学生を育

てることに相当の力を割いているなど、我が国の経済・社会のニーズから乖離（かいり）しているとの指摘もある。

今後、大きな産業構造変化により、就業構造にも大きな変化がもたらされることが想定される。具体的には、①DXによるサービス化等で高付加価値化する「製造業X（エックス）」化、②情報通信業・専門サービス業の成長産業化、③省力化投資を活用して高付加価値化する「アドバンスト・エッセンシャルサービス」化といった産業構造の変化に応じた就業構造の変化を踏まえた人材育成が求められる。

こうした転換を国家戦略として捉え、地域の産業構造の特色を踏まえて、アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）を含む産業人材のニーズを分析した上で、必要な教育プログラムの整備を進めるとともに、産業界から教育機関への資金提供や共同での教育プログラム作りなどの流れを作り、加速させていくため、ここに「産業人材育成プラン」を策定し、関係省庁が連携して取り組んでいく。

①産学協働での地域毎の人材ニーズの明確化や人材育成の連携体制の整備

全国で地方ブロックごとに、地域の人材需要の変化の分析を踏まえ、人材育成施策の方向性及び産学を含む関係者による連携方策を議論する場を立ち上げる。

上記の地域における人材需要を踏まえて、都道府県等の地域ごとに、各地域における大学・高専等を中心とした産業人材育成の取組方針について、産学官金労等の関係者で議論・推進する「地域構想推進プラットフォーム」を構築し、地域の高校教育改革やリカレント教育等の取組との連携も含め、実効的な運営・取組促進を図る。

②各教育段階における産業人材の育成に向けた教育プログラムの充実

初等中等教育段階における、産業人材育成に向けた教育プログラムの充実のため、教育機関側が産業界に求めるリソースや産業界が提供し得るリソースについて、双方のコーディネートを行いながらマッチングを促進する仕組みの構築に向けて、今年度中に検討する。

社会や産業に真に裨益（ひえき）する人材育成を強化するため、都道府県が地域の实情に応じて高校教育改革を展開できるよう、国が基本的な方針を示し、都道府県が自ら作成する実行計画に基づく改革を支援する仕組みづくりを進め、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図る。また、その実効性が高まるよう、高校・大学・大学院改革を一気通貫で推進する。特に専門高校については、学校運営協議会等を活用し、地域の人材育成ニーズを把握しつつ、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校の運営モデルの開発・普及や、専門高校を拠点とした地方創生支援・地域人材の育成を進める。

高専・大学段階では、「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金」による事業等を活用し、高専の新設等への支援や、寄附講座や共同研究等の実施も含め、企業からの資金提供や人材の派遣・交流等、産業界と連携した取組を促すことにより、成長分野への学部・学科の再編等を進める。半導体等の地域の産業ニーズ等を踏まえた技術領域に対応する産業人材を育成するため、高専教育の高度

化を図るとともに、複数の大学・高専と産業界のネットワークをいかした人材育成を充実する。

専門学校においても、今後の急激な技術変化を踏まえて、教育内容を迅速にアップデートするとともに、アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）等を養成するリカレント教育のプログラム開発等を支援する。

科学技術人材の育成については、産学連携の新たな枠組みを構築し、先端技術分野での共同研究を通じた、産業界でも活躍できる優れた研究者や、産業・研究基盤を支える技術者、大学等における研究開発マネジメント人材の育成・確保や、関連制度・システム改革等、人的投資の拡充に向けた取組をパッケージとして一体的に実行する。

労働者のリ・スキリングについては、VI. 1. (1)に記載の「リ・スキリングを始めとする能力向上支援」に取り組む。起業家教育については、IV. 1. ③に記載の「スタートアップ・エコシステム拠点都市等の機能強化」に取り組む。人的資本の情報開示については、VI. 1. (2)②に記載の「人的資本に関する情報開示の充実を通じた企業価値の向上」に取り組む。

③産業界から教育機関への資金提供・共同でのプログラム開発等の促進

地方創生に不可欠な地域での人材育成に対し、産業界からの資金の流れを強化するため、官民連携の重要な手法である企業版ふるさと納税について、地方自治体と企業とのマッチング支援を強化し、企業による利用促進を図るとともに、企業が大学等の教育研究の充実のための基金等に寄附する際の手続の簡素化や、企業による地域の学校の教育活動への貢献を促進する方策の強化を図る等の取組を進める。

産業界と連携した学部・学科の新設等に係る設置認可手続について、実務家教員をより採用しやすくするため、民間企業経験者などを審査体制に加え、教員資格審査の改善を図るなど、設置認可手続における迅速かつ円滑な審査に向けた具体的な方策を検討する。

高専におけるアントレプレナーシップ教育の充実を図るため、スタートアップ経験者・支援者や研究者等の外部専門家による高専生向けの講義・セミナーの開催、地域の中小企業等とも連携して地域課題の解決に取り組む社会実装教育や起業家工房の活用等を通じたアントレプレナーの育成、全国高等専門学校ディープラーニングコンテスト（DCON）等を推進する。また、高専発スタートアップの創出・育成のため、高専機構等によるアントレプレナーシップ教育パイロット校等での外部専門家等による起業希望者への助言・メンタリングなどの取組を推進するとともに、こうした取組の全国的な展開等を行うためのオンラインを活用したプラットフォームを構築する。また、政府の中小企業支援策等の活用も促しつつ、関係省庁の連携により、地域の中小企業が抱える課題を、高専生や高専発スタートアップが持つ創造力とAI等のデジタル技術の活用等により解決する取組を促進する。

エンジニア等も含めたイノベーションを支える高度人材を確保するため、先端分野の海外学生等への日本でのインターンシップの機会の提供や、アジア諸国でのジョブフェアの開催等により、高度外国人材の呼び込みを進めるとともに、多様な経験によるイノベーションの加速に向けた産学間や大企業とスタートアップ間の人材交流を加速する。

民間企業が博士人材を採用しやすい環境を整備するとともに、企業研究者に対する博士課程進学支援等により、産学官連携を通じた博士人材等の活躍を促進する。産学間の人材交流を促進するための課題整理や事例展開などを行うために産学連携ガイドラインの改訂等を検討する。

このプランの実行においては、地方の大学や高専に企業の資金がより還流するようにするため、企業経営者の目線も取り入れ、大学・高専などに寄附して教育内容は任せきるのではなく、JVのように共同事業として、共同教育や共同研究にとどまらず、学部学科等の運営まで実施するような事例の創出にも取り組む。

加えて、高卒採用におけるいわゆる一人一社制は、高校生が高卒で会社を受ける場合、教員の推薦のある企業を原則一社しか受けられず、当該一社を落ちたら初めて次の企業を受けられるものとなっており、高い就職率を確保する効果がある一方で、多様な選択肢を阻害している面もある。高卒の方の就職活動において、高校生が多様な選択肢の中から就職先を選べるようにするために必要な施策を具体化する。

VII. 資産運用立国の取組の深化

資産運用立国の施策について、これまで取り組んだNISAの抜本的拡充・恒久化、コーポレートガバナンス改革、資産運用業やアセットオーナーシップの改革といった幅広い施策は着実に進展し、「貯蓄から投資へ」の流れも動き始めている。

しかし、資産運用立国を実現するにはいまだ道半ばであり、家計、企業、金融商品の販売会社、資産運用会社、アセットオーナーなど、インベストメント・チェーンを構成する各主体に対する働き掛けをより一層効果的なものとする必要がある。

日本の資本市場を「国内の人々が海外にも投資し、世界からも投資を呼び込む双方向のプラットフォーム」にすべく、資産運用を軸にした経済社会の構造改革を更に推進する。

国内市場は「金利のある世界」へと移行し、国際的にも各国の政治動向や地政学的リスクといった不確実性にマーケットが直面するなど、歴史的な金融・経済環境の転換点にあることを踏まえ、資産運用立国の施策を一層推進し、国民の長期・安定的な資産形成を支援していく。

1. 資産運用立国の更なる推進

本年10月のJapan Weeksに向けて、資産運用立国に関する成果や追加的な施策、既存の施策の改善・実質化等を検討・実施することで、資産運用立国の実現に向けたモメンタムを維持し、更に強化していく。

本年10月のJapan Weeksや資産運用フォーラムの機会を通じ、日本市場の魅力等に関する海外向け情報発信を充実させる。資産運用フォーラムでは、国内外の資産運用会社等の知見を踏まえた成果物を取りまとめる。

資産運用立国に向けた改革を実現していくため、引き続き政府の推進体制の強化に取り組む。その際、金融庁の体制について、抜本的な組織拡充を検討する。

また、資産運用立国の推進に当たっては資本市場への信頼が確保されていることが重要である。不公正取引等の違反事案に対し、抑止力をより一層高めていく観点から、違反行為に対する課徴金の在り方等も含め、十分な抑止効果が発揮されるよう検討していく。

2. 家計の安定的な資産形成

①若者から高齢者まで全世代の国民が金融リテラシーを向上させながら、一人一人のライフプランに沿った形で資産形成を行うための環境整備

家計の収支管理やライフプランの設計・点検を容易に行うことができるよう、J-FLEC（金融経済教育推進機構）の個別相談等の現場で活用することも念頭に、必要に応じてマイナンバーとの情報のひも付けも検討しつつ、個人が自身の金融資産やキャッシュフロー等の状況を容易に把握できるためのデータ集約の仕組みを整えるなど、年金も含めた金融情報の可視化のための環境整備を進める。

職域における金融経済教育の提供を浸透させる観点から、各省庁はJ-FLECと連携しつつ、所管分野の関係企業や経済団体に対する周知広報に取り組みとともに、全企業の範となるよう、本省庁及び地方部局における金融経済教育研修を導入する。J-FLECは、地方における活動の底上げを図るとともに、投資を始めたばかりの方を含め、中小企業や非正規雇用で働く方にも確実に教育機会が提供されるよう、分かりやすく信頼できる情報発信の強化にも取り組む。

確定拠出年金（iDeCo及び企業型DC）については、令和7年度税制改正大綱に盛り込まれた、賃金上昇の状況を勘案した拠出限度額の引上げの速やかな実現を目指す。老後に向けた資産形成を促進する観点から、拠出実態を踏まえ、拠出限度額の考え方について、各国の制度も参照しながら、次期年金制度改革までに検討し、その結果に基づき適時に引上げを行う。

企業型DCについて、足元の物価が上昇する市場環境下において、元本確保型商品では実質的な購買力を確保できない可能性があることについて、事業主は加入者に対してより丁寧に説明するとともに、必要に応じて指定運用方法を含めた運用商品の構成の見直しを検討するよう促す。

確定拠出年金については、NISAと比較して多数の主体が関与する制度となっていることを踏まえ、厚生労働省は、内閣官房や金融庁など関係省庁の協力の下、手続の簡素化・コストの低減等の改善につながるよう、iDeCoにおけるプラットフォームとしての国民年金基金連合会の役割を含め、拠出限度額の管理や情報連携などについての大胆な改革について、本年度中に検討に着手し、できるものから速やかに実施する。

企業年金（DB及び企業型DC）の運用状況等の情報開示に向け、厚生労働省が情報を集約し公表することとされているが、必要に応じてデジタル庁とも連携しながら、その早期実現を図る。

個人投資家が投資しやすい環境を整備するため、デジタル技術の進展を踏まえつつ、東証は上場株式の投資単位の更なる引下げに向けた検討を進める。

NISAの更なる利便性向上に向けて、政府は、家計の安定的な資産形成の促進の観点から、NISAについて、効果検証を行うとともに、対象商品の多様化を検討する。

②高齢者が安心して長生きできる社会を金融面から支えるための環境整備

長寿化の進展により高齢期に向けた資産形成・管理の重要性が高まっている中で、個々人がライフステージの各段階で適切な金融サービスが選択できるよう、J-FLECにおいては、シニア層をターゲットとしたイベントの積極的な開催を進めるほか、企業・地域コミュニティ等と連携の上、お金の学びを得る機会や個別相談を受ける機会の増加に向けた周知広報など、金融リテラシーの向上に向けた取組を更に工

夫・強化する。また、高齢顧客保護の観点から、詐欺被害対策を含め、金融経済教育を徹底する。

高齢者を含めあらゆる世代がNISAの投資枠を活用することができ、計画的に資産運用を続けながらその成果を活用して生活に充てることができるよう、顧客本位の金融商品・サービスの提供を前提に、対象商品の拡大を含むNISA制度の充実を検討するなど、政府は退職後の生活の安定にも資する資産運用サービスの充実の具体策について検討する。

高齢顧客の将来的な認知判断能力の低下に備え、親族等の代理取引を可能とする金融サービスである「家族サポート証券口座」の普及促進など、金融業界における高齢顧客の様々な課題やニーズに寄り添った丁寧な対応を業界団体と共に促す。

③若い世代から資産形成に取り組むことを促進するための環境整備

子供支援・少子化対策の一環として、格差の問題や金融リテラシーの水準に留意しつつ、NISAの活用を含め、次世代の資産形成の推進のための具体的な方策を検討する。

また、「長期・積立・分散投資」やインフレ時の資産管理の重要性も踏まえ、次期学習指導要領における金融リテラシーの向上に資する記載の一層の拡充について検討する。

3. 中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供

①スタートアップ投資等の更なる推進

スタートアップへの成長資金供給を加速させる観点から、政府は、国内ベンチャーキャピタルへの投資の障壁となっているとの指摘がある外国組合員特例税制（PE（恒久的施設）課税特例）等について、諸外国の運用の実態を踏まえつつ、税制の在り方について必要な措置を検討する。また、海外投資家からスタートアップへの投資を促進するため、LPS（投資事業有限責任組合）に関する制度を海外投資家にとっても分かりやすいものになるよう、経済産業省は金融庁等の関係省庁と連携して検討を開始する。

顧客ニーズに応じて、業態の垣根を越えて金融グループとして高度で多様な金融サービスを一体的に提供することは、顧客利便に資するものである。この観点から、銀証ファイアーウォール規制の見直しを着実に進める。その前提として、金融機関において、顧客情報管理や、利益相反管理、優越的地位の濫用防止が適切に図られるようモニタリングを行う。

金融グループによる資金供給の円滑化を図る観点から、金融機関の投資専門子会社の投資対象の拡充を検討するとともに、新株予約権付融資における新株予約権の利息制限法等における論点について金融機関等を交えて検討を進める。また、大規模なM&A資金への対応など一時的な巨額の資金需要に対応するため、大口信用供与等規制における一時的な限度額の超過許容を検討する。

プロ投資家（特定投資家）によるスタートアップ企業の株式（非上場株式）への投資の活性化の観点から、米国並みの資金調達環境を整備するために昨年の経済対策で打ち出された「日本版ルール506」について、本年2月にはプロ投資家向け私募制度においてインターネットを含む様々な媒体による勧誘等が可能となり、また3月には個人がプロ投資家になるための要件の更なる明確化などが行われたところである。引き続き、プロ投資家からの資金調達を促進するため、プロ投資家に対して制

度の周知を図るとともに、日本証券業協会における、投資家保護に留意しつつ市場関係者のニーズ等を踏まえた、証券会社による非上場株式の勧誘が原則禁止されている自主規制の見直しについて検討を促す。このほか、発行開示書類の届出免除基準額の見直しを図る。

また、Ⅲ. 5. 「PEファンド等への成長投資の強化」に記載のGPIFに加え、共済組合等における、受益者等の利益に資する観点から、特定のアセットクラスに偏ることなく、国内のPEファンド・ベンチャーキャピタルを含め、オルタナティブ資産への投資の引上げや、Ⅳ. 2. ②に記載の「のれんの会計処理の在り方の検討」、Ⅳ. 2. ③に記載の「東京証券取引所のグロース市場の在り方の検討」及びⅣ. 3. ①に記載の「オープンイノベーション促進税制の活用促進」に取り組む。

②インパクト投資市場の拡大に向けた取組

社会的課題の解決を通じて企業価値・投資収益の向上を図る観点から、引き続きサステナビリティ投資を推進する。具体的には、インパクト投資の案件創出に向けて、Ⅳ. 1. ④に記載の「インパクトスタートアップ（社会的起業家）に対する支援」に取り組むほか、インパクトの可視化・ビジネス構築等への支援強化等によるローカル・ゼブラ企業（地域の社会課題解決の担い手となる企業）等の育成を図る。また、国際的な団体等とのネットワークを強化し、我が国の取組に関する対外発信を充実させる。こうした取組により、企業が視点の転換を図り、金銭的リスク・リターンに加え社会面・環境面のインパクトを考える、マルチステークホルダー型企業社会を推進する。

③企業価値担保権付き融資の活用促進

企業価値担保権付き融資の制度が来年創設されることを踏まえ、プライベートクレジットの促進に向けて、具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保権付き融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指す。

4. 企業価値の向上・コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンス改革を引き続き推し進めることにより、中長期的な企業価値の向上を更に後押しするとともに、企業による積極投資を促進し、価値向上による果実を家計を含めた主体に広く分配することが重要である。このため、企業や投資家の形式的な対応をより実質的なものに変えていくため、独立社外取締役等が取締役会で機能を発揮するために必要な取締役会事務局の取組や、投資家と企業とのエンゲージメントについての好事例や投資家と企業の認識にギャップがある事例を公表し、関係者に周知・浸透させる取組を進める。また、企業の稼ぐ力を更に向上させるため、経営資源の配分先には設備投資・研究開発投資・地方拠点の整備・スタートアップ等を含む成長投資、人的資本や知的財産への投資等を含む多様な投資機会があることを認識することが重要であり、経営資源の適切な配分が行われているかの検証・説明責任の明確化を含むコーポレートガバナンス・コードの見直しを検討する。これらの施策を含むコーポレートガバナンスに関する新たな政策パッケージを取りまとめる。

全上場企業に対する「株主総会前の適切な情報提供に係る要請」を踏まえ、その促進・実態把握をするとともに、有価証券報告書の株主総会前の開示に向けた環境

整備に向け制度横断的な検討を進める。

中長期的な企業価値の向上に資するサステナビリティをめぐる取組の開示に対する投資家のニーズを踏まえ、規模の大きい上場企業におけるサステナビリティ情報の開示・保証に係る制度整備を図る。

PE投資において、報酬制度等を活用して投資先の従業員に対して企業のオーナーシップを付与することで、従業員の会社に対するエンゲージメントを高め、ファンドによる投資リターンを従業員へ還元する例が見られるところである。こうした取組を広く日本の企業に普及させることで、従業員の士気向上や中長期的な企業価値の向上につなげる。

5. 資産運用業・アセットオーナーシップの更なる高度化

①資産運用業の高度化

来年4月目途の日本投資顧問業協会と投資信託協会の統合を契機として、新しい協会と連携し、日本に、世界の資産運用会社と質・量ともに伍（ご）していける会社が生まれるよう、以下の取組を通じて業界の変革を進める。

大手金融機関グループにおける資産運用力向上等に関する取組のフォローアップを行い、各社に継続的な深化を求め、業界の変革を後押しする。

新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）の施策が更に加速するよう、EMPに係る取組事例のフォローアップを行うなど、大手金融機関に対して新興運用業者の活用への働き掛けを引き続き行うとともに、アセットオーナーとベンチャーキャピタルの間の相互理解の促進に向けて取り組む。

ベンチャー投資を含めアクティブ運用においては、優れた企業の目利きができる人材を質・量ともに充実させることが不可欠である。各産業に通じた人材、特に、ディープテックやバイオの専門人材が育つことは、各産業の成長支援・優良企業への投資促進にもつながっていくことから、バイサイドのアナリストを始めとする資産運用業界の人材の充実に向けた実態把握を進める。

資産運用を支えるバックヤードの業務・システムについて、カスタディアン（資産管理信託銀行）・レコードキーパー（確定拠出年金の記録関連運営管理機関）・システムベンダーなどの様々な関係者が存在し、その内容が複雑化・高コスト化しているとの指摘もある中で、資産運用のインフラとなっている業務・システムの合理化に向けた実態把握を進める。また、アセットオーナーを支える金融機関等に対するモニタリングの更なる強化を図る。

生成AIやブロックチェーン等の新たな技術の登場を踏まえ、資産運用業の高度化への将来的な活用に向けて、官民で検討を進める。

金融・資産運用特区については、「金融・資産運用特区実現パッケージ」に沿って、北海道・東京・大阪・福岡の4地域を対象地域に決定し、国内外の金融・資産運用業者の集積や地域の産業・企業の育成支援に向けた規制改革等に取り組んできた。こうした取組を特区地域への金融・資産運用業者の新規参入につなげるべく、4地域と連携して対外的な発信強化のためのプロモーション施策を実施し、日本市場の魅力の積極的な発信や関係者間の対話を充実させる。あわせて、海外からの新規参入事業者への創業支援の取組を継続する。

また、海外において行われている、銀行・証券・保険・不動産等に関する資産運用や管理を横断的に行う「ウェルスマネジメント」のようなサービスの提供に向けた環境整備について、実態把握の上、検討を行う。

②アセットオーナーシップ改革の更なる推進

アセットオーナーの資産運用の高度化に向けた指針ともなるアセットオーナー・プリンシプルについては、5月末時点で213主体に受け入れられている状況である。関係省庁は引き続き周知を進め、プリンシプルの受入れを更に進めるとともに、各アセットオーナー自身による運用の点検を通じて、資産運用の高度化に向けた取組を後押ししていく。

国立大学法人、公立大学法人及び学校法人については、海外では基金の運用によって運営資金の確保等が行われていることを踏まえ、ポートフォリオを始めとする資産運用・資産管理に係る実態把握を進めるとともに、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人におけるアセットオーナー・プリンシプルの検討状況を年末を目途に整理する。特に、国際卓越研究大学の認可における体制整備の判断に際しては、今後、アセットオーナー・プリンシプルの受入れを要件に盛り込む。

確定給付企業年金（DB）について、アセットオーナー・プリンシプルの受入れを更に進めていく。また、給付の在り方等は労使で検討されるべきものであるが、加入者の退職後の生活におけるインフレ抵抗力が確保されるよう、DBの運用の在り方を含め、事例を整理・公表する。

VIII. 地方経済の高度化

官民が連携して地域の拠点をつくり、地域の持つ潜在力を最大限に引き出す。企業資金を地方に呼び込み、新技術を徹底的に活用するとともに、新時代のインフラ整備等を進めることで、地方経済の高度化を図る。

1. 地方におけるイノベーション拠点の強化

地方におけるイノベーションの促進に向けて、地域中核大学におけるインキュベーション施設の拡大や、キャンパス全体の共創拠点の更なる整備充実、地域の中核大学や企業、自治体等が連携する産総研ブリッジ・イノベーション・ラボラトリやスタートアップ・エコシステム拠点など、地方のイノベーション拠点の強化を図る。

2. 企業資金の地方への呼び込み

企業資金の地方への呼び込みや地域金融力の強化等を通じ、全国各地での地方経済の高度化を推進する。

①企業版ふるさと納税等の改善

地方での産業立地とスタートアップの拡大のため、企業版ふるさと納税の制度改善を検討する。

具体的には、まず、例えば、スタジアム等の施設を建設する際に、半分は自社利用で半分は地域利用に開放する際に、企業版ふるさと納税の対象となっているかが曖昧という課題がある。こうした資金提供にも一定の公益性があることを踏まえ、企業版ふるさと納税の対象として明確化することを検討する。

また、企業版ふるさと納税について、企業が自社の地元へ寄附をした場合には対象にならないといった制限の在り方について、企業からの期待があることも受け、

制度の趣旨や近年の本制度の適用状況、真に地方創生に資するかなどの点を踏まえて、検討を行う。

②地方への積極投資の大胆なインセンティブの検討

地方に対して東京の大企業やスタートアップが積極的に投資を行うための大胆なインセンティブについても検討を行う。設備投資・研究開発投資の促進だけでなく、例えば、まちづくり等の地域の公共性、正の外部性がある投資について、市町村の認定の下で支援する枠組み等も検討する。あわせて、地域密着型の新規事業の立ち上げを支援するローカル10,000プロジェクトの活用を促進する。

③個人版ふるさと納税の健全な発展

個人版ふるさと納税についても、その返礼品の提供を通じ、地場産業の振興や雇用の創出につながることを期待される。引き続き、個人版ふるさと納税の健全な発展に向け、取り組んでいく。

④コーポレートガバナンス等における対応

地域のまちづくり・スタートアップ等の成長投資をコーポレートガバナンスに位置付けることで企業の投資を促すべきであり、企業の積極的な投資による地方における拠点整備が、中長期的な企業価値の向上につながることをコーポレートガバナンス・コードの見直し等により明らかにする。

⑤地方への投資への道案内の体制整備

地方への投資の際の「道案内」の体制についても検討を行う。都道府県・市町村の各レベルで、ワンストップで企業のサポートを行う部署・人材に乏しい現状を踏まえ、地域の行政や企業について道案内を行うことを、国による伴走支援も活用し、後押しする。

⑥地域金融力の強化

地域外からの企業の投資の呼び込みも含めて、地域金融機関による融資にとどまらない金融仲介機能の発揮の後押しを監督指針等により促進し、こうした幅広い金融仲介機能の発揮のために地域金融機関自体の経営基盤を強化（資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保策を含む資本参加制度や資金交付制度の延長・拡充等の検討）していく。そのため、地域金融関連施策をパッケージ化して「地域金融力強化プラン」を年内に策定し、強力に推進していく。

3. 地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保

(1) ワット・ビット連携の推進

経済安全保障や日本の産業力強化の観点から国内でデータセンター等を整備する需要が高まっている。政府においては「ワット・ビット連携」構想を打ち出し、データセンターの地方への分散化を図ることにより、GXとDXの両立や地方創生の推進を目指している。こうした動きを踏まえ、国内のデータセンター投資を促進しつつ不動産を含む多様な運用手段の提供を図るため、REIT（不動産投資信託）の保有資産として、データセンター等を組み入れるための環境整備を行う。あわせて、再

生可能エネルギー発電設備への投資を含む上場インフラファンド市場の活性化に引き続き取り組む。

(2) 地方の自動運転の社会実装の加速化・地域交通のリ・デザイン

①100か所以上での自動運転サービスの導入

「モビリティ・ロードマップ2025」に基づき、以下の取組を推進する。

- ・バスやロボットタクシー等の自動運転の社会実装に向けた全国10か所程度の先行的事業化地域を選定し各地域の課題に応じて関係府省庁の支援策を集中的に適用する。
- ・満たされない移動需要の掘り起こし及び需給一体となったモビリティサービスの効率化に応える「交通商社機能」の普及を進めるための、バスやタクシー、自動運転を含む複数の交通手段を考慮して地域における需給をマッチングするための共通基盤の整備等を推進する。
- ・運輸安全委員会における自動運転車に係る事故原因究明体制の構築について法制度の整備も視野に入れて更なる検討を行う。

また、自動運転をめぐるルールの具体化等必要な制度整備を進め、事業化を加速する。あわせて、2027年度までに、無人自動運転移動サービスを100か所以上で実現する。このように、自動運転の社会実装を進める。

MaaS (Mobility as a Service) 等による地域交通DXを推進する。加えて、自動運転の安全な運行等のためのG空間情報の整備・活用を進める。全国の移動の不足の解消に向けて、自動運転やライドシェアについて、骨太方針2024等を踏まえ、必要な取組を進める。特に、地方の中小都市など公共交通手段の利便性が低い地域における移動の不足の解消に向けた適切な制度の在り方も含め議論を進める（通院・介護、通勤・通学、買物等の移動の足確保が困難な住民が存在する地域など）。

②デジタルライフラインの整備

今後10年を見据えたデジタル時代の社会インフラ整備を目的とする「デジタルライフライン全国総合整備計画」及び関連するロードマップやガイドライン等に基づき、自動運転サービス支援道、ドローン航路、インフラDX等の早期実施プロジェクトの結果も踏まえ、ハード・ソフト・ルールの3つの側面からデジタルライフラインの全国展開を加速する。

③自動運転車両の公用車利用といったスタートアップの技術の導入検討

自動運転の社会実装を加速することで地域の移動課題の解決にもつなげるため、政府調達で具体的にどのようなスタートアップの技術を導入することができるのか、自動運転の公用車利用について検討を進める。

④クルマのデジタル化の推進

SDV (Software Defined Vehicle) が競争軸となりつつある自動車市場において、AI・デジタル技術の変革下においても自動車産業が国際競争に勝ち抜くことができるよう、新たなAI技術を活用した自動運転などクルマのSDV化に必要な技術開発や自動運転の社会実装の早期実現等に向けた更なる施策について、2025年に改定したモビリティDX戦略に基づき着実に実行する。

⑤「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開

人口減少・少子高齢化や担い手不足等への対応や観光客の地方誘客に向けて、「地域の足」・「観光の足」の確保に取り組む。

そのため、2025年度から2027年度までの3年間を「交通空白解消・集中対策期間」と位置付け、本年5月に策定した「「交通空白」解消に向けた取組方針2025」に基づき、自治体・事業者への伴走支援、パイロットプロジェクトの創出・全国への浸透、共同化・協業化や自治体機能の補完・強化を図る新たな制度的枠組みの構築等これまでを上回る国の総合的支援の下、地方自治体における体制構築を図るとともに、全国の「交通空白」の一つ一つの解消に取り組む。

さらに、病院と連携した配車など交通サービスを高度化する新サービス創出に向けたAI・システム等の技術実証、モビリティデータの活用等により先手先手で地域課題に対応していくための地域公共交通計画等のアップデートに向けたポータルサイトの公開や地方自治体等に対する研修、モビリティデータの標準仕様作成、バス・タクシーの業務改革やデータ活用に向けた標準業務モデル等の作成、キャッシュレス化等の省力化投資の推進に向けた支援、キャッシュレス化と連携したモード横断的な移動データの取得と活用に向けたベストプラクティス開発と横展開、IT・異業種等も含めた地域の多様な関係者の連携・協働による新結合の取組の支援、レンタカー・施設送迎車両等の地域の輸送資源の活用に向けた技術開発等を推進し、地域交通のリ・デザインを全面展開する。その際、鉄道については、ローカル鉄道の再構築を推進しつつ、ネットワークの在り方等の議論を深化する。また、旅客運送業における外国人材の一層の活用を推進する。

(3) 光ファイバ・5G等のデジタルインフラの整備

5G等の整備について、5Gならではの高品質サービスの普及を図るとともに、非居住地域を含めたニーズに応じた柔軟な基地局の整備や強靱化を促進する。光ファイバの整備、公設光ファイバの民設移行支援、BBユニバーサルサービスの確保と併せて海底ケーブルの整備を図る。

あわせて、防災、農業、インフラ点検等の地域課題の解決に資するデジタルインフラ活用ソリューションの創出・実装を推進する。

(4) 広域交通インフラの整備、国土強靱化、防災・減災投資の加速

①広域交通インフラの整備

我が国の国際競争力強化のため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線、都市鉄道、港湾、空港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、モーダルコネクトの強化、航空ネットワークの維持・活性化を推進するとともに、担い手の確保・育成に取り組む。

基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、各地域の実情を踏まえ、地方創生2.0の実現にも資する幹線鉄道の高機能化に関する調査や方向性も含めた検討など、更なる取組を進める。リニア中央新幹線については、財政投融資による支援を踏まえ、全線開業に係る現行の想定時期の下、環境・水資源の状況等を厳格にモニタリングし、必要な指導や技術的支援を行うとともに、沿線自治体と連携して、全線開業に向けた環境整備を行う。

②防災・減災・国土強靱化の推進

人命・人権最優先の防災立国を実現するため、政府の防災施策を俯瞰し、縦割りを排した徹底的な事前防災の推進及び発災時・復旧復興期の対応の司令塔となる防災庁を2026年度中に設置し、大規模災害の発生時においても、女性・高齢者・子供・障害者・外国人などジェンダーや多様性の視点も踏まえた災害の対応と、避難生活環境の改善、福祉支援の強化、地域の防災力・広域連携の強化、官民連携、防災教育・啓発、人材育成・訓練、防災DX、防災技術の研究開発・国際展開等の事前防災の推進を並行・継続して実施できる十分な予算、専門人材を含む人員・体制を確保する。防災産業の育成、海外展開を推進する。

防災DX及び防災科学技術の推進のため、防災デジタルプラットフォームの早期実現を目指すとともに、その中核を担う新総合防災情報システムの更なる機能強化、データ連携基盤、Lアラート、D24H（災害時保健医療福祉活動支援システム）の構築・連携・活用、地域の防災関係機関間での情報流通促進を行う。また、大規模災害における被災者支援システムの広域連携のための新たな仕組み構築を推進するとともに、地震・火山噴火・豪雪等の自然災害の予測精度向上のための研究開発や、AI等の先端技術も活用した災害対応における情報共有・意思決定の高度化等、防災関連技術の開発、実装を進める。

「国土強靱化基本計画」に基づき必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を着実に推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める。その際は、近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を適切に反映し、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化のためのフェーズフリーな仕組みの活用、上下水道などのインフラ老朽化対策・耐震化の加速化等を進める。

(5) 文化芸術・スポーツを通じた地方創生

文化資源を活用した全国への観光拡大・充実、その前提となる文化財の適切な保存・修理と強靱化、官民連携による高付加価値化、祭り等の伝統行事、伝統芸能、伝統工芸、生活文化等を活用する文化芸術活動の基盤強化を通じて、地域活性化に取り組む。また、国際的なアートフェアの誘致や我が国アートの魅力や作品の発掘強化等のアート市場の活性化を進める。

スポーツコンプレックスやスポーツホスピタリティ、スポーツツーリズムの推進を通して地域活性化に取り組む。さらに、スポーツコミッションへの支援や、地域の担い手育成の観点からも、部活動の地域展開等について新しい仕組みを構築し、2026年度からの全国的な実施を進める。また、スポーツ団体のデジタル技術の活用や他産業との連携を支援し、地域・経済にも裨益（ひえき）するよう取り組む。

4. 福島を始め東北における新産業の創出・能登半島地震からの復旧・復興

浜通り地域等における新産業創出に向けて、エネルギー・ロボット・宇宙等の分野でのイノベーション創出、企業誘致支援を着実に進めつつ、改定した「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえた施策を、次の5年間に強力に推進する。

また、福島国際研究教育機構の取組を加速するため、本年度から敷地造成の工事に本格的に着手し、研究開発、産業化、人材育成を着実に進める。

また、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉、処理水放出に関する安全性確保・風評対策・なりわい継続支援を進める。帰還困難区域の避難指示解除に向け、まずは特定帰還居住区域の除染・インフラ整備等の取組を進める。「ふくしま浜通りサイクルルート」等を活用したホープツーリズム（震災・原子力発電所事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅）や映画など文化芸術を通じたまちづくりを含め、交流人口・関係人口等の拡大を推進する。地方創生との連携も強化しながら、東日本大震災からの復旧・復興に全力を尽くす。

令和6年能登半島地震により、甚大な被害が発生した。奥能登版デジタルライフライン整備への支援や新技術の活用や住宅確保策等により、奥能登の復興が人口減少地域における地方創生のモデルとなることを目指す。

IX. 新しい資本主義実現に向けた取組の確実な推進

1. 全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直し

経済が物価上昇に転じた中で、政府の予算や制度もまた物価上昇に的確に対応できるよう変わっていかねばならない。政府自身が、物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、省庁横断で総合的に予算・税制に係る公的制度の基準額や閾値の点検と見直しに取り組む。

まず、長きにわたり見直されていない以下の制度については、速やかに見直しを行う。

- ・交通遺児に給付される育成給付金は、拠出金、民間資金と国庫補助等によって賄われる支給額が40年以上据え置かれており、近年の物価高騰の中で、約95%が母子家庭である交通遺児の生活環境は厳しい状況にある。
- ・生活困窮者自立支援制度のうち、子供の学習・生活支援事業に係る国庫補助基準額が制度創設以来約10年間継続的に横ばいであり、同事業の委託先である社会福祉協議会の人件費や、提供する事業規模の抑制を招いている。
- ・中小企業を含め、社員の食事補助の充実を図る取組が見られるが、食事支給に係る所得税の非課税限度額は、1984年の見直し以降、食料品価格が上昇する中で、40年以上据え置かれている。
- ・地方において利用率の高いマイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額は、2014年の見直し以降、ガソリン価格が上昇する中で、10年以上据え置かれている。

さらに、多岐にわたる公的制度の中には、これら以外にも同様の事例が存在すると考えられることから、上記の事例を踏まえ、予算、税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、省庁横断的・網羅的に点検し、見直しを進める。

その際、今後、長年にわたって見直しが行われない状況が二度と生じないよう、各項目の点検と併せ、政策効果を担保するため、制度の特性に応じた定期的な改定ルールを設け、足元の物価上昇に的確に対応できるような仕組みづくりを行う。

2. フォローアップ等

(1) フォローアップ

本実行計画を具体的に推進するため、毎年度、実行状況についてフォローアップを行い、設定したKPIに沿って、PDCAサイクルを進めていく。

(2) EBPMの推進

本実行計画を推進していく上で、設定した目標値を基に、現状を評価し、それに応じて的確な対策を講じていくため、EBPM（証拠に基づく政策立案）を推進する。

(3) 行政保有データの利用制約の緩和

EBPMを推進するためには、行政保有データを行政機関の外部の大学等の研究者が学術研究のために利用することを円滑化し、その成果が政策立案に活用されることが不可欠である。

このため、税務・関税・レセプトデータを政策の検討のために学術研究に活用する取組も参考としつつ、行政が取得・保有する個人情報の学術研究目的の利用・提供方法のユースケースとして、雇用保険及び厚生年金のデータを学術利用できる環境を早期に整備する。

(4) 官と民の連携

新しい資本主義は、官と民がそれぞれ自らの役割を果たすことによって、初めて実現する。官はこれまで以上に、民の力を最大限引き出すべく行動し、これまで官の領域とされてきた社会的課題の解決に、民の力を大いに発揮してもらう。

今後、人口減少が加速する下でも、潜在成長率を引き上げ、成長と分配の好循環を実現していくことは、我が国の長期的な経済・財政・社会保障の持続可能性を確保し、財政の信認を維持する上で重要な基盤となる。経済あつての財政であり、必要な政策対応を行うことと財政健全化目標に取り組むことを矛盾しないものにしていく。民間の活力を引き出して、経済成長等の成果につながるよう、ワイズ・スペンディングを徹底していく。

＜本実行計画において設定している目標値＞

本実行計画を具体的に推進するため、個々の分野において下記の目標値を設定している。引き続き、その実行状況についてフォローアップを行う。

- 2029年度までの5年間でおおむね60兆円程度（中小企業実態基本調査ベース）の生産性向上のための投資を実現する。（Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進）
- 2022年度から2026年度末までに230万人のデジタル人材を育成する。（Ⅱ. 4. (2) AI等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング）
進捗状況：2023年度は51万人を、2024年度上半期は44万人を育成。
- 2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。（Ⅲ. 投資立国の実現）
- 公的皆保険（約45兆円）の持続可能性を確保しつつ、2050年に向けヘルスケア産業を現在の約30兆円から約80兆円規模に向け成長させることにより「100兆円ヘルスケアマーケット創出」を目指す。（Ⅲ. 2. (1)ヘルスケア）
- 農林水産物・食品の輸出について、2025年2兆円、2030年5兆円とする。（Ⅲ. 2. (3) ①農林水産物・食品の輸出等による「海外から稼ぐ力」の強化）
進捗状況：2024年は1兆5,071億円（前年比3.6%増加）。
中国及び香港向けが水産物の輸入規制等の影響を受け大きく減少したが、その他の国・地域向けが大きく増加した結果、2024年の輸出実績は対前年比+3.6%の1兆5,071億円となり、初めて1.5兆円を超えた。牛肉、米、茶など、多くの品目で過去最高を記録した。
- 中山間地域等において、複数の集落機能を補完する農村型地域運営組織等がスマート農機を活用した農用地の保全管理やICTを活用した買物支援に取り組む事例（「デジ活」中山間地域）を2027年度までに150地域創出する。（Ⅲ. 2. (3) ②農林水産業・食品産業を通じた地方の成長）
進捗状況：「デジ活」中山間地域として2024年度末時点で97地域を登録。
- 日本発コンテンツの海外市場規模を2033年までに20兆円に拡大する。（Ⅲ. 2. (4) コンテンツ産業活性化戦略の実行）
- 2025年より早期にインバウンド消費5兆円、国内旅行消費額20兆円を達成する。
2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、消費額15兆円を達成する。（Ⅲ. 2. (5) 観光）
進捗状況：2024年のインバウンド消費は約8.1兆円、国内旅行消費額は約25.2兆円となり、2023年に引き続き目標を達成した。2024年の訪日外国人旅行者数は3,687万人と年間の合計で過去最高を記録（これまでの過去最高は2019年3,188万人）。
- 2030年における海外でのインフラシステム受注額45兆円の目標達成に向けて「インフラシステム海外展開戦略2030」を着実に実施する。（Ⅲ. 2. (6) 対外経済連携・海外ビジネス展開の推進）

- 対日直接投資残高を2030年に120兆円、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円とする。
(Ⅲ. 2. (7) 対日直接投資の呼び込みの加速化)
- 2032年度までの10年間で150兆円を超えるGX投資を官民協調で実現する。(Ⅲ. 3. (1) ①2040年を視野に入れたGX・エネルギー政策の展開)
進捗状況：官のGX投資としては、令和7年度当初予算までに、5兆円程度の予算事業を計上。国による先行投資支援と規制・制度的措置とを一体的に講じていくことで、「10年間で官民協調で150兆円超のGX投資を実現する」目標に向けて民の投資を引き出していく。また、排出量取引制度の法定化を含む改正GX推進法・改正資源法が今国会において成立。
- 持続可能な航空燃料(SAF)の2030年10%導入を実現する。(Ⅲ. 3. (1) ①2040年を視野に入れたGX・エネルギー政策の展開)
進捗状況：これまでの海外SAFの輸入に加え、国内で大規模製造設備による供給が開始されたことに伴い、2025年から国産SAFの商用利用開始。2025年2月にGX経済移行債を活用した設備投資支援の対象事業者を採択し、国産SAFの供給拡大を推進している。
- 脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100地域選定し、2030年度までに実現する。
(Ⅲ. 3. (1) ②iii) 地域・くらし、中小・小規模企業を含めたGX推進)
- 家庭から廃棄される衣類の量を2030年度までに2020年度比で25%削減することを目指す。
(Ⅲ. 3. (1) ③i) 地域の循環資源をいかした豊かな暮らしと地域の実現)
進捗状況：2024年は50.6万トンで、2020年(51.5万トン)比1.7%減。
- 再資源化事業等高度化法に基づき高度な資源循環事業を3年で100件以上認定する。(Ⅲ. 3. (1) ③ii) 国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築)
進捗状況：再資源化事業等高度化法の今年中の着実な施行に向けて詳細制度を検討中。
- 電子スクラップ(E-scrap)のリサイクルの処理量を2030年までに約50万トン(2020年比5割増)に増加させる。(Ⅲ. 3. (1) ③ii) 国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築)
進捗状況：2023年に約36万トンを処理。
- 2030年に国内で半導体を生産する企業の合計売上高(半導体関連)の15兆円超え、2030年に国内で先端電子部品を生産する企業の合計売上高の3兆円超えを実現させる。(Ⅲ. 3. (2) ②半導体投資)
- 2027年度末までに340自治体においてオンライン申請やワンストップ窓口等の改革の取組を実施する。(Ⅲ. 3. (2) ⑦デジタルガバメントの推進)
- バイオものづくりの官民投資額を2030年までに年間3兆円にする。(Ⅲ. 4. ③バイオ産業)
進捗状況：バイオものづくりの官民投資額は、2022年度は年間4,389億円(推計)。
- 蓄電池の製造基盤について、2030年までに国内150GWh/年、グローバル600GWh/年を確保する。(Ⅲ. 4. ④蓄電池)
進捗状況：約115GWh/年の国内製造基盤を確保する見込み。

- スタートアップへの投資額を2022年度から5年後の2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）にする。さらに、将来において、ユニコーンを100社創出し、スタートアップを10万社創出する。（Ⅳ. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化）
進捗状況：スタートアップへの投資額については、2022年以降、ウクライナ侵略による地政学リスクの高まり等により、ベンチャーキャピタルの資金調達額が減少し、市況が低迷する中で、世界的に落ち込んでいるのが現状である。海外の主要国における2024年の投資額（速報値）は、対2021年比で、米国が-47%、中国が-56%、英国が-61%と大きくその額を減少させている。一方で、我が国については、スタートアップ育成5か年計画の実行に着手したことで、起業家・事業会社・国内外のベンチャーキャピタル等の関係者においてスタートアップ創出・投資への機運が高まったことを背景に、対2021年比で-12%の7,793億円と他国に比して、その減少幅は相対的に小さい。また、我が国のスタートアップの数は、2021年の16,100社から2025年4月には25,000社へと約1.5倍に増加しており、その裾野は着実に広がっている。2025年5月時点のユニコーン社数は8社（2022年6社から2社増）。
- メンターによる支援事業において2027年度に年間500人を支援する。（Ⅳ. 1. 地方におけるスタートアップの創出など人材・ネットワークの構築）
進捗状況：2022年度に年間74人、2023年度に年間548人、2024年度に年間578人を支援。2023年度、2024年度において、2027年度の目標である「年間500人」の水準に到達。
- 起業を志す若手人材の海外派遣について、2023年度から2027年度までの5年間で1,000人規模に拡大する。（Ⅳ. 1. ③スタートアップ・エコシステム拠点都市等の機能強化）
進捗状況：2023年度に400人、2024年度に391人を派遣。「5年間1,000人規模」の目標に向けて順調に拡大。
- 2023年度から2027年度までの5年間で5,000件以上の案件について、大学発の研究成果の事業化を支援する。（Ⅳ. 1. ③スタートアップ・エコシステム拠点都市等の機能強化）
進捗状況：2023年度においては、1,079件の事業化の支援を実施。
- 国や関係機関が調達する物件、工事、サービスについて、スタートアップからの調達を拡大し、創業10年未満の中小企業者からの契約比率を3%以上（3,000億円規模）に早急に拡大する。（Ⅳ. 3. ③スタートアップに対する政府調達の拡大）
進捗状況：創業10年未満の中小企業者との契約比率は、2023年度は1.39%。
- 量子技術による生産額を2030年までに50兆円規模にする。（Ⅴ. 5. (1) 量子技術）
進捗状況：量子技術による生産額は、2023年度は7,000億円（推計）。
- ポストコロナの人材不足の中で、日本企業から人材が奪われつつある危機的状況であることも踏まえ、同じ職務において日本企業と外国企業間に存在する賃金格差を、国ごとの経済事情の差を勘案しつつ、縮小する。性別、年齢等による賃金格差を解消する。転職により賃金が増加する者の割合が減少する者の割合を継続的に上回る。（Ⅵ. 1. 三位一体の労働市場改革の加速）

進捗状況：

・職務別内外賃金格差（日本企業の各職種の賃金を100とし、各国の各職種の賃金を日本の数値との比率で示したもの）

注：調査対象企業数の変動が大きいため、過去の数値と単純比較することは適切ではない点に留意が必要。

2025年1月時点

	全職種	経営 / 企画	総務	財務経理	人事	IT	クリエイティブ デザイン	データ アナリティクス	技術研究	プロジェクト マネジメント	営業 / マー ケティング	生産
日本企業	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
外資系企業 （日本）	120	121	113	115	121	124	128	122	118	122	122	106
シンガポール	168	173	170	162	168	180	177	173	172	176	175	167
ドイツ	151	157	147	148	148	154	134	148	153	150	158	144
米国	150	150	134	136	142	164	148	156	158	152	152	131
韓国	127	125	122	119	126	131	136	141	128	133	129	117
フランス	117	139	126	119	121	124	117	120	112	122	122	108
カナダ	126	123	113	119	123	130	122	123	135	127	126	112
イタリア	115	116	110	110	114	114	105	102	113	117	127	101
英国	110	110	103	109	110	115	104	111	107	111	116	96
中国（北京）	123	135	109	112	123	130	136	140	122	142	127	101

（※）2025年1月時点の世界の職種別総現金報酬水準（専門職シニア7-10年目）について、それぞれ各国の各職種中央値の現地通貨の賃金を2024年の購買力平価ドル（OECD）を用いて実質化。

（出所）マーサー社資料を基に作成。

・性別による賃金格差

令和6年賃金構造基本統計調査では、男性労働者の所定内給与額に対する女性労働者の所定内給与額の割合は、一般労働者及び一般労働者のうち正社員において、それぞれ対前年比で1.0ポイント（74.8%→75.8%）、0.6ポイント（77.5%→78.1%）増加し、男女の賃金の差異は縮小傾向にある。

・年齢等による賃金格差

令和6年賃金構造基本統計調査では、一般労働者（男女計）のうち、60歳以上の年齢階級別の一時間当たり所定内給与に係る年齢階級の差分（5歳ごとの年齢階級別の数値について、1つ若い年齢階級の数値と比較したときの差分）は、60～64歳、65～69歳、70歳以上において、それぞれ対前年比マイナス0.8ポイント（マイナス21.7%→マイナス22.5%）、同マイナス2.3ポイント（マイナス11.0%→マイナス13.3%）、同マイナス1.6ポイント（マイナス4.4%→マイナス6.0%）となり、マイナス幅が拡大した。

また、一般労働者・正社員のうち、60歳以上の年齢階級別の一時間当たり所定内給与に係る年齢階級の差分は、60～64歳、65～69歳、70歳以上において、それぞれ対前年比マイナス2.3ポイント（マイナス17.2%→マイナス19.5%）、同マイナス0.7ポイント（マイナス10.3%→マイナス11.0%）、同マイナス0.9ポイント（マイナス4.2%→マイナス5.1%）となり、マイナス幅が拡大した。

・転職による賃金増加

2023年に、転職後に賃金が上昇した割合（37.2%）が減少した割合（32.4%）を上回った。

- 2033年までに、日本人の海外留学派遣を年間50万人に拡大する。

2033年までに、外国人留学生受入れを年間40万人に拡大し、かつ、国内就職率を6割（国内進学者を除く。）に引き上げる。（Ⅵ. 2. (6) 留学モビリティの拡大、教育の国際化）

進捗状況：日本人の海外留学派遣は2022年のOECD「Education at a Glance」等及び2023年度の日本学生支援機構「日本人学生留学状況調査」によれば年間136,048人（前年比38,191人増加）。

外国人留学生受入れは、2024年度は年間336,708人（前年度比57,434人増加）。

外国人の国内就職率は、2023年度51.6%（2022年度は53.3%）。

- 2025年度までに生活費相当額を支給する博士課程の学生数を従来の3倍（修士課程から進学者の7割に相当）に増加させる。（Ⅵ. 3. ③産業界から教育機関への資金提供・共同でのプログラム開発等の促進）
進捗状況：2023年度に従来（2018年度に7,500人（推計））の2.5倍（18,400人（推計））、2024年度に従来の2.7倍（20,400人（推計））に増加しており、第6期科学技術・イノベーション基本計画で設定した2025年度の目標に向けて、2025年度からは大学ファンドの運用益も活用して博士課程学生の経済的支援の充実を着実に実施。
- 2027年末時点のNISA総口座数を3,400万口座、買付額を56兆円へ増加させることを目指す。（Ⅶ. 2. 家計の安定的な資産形成）
進捗状況：2025年3月末時点の総口座数は2,647万口座（2023年12月末時点から522万口座、25%増）、買付額は59兆円（同24兆円、68%増）。
- 2028年度末を目途に金融経済教育を受けたと認識している人の割合を米国並みの20%とする。（Ⅶ. 2. 家計の安定的な資産形成）
進捗状況：2022年は7.1%。
- 自動運転について、全国10か所程度の先行的事業化地域を選定する。（Ⅷ. 3. (2) ①100か所以上での自動運転サービスの導入）
- 2027年度までに、無人自動運転移動サービスを100か所以上で実現する。（Ⅷ. 3. (2) ①100か所以上での自動運転サービスの導入）
進捗状況：無人自動運転移動サービスの実現箇所数について、2025年度中に整理・具体化予定。
- 2027年度までに、「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを行う自治体を300自治体認定する。（Ⅷ. 3. (2) ⑤「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開）
進捗状況：2025年度末に集計予定。
- 2027年度までに、地域交通法に基づく地域公共交通特定事業の実施計画を300件認定する。（Ⅷ. 3. (2) ⑤「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開）
進捗状況：2024年度末までに140件を認定。
- 5G等の整備について、2030年度末に、人口カバー率で99%、高速道路及び国道の道路カバー率で99%とする。（Ⅷ. 3. (3) 光ファイバ・5G等のデジタルインフラの整備）

進捗状況：人口カバー率は、2023年度末で98.1%（2022年度末96.6%）となり、目標に向け順調に進捗。なお、高速道路及び国道の道路カバー率は、「携帯電話のエリア整備に関する調査」において調査中。

- 光ファイバの整備について、2027年度末までに世帯カバー率99.9%とする。（Ⅷ. 3. (3) 光ファイバ・5G等のデジタルインフラの整備）

進捗状況：世帯カバー率は、2022年度末で99.84%（2021年度末99.72%）であり、また、2023年度は補助事業によって未整備地域を抱える15自治体において光ファイバ新規整備を実施済みであり、目標に向け順調に進捗（世帯カバー率の2023年度のデータは7月頃公表予定）。

- スマートフォンの利活用法に関する講習会について、携帯ショップがない市町村（約790団体）も含め、2025年度までに全国における講座開催を実現する。（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版 Ⅷ. 1. (1) ⑤デジタルリテラシーの向上）

進捗状況：2024年度に約6,500か所で講習会を開催。全市町村（1,741団体）のうち、2024年度末時点で約1,420団体（82%）において講習会を実施。また、全市町村のうち携帯ショップがない市町村においては、465団体（59%）において講習会を実施。

<注釈一覧>

- 1 基礎資料P1: 春季労使交渉における賃上げ率の推移 (連合調査)
- 2 基礎資料P2: 民間企業設備投資額の推移と官民国内投資目標
- 3 基礎資料P3: 賃金と民間設備投資の関係
- 4 基礎資料P4~5: 中小企業の価格転嫁の状況
業種別の価格転嫁率 (2024年9月調査)
- 5 基礎資料P6: 公的需要が都道府県GDPに占める割合
- 6 基礎資料P7: 低入札価格調査制度や最低制限価格制度を導入している地方自治体数
- 7 基礎資料P8: 中小企業における研究開発投資・知的財産の重要性
- 8 基礎資料P9~10: 職業別 有効求人倍率の動向
業種別 最低賃金の影響率
- 9 基礎資料P11~12: 省力化投資の検討における課題
職場におけるロボット利用の省力化効果
- 10 基礎資料P13: 地域経営人材の活躍状況
- 11 基礎資料P14: 中小企業・小規模事業者数の経営者年齢の分布
- 12 基礎資料P15: 代表者年齢別 事業における新たな取組
- 13 基礎資料P16: 金融機関別の新規融資に占める経営者保証が付いている融資件数の割合の推移
- 14 基礎資料P17: 海外の最低賃金における指標
- 15 基礎資料P18: 中堅企業等の10年間における設備投資、人材投資、給与総額の伸び
- 16 基礎資料P19: 従業員規模別 研究開発投資 (対売上高)
- 17 基礎資料P20: 中小企業における海外展開の課題
- 18 基礎資料P21: 世界の高齢化率 (65歳以上人口割合) の推移
- 19 基礎資料P22: 世界の自然災害発生件数
- 20 基礎資料P23: 海外の日本食レストラン店舗数
- 21 基礎資料P24: 訪日外国人の旅行消費 (2023年4-12月)
- 22 基礎資料P25: 企業誘致に関する地域の課題
- 23 基礎資料P26: 地方におけるスタートアップの現状
- 24 基礎資料P27: 世界のベンチャーキャピタル投資額におけるディープテック関連の投資額
- 25 基礎資料P28~29: 官民合わせた研究開発投資額の伸び率の国際比較
重要技術の研究における日本の順位
- 26 基礎資料P30: 被引用回数トップ10%の論文数の推移
- 27 基礎資料P31~33: 労働移動の円滑度と賃金上昇の関係
生成A Iの影響を受ける労働者の割合
生成A Iによる自動化対象率と平均年収との関係
- 28 基礎資料P34~35: リ・スキリングによる賃金の変化
国の在職者への学び直し支援策
- 29 基礎資料P36~37: 企業が職務給に対して感じているメリット
職務給を採用した企業で働く社員における転職の希望状況
- 30 基礎資料P38: 若手・中堅社員におけるキャリア形成の意識

31 基礎資料P39: 副業・兼業からの学びによる効果

32 基礎資料P40: 副業・兼業を容認している企業の割合

<法律名一覧>

法律名につき、以下の略語等を用いている。

中小受託取引適正化法	下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号）による改正後の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
官公需法	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）
改正建設業法	建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）による改正後の建設業法（昭和24年法律第100号）
容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
下請法改正法（中小受託取引適正化法）	下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律による改正後の下請代金支払遅延等防止法
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
旅館業法	旅館業法（昭和23年法律第138号）
スマート農業技術活用促進法	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）
次世代医療基盤法	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号）
改正食料・農業・農村基本法	食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和6年法律第44号）による改正後の食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）
改正森林経営管理法	森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和7年法律第48号）による改正後の森林経営管理法（平成30年法律第35号）
改正漁業災害補償法	漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和7年法律第31号）による改正後の漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）
労働基準法	労働基準法（昭和22年法律第49号）
JICA法	独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）
地球温暖化対策推進法	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
改正温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律
人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号）
情報流通プラットフォーム対処法	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）
情報処理の促進に関する法律	情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
官民データ活用推進基本法	官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号）
経済安全保障推進法	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）
グリーン購入法	国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
宇宙活動法	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年法律第76号）
臨床研究法	臨床研究法（平成29年法律第16号）
共生社会の実現を推進するための認知症基本法	共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）
産業競争力強化法	産業競争力強化法（平成25年法律第98号）
働き方改革関連法	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）
パートタイム・有期雇用労働法	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
改正物流法	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）による改正後の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）
貨物自動車運送事業法	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）
改正女性活躍推進法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
利息制限法	利息制限法（昭和29年法律第100号）
改正GX推進法	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第52号）による改正後の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）
改正資源法	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
再資源化事業等高度化法	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）
地域交通法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
2025年改訂版
基礎資料集

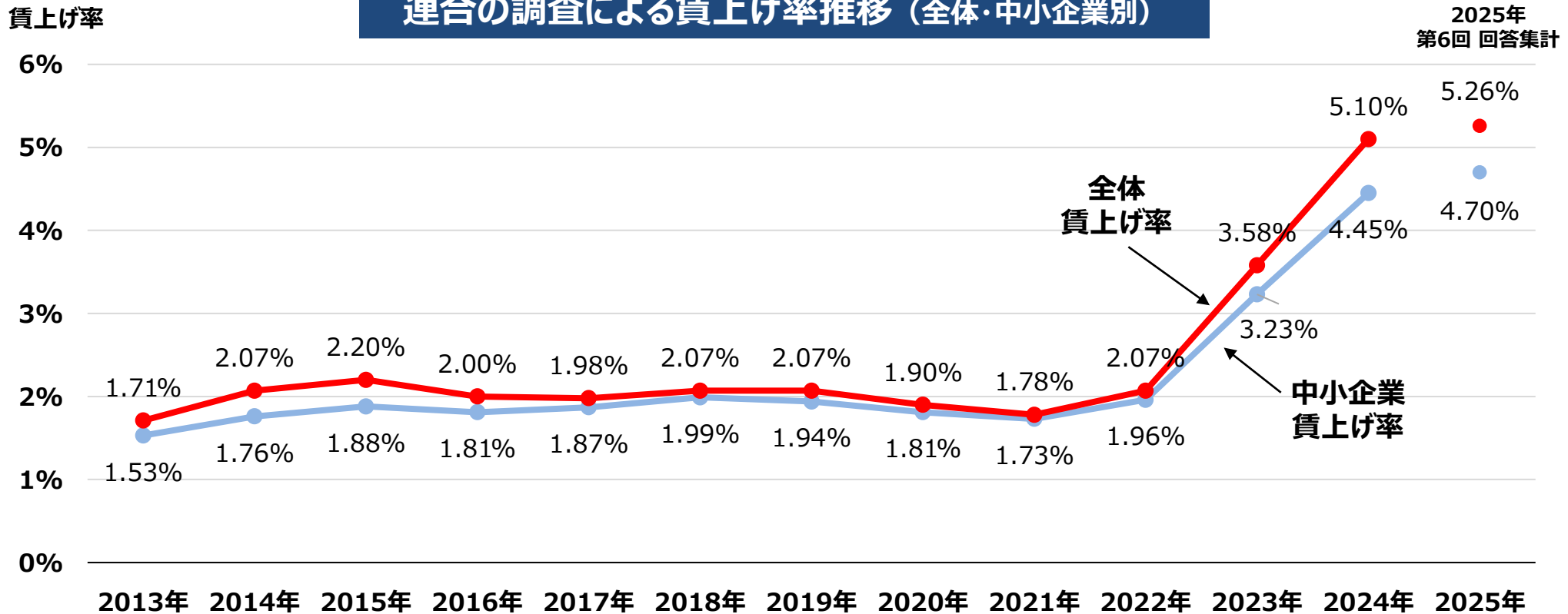
令和7年6月13日

春季労使交渉における賃上げ率の推移（連合調査）

- 連合の調査によると、2024年の賃上げ率は5.10%、中小企業に限った賃上げ率は4.45%となった。
- 2025年の賃上げ率は、6月5日に公表された第6回 回答集計^(注)では5.26%、中小企業に限った率は4.70%。

(注) 春季労使交渉の集計結果は、初回集計（3月）から最終集計（7月）まで、7回に分けて結果が公表される。

連合の調査による賃上げ率推移（全体・中小企業別）



(注1) 調査対象は各労働組合のうち、平均賃金方式（労働者1人当たり平均賃金について賃上げ要求を行い、決定され、これを基準として労働者全体の賃金の改定が行われる方式）で回答を引き出した組合。中小企業は組合員数300人未満の企業。2024年は全体が5,284組合、中小企業が3,816組合。

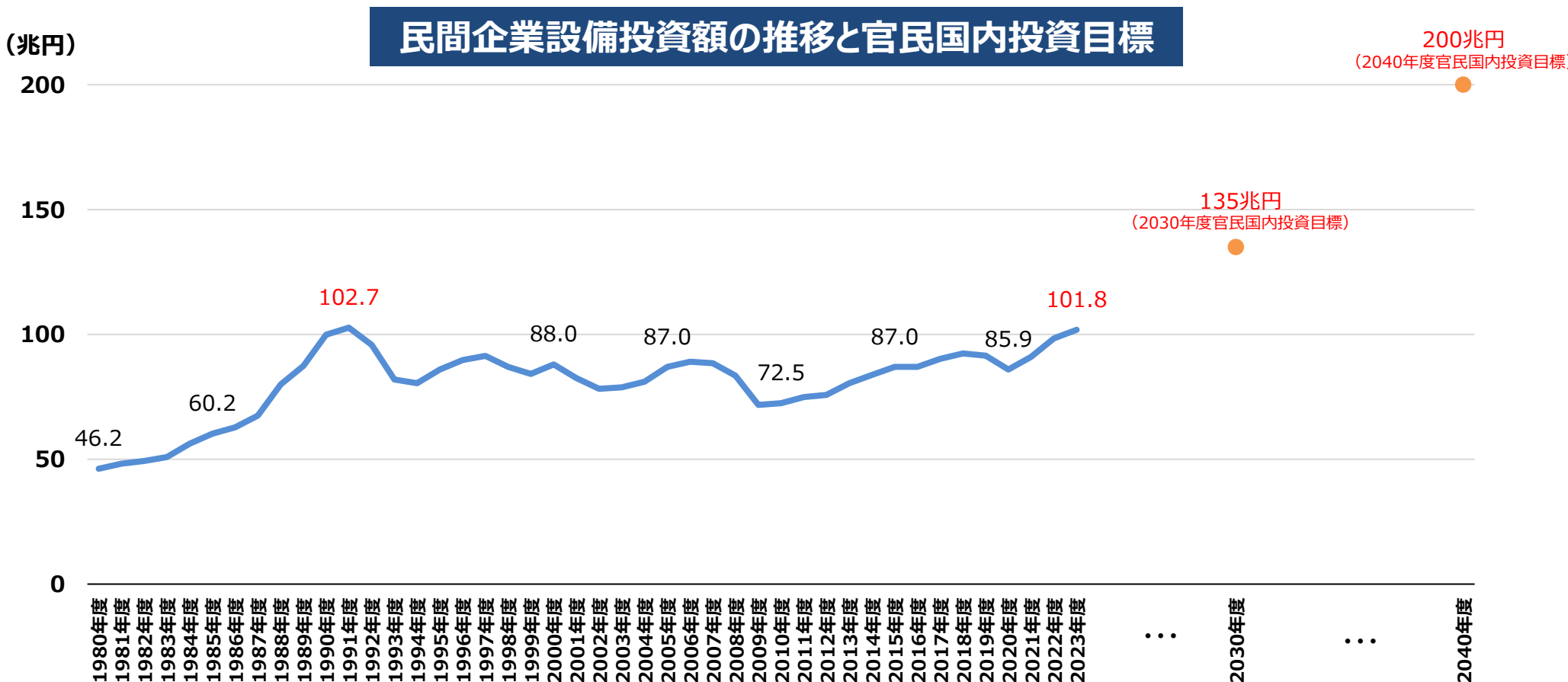
2025年は第6回 回答集計（なお、2024年の第6回 回答集計は、全体賃上げ率5.08%、中小企業賃上げ率4.45%）。

(注2) 賃上げ率は、各企業の定昇相当込み賃上げ率について、組合員数による加重平均を行った値を用いている。

(出所) 連合「2024春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2024年7月3日公表）、連合「2025春季生活闘争第6回回答集計結果」（2025年6月5日公表）を基に作成。

民間企業設備投資額の推移と官民国内投資目標

- 近年、日本企業による設備投資額は増加を続けており、2023年度は101.8兆円と、1991年度（102.7兆円）から32年ぶりに100兆円台を回復。
- 2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。



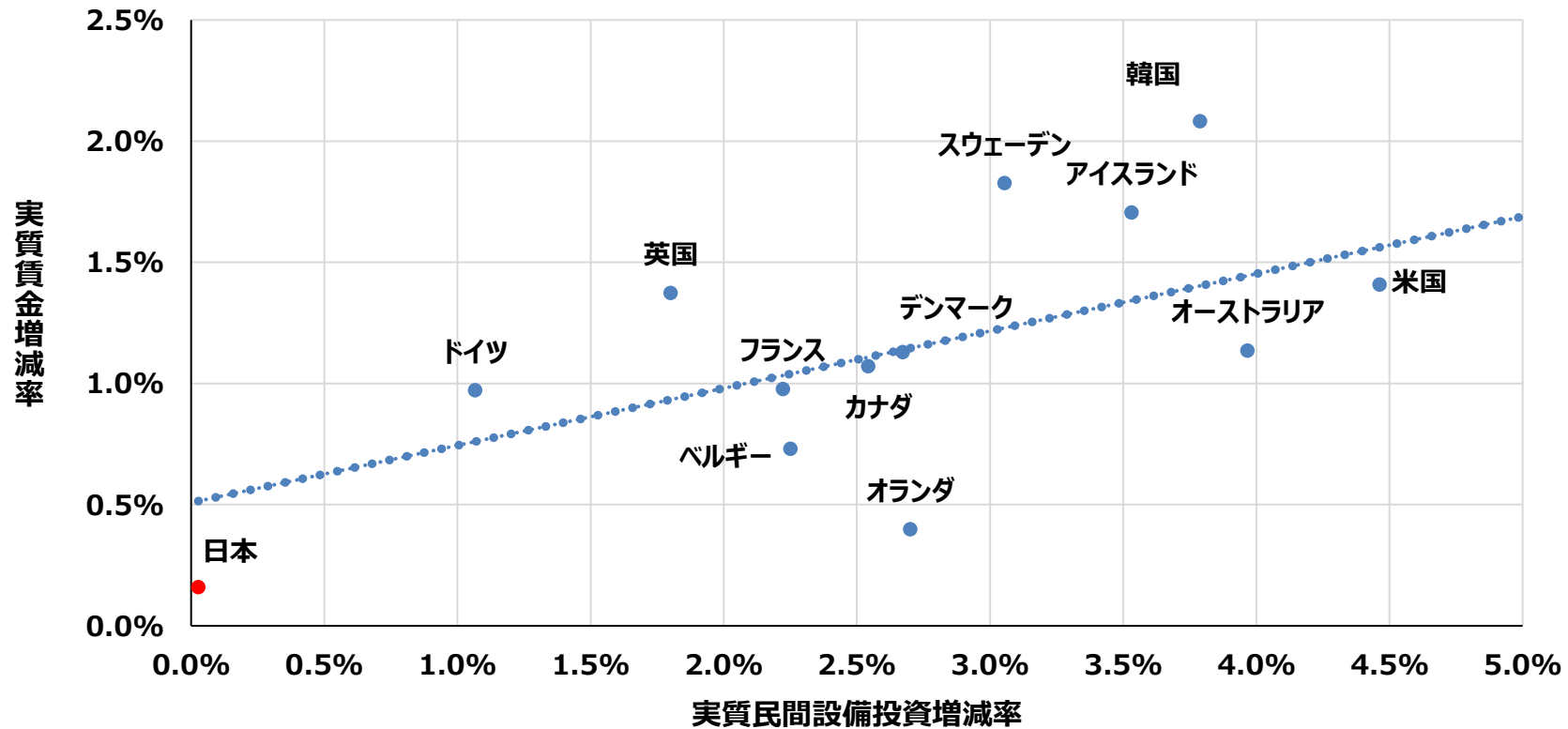
(注) 「民間企業設備」の名目値。1993年度以前の数値は、2015年（平成27年）基準支出側GDP系列簡易遡及。

(出所) 内閣府「国民経済計算」、経団連「国内投資の拡大に向けて」（2025年1月27日 国内投資拡大のための官民連携フォーラム 資料5）を基に作成。

賃金と民間設備投資の関係

- 国内投資の増加は、労働生産性の向上を通じて賃金上昇につながる。
- 日本は、設備投資と賃金の両方とも上昇率が低い。

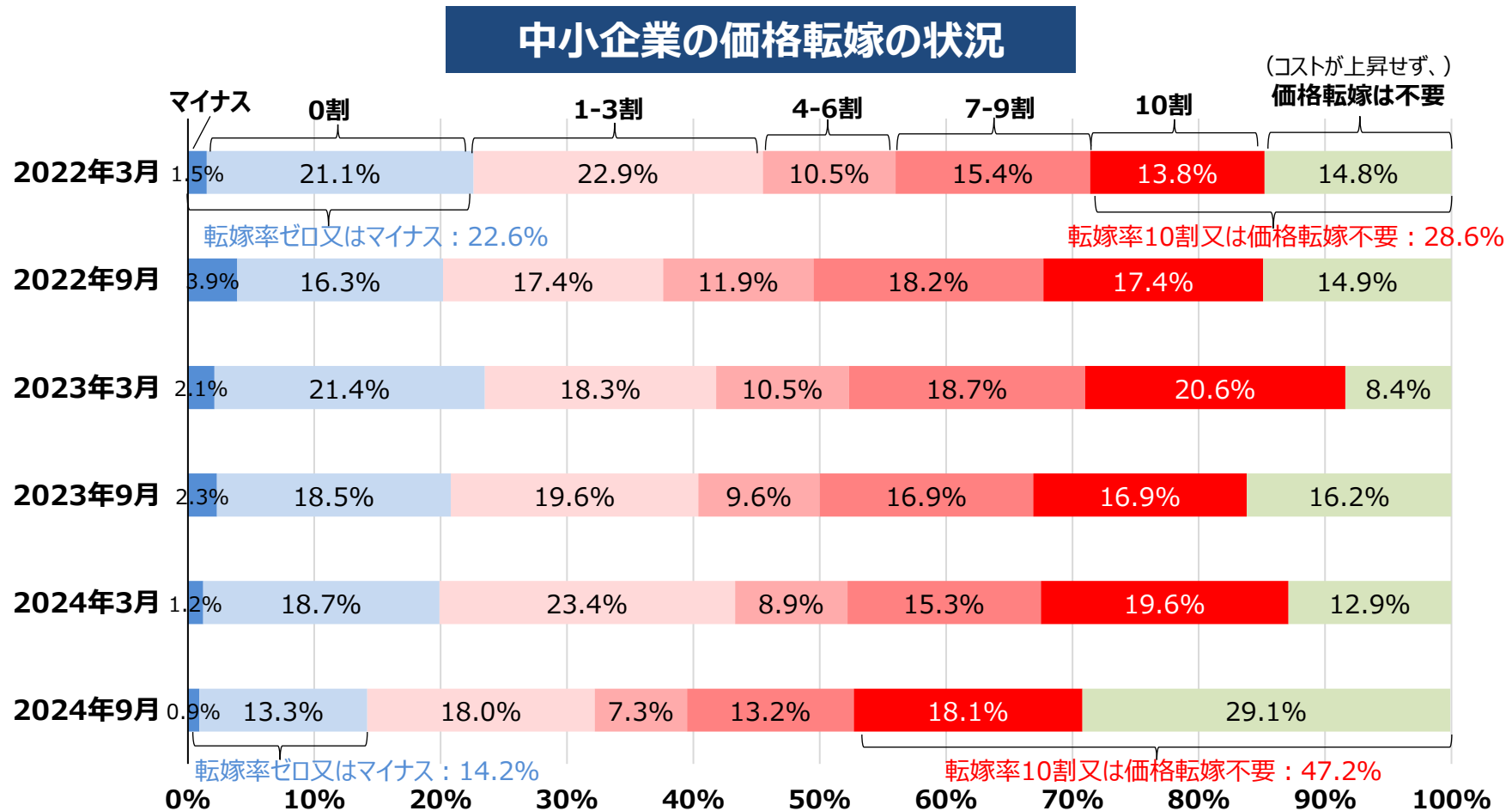
賃金と民間設備投資の関係（1991-2021年の年平均増減率）



(注) 実質賃金（縦軸）は総雇用者報酬（実質値）を従業者数で割り、「正規労働者の平均労働時間/全労働者の平均労働時間」を乗じたもの。すなわち労働者の平均労働時間の変化に伴う影響を取り除いた推移を示している。民間設備投資（横軸）は住宅を除く民間設備投資の実質値。
(出所) 経済産業省資料（元データはOECD Data Explorer）を基に作成。

中小企業の価格転嫁の状況

- 中小企業庁の調査によると、「価格転嫁率10割（コストを全て価格転嫁できた）」又は「（コストが上昇せず、）価格転嫁は不要」と回答した中小企業の割合は、2022年3月時点で28.6%であったが、2024年9月時点で47.2%に上昇。
- 他方、「価格転嫁率0割（価格転嫁が全くできない）」と回答した企業も比率が減少しているとはいうものの（22.6% →14.2%）、残っており、転嫁対策の徹底が必要。



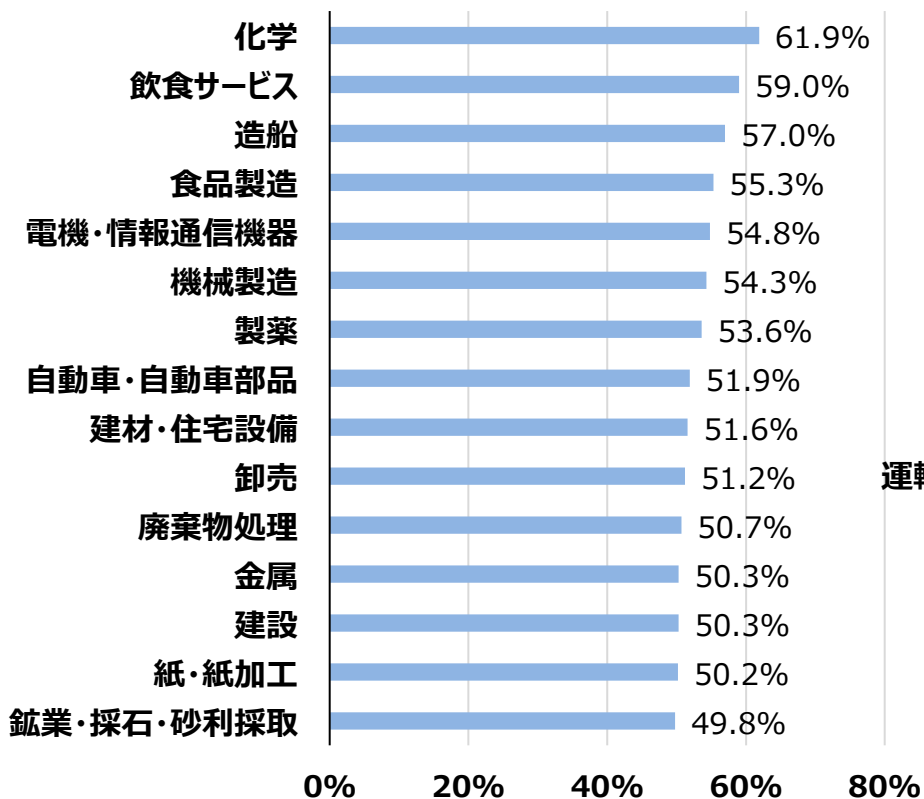
(注) 各年4月から9月末頃において、中小企業30万社に対して実施したアンケート調査（2024年9月調査の回答数は51,282社）の結果を集計したもの。
 (出所) 中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」を基に作成。

業種別の価格転嫁率（2024年9月調査）

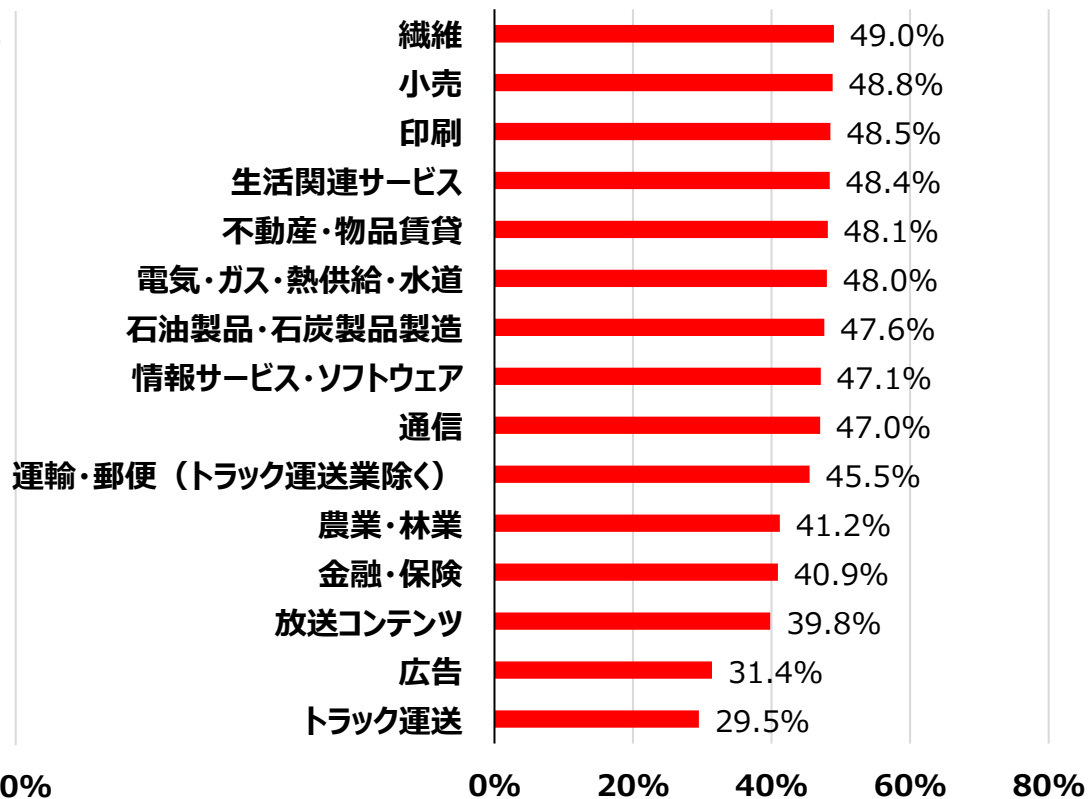
- 2024年9月調査における業種別の平均的な価格転嫁率は、化学（61.9%）、飲食サービス（59.0%）、造船（57.0%）、食品製造（55.3%）、電機・情報通信機器（54.8%）で高い。
- 一方、トラック運送（29.5%）、広告（31.4%）、放送コンテンツ（39.8%）、金融・保険（40.9%）、農業・林業（41.2%）などの価格転嫁率が低い業種も存在し、事業所管省庁と連携した下請法の執行強化など更なる取組が必要。

業種別の価格転嫁率（2024年9月調査）

全産業平均（49.7%）より**高い**業種



全産業平均（49.7%）より**低い**業種

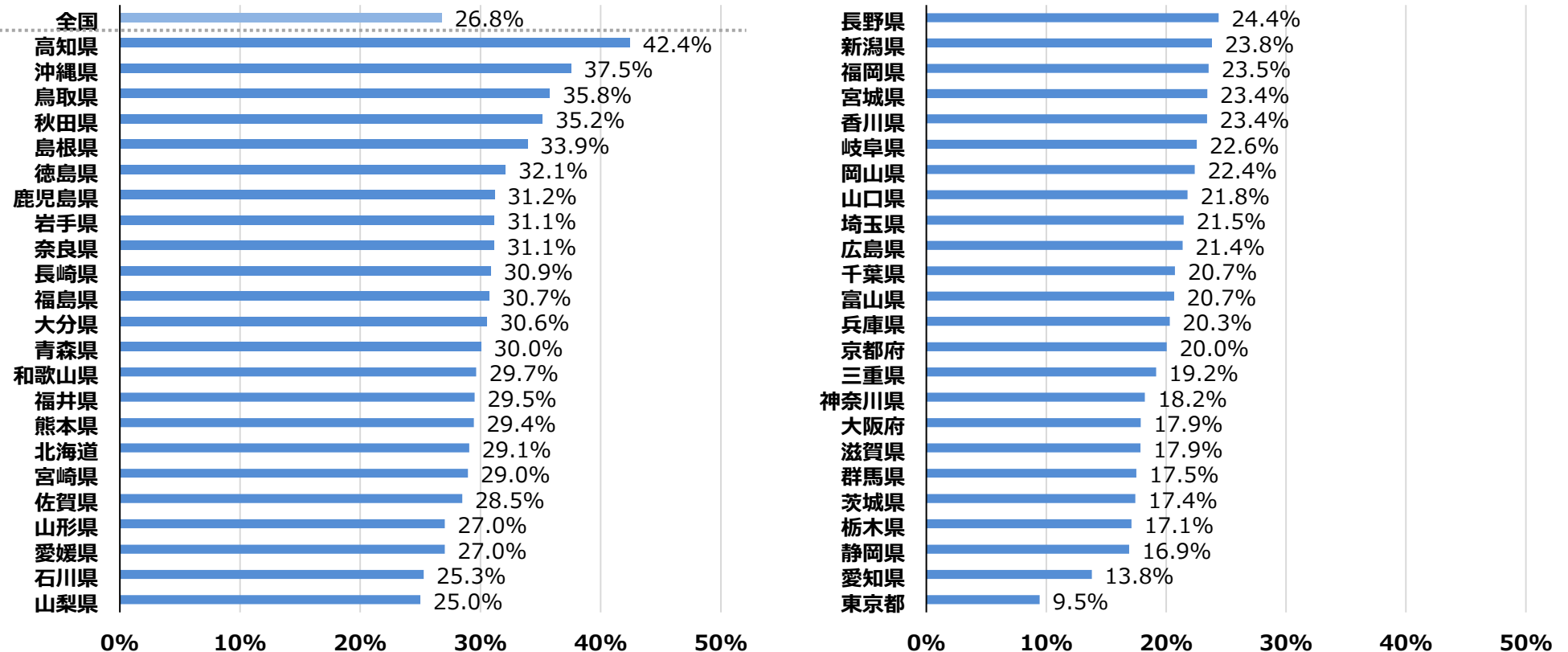


(注) 各年4月から9月末頃において、中小企業30万社に対して実施したアンケート調査（2024年9月調査の回答数は51,282社）の結果を集計したものの。
 (出所) 中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」を基に作成。

公的需要が都道府県GDPに占める割合

- 2021年度における日本の国内総生産（554.6兆円）のうち公的需要（政府最終消費、公的固定資本など）の大きさは148.5兆円。全体の26.8%を占めており、日本経済に重要な役割を担っている。
- 公的需要が都道府県GDPに占める割合は、高知県（42.4%）、沖縄県（37.5%）、鳥取県（35.8%）、秋田県（35.2%）、島根県（33.9%）など、地方部ほど公的需要が占める割合が高く、官公需は地域経済に重要な存在。

公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



(注) 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。

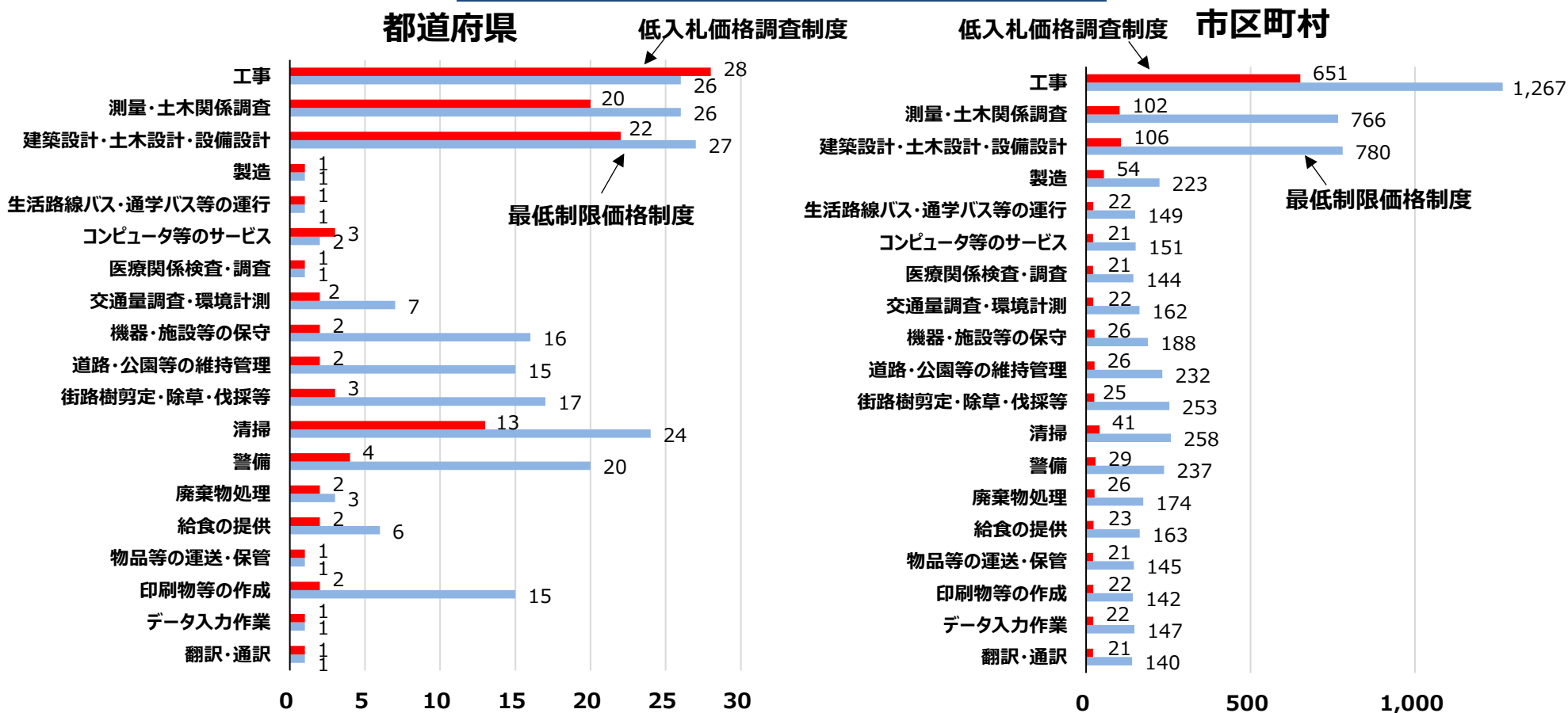
全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。

(出所) 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に作成。

低入札価格調査制度や最低制限価格制度を導入している地方自治体数

- 地方の官公需契約においては、低入札価格調査制度や最低制限価格制度（あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の申込みの中で、最も価格が低い者を落札者とする制度）の導入が可能。
- これらの制度について、全ての都道府県及び約95%の市区町村において、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度が導入されているが、工事契約以外の契約については、特に市区町村において、制度の導入が進んでいない状況。

制度を導入している地方自治体数

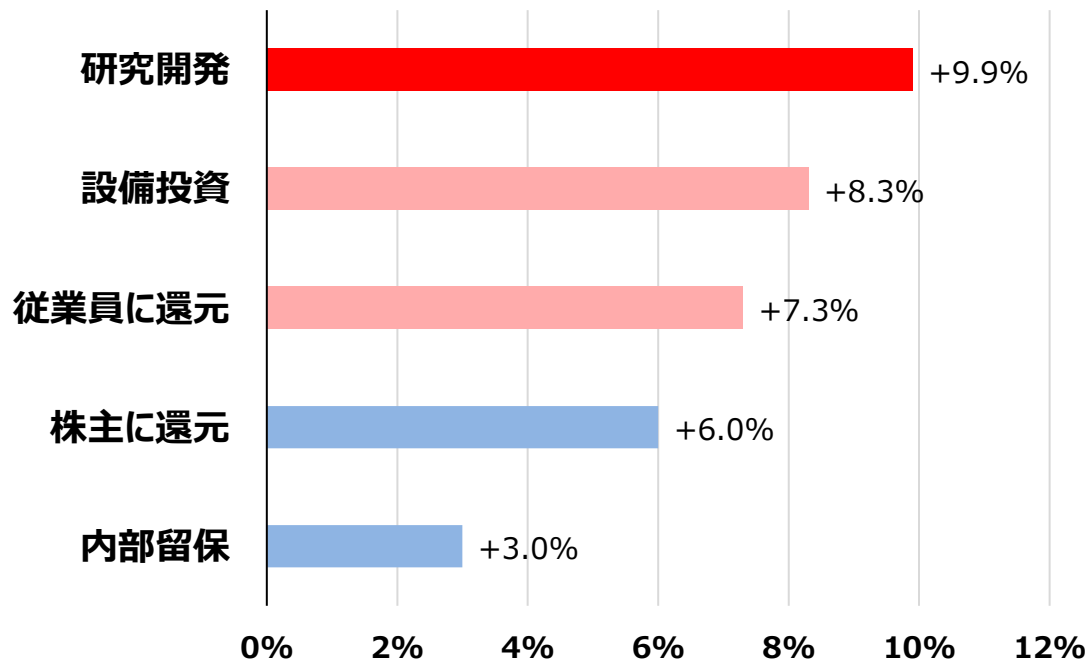


(出所) 総務省「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する実態調査の結果」(2025年1月)を基に作成。

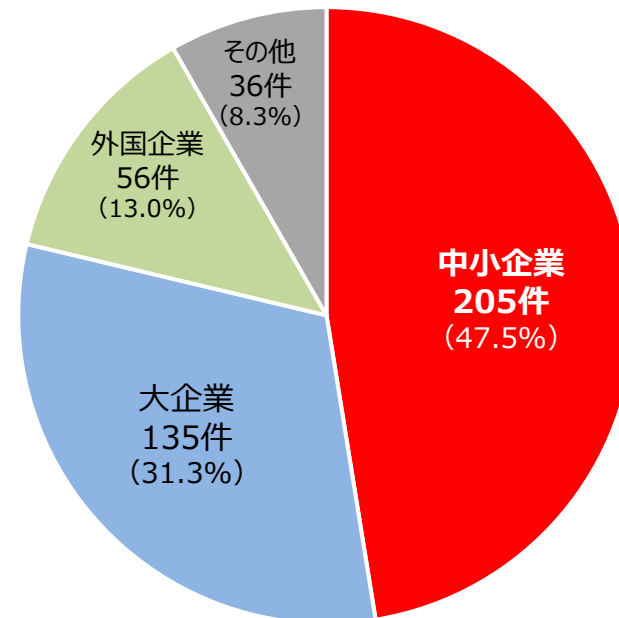
中小企業における研究開発投資・知的財産の重要性

- 研究開発投資を「利益の主な使い道」として挙げている中小企業は、「株主に還元」、「内部留保」を挙げた中小企業と比較して、売上高を大きく成長させる傾向にある。
- 国内の知的財産訴訟（特許権等侵害訴訟事件）における権利者の47.5%は中小企業。さらに、知的財産の侵害は「侵害されたら訴訟で取り返す」ことが前提となっているが、資金・人材が潤沢でない中小企業は、そもそも提訴を躊躇（ちゅうちょ）し、泣き寝入りしている場合もあるとの声がある。
- 中小企業の知的財産の活用促進と保護を図る必要。

利益の主な使い道別 中小企業の売上高増加率（中央値）



知的財産訴訟（特許権等侵害訴訟事件）における権利者の内訳



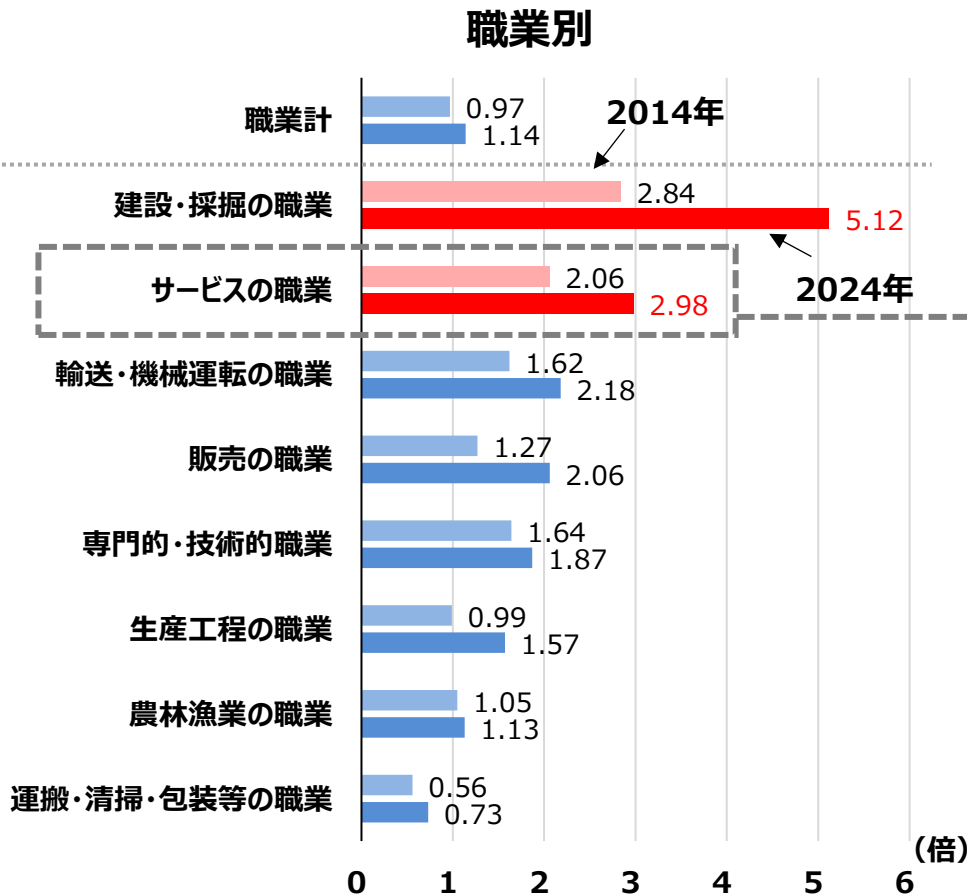
（注） ここでいう「訴訟件数」とは、裁判所ウェブサイトに掲載された判決（特許権等侵害事件、期間は2009年1月1日-2018年12月31日）に基づいて特許庁が調査した判決の件数を示しており、必ずしも実際の訴訟の件数を表すものではないことに留意。

（出所） 中小企業庁「2022年版 中小企業白書」、日本商工会議所・東京商工会議所「知的財産政策に関する意見」、特許庁「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」を基に作成。

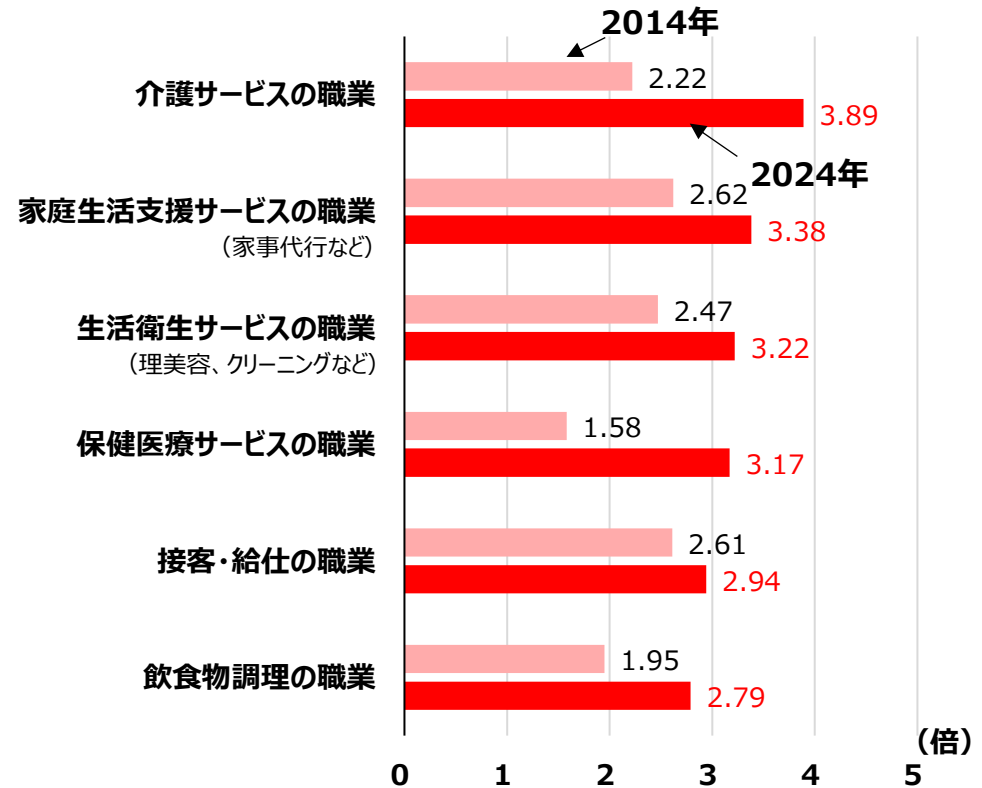
職業別 有効求人倍率の動向

- 有効求人倍率（有効求人数を、有効求職者数で割った値）は、2014年の0.97倍から1.14倍に上昇。多様な職種で有効求人倍率が1倍を超えており、人手不足が深刻化しつつある。
- 特に人手不足が深刻な職種は、建設・採掘（5.12倍）、サービス（2.98倍）など。サービス職の中では、介護（3.89倍）、家庭生活支援（3.38倍）などのサービスで有効求人倍率が高い状況。

職業別 有効求人倍率の動向

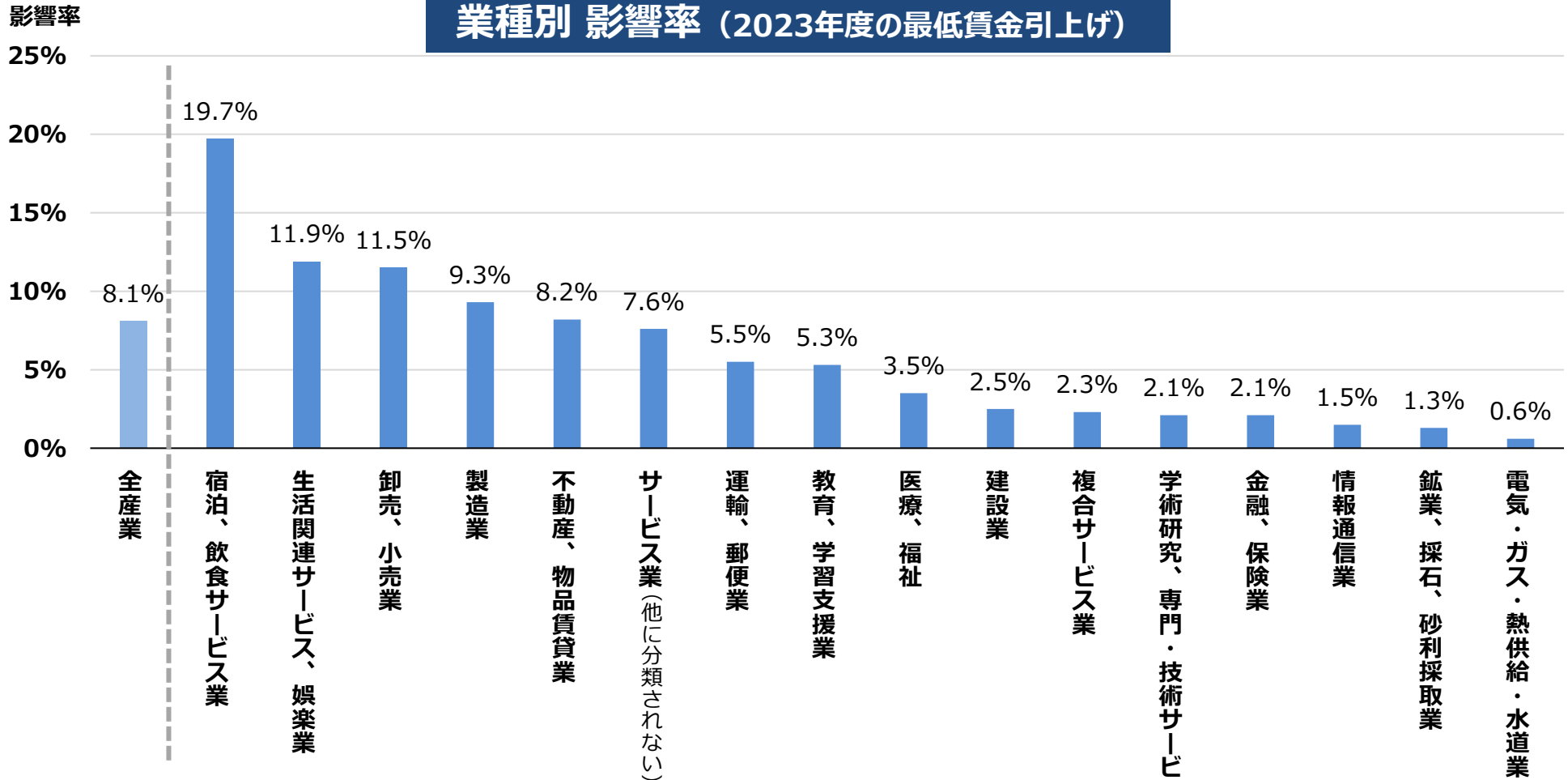


うち、サービス職業の詳細



業種別 最低賃金の影響率

- 2023年度の最低賃金引き上げの影響率（賃金を引き上げなければ、その年の引き上げ後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合）は全国平均で8.1%（大企業を含む全企業規模での平均）。
- 宿泊・飲食業（19.7%）、生活関連・娯楽業（11.9%）、卸売・小売業（11.5%）が大きい。



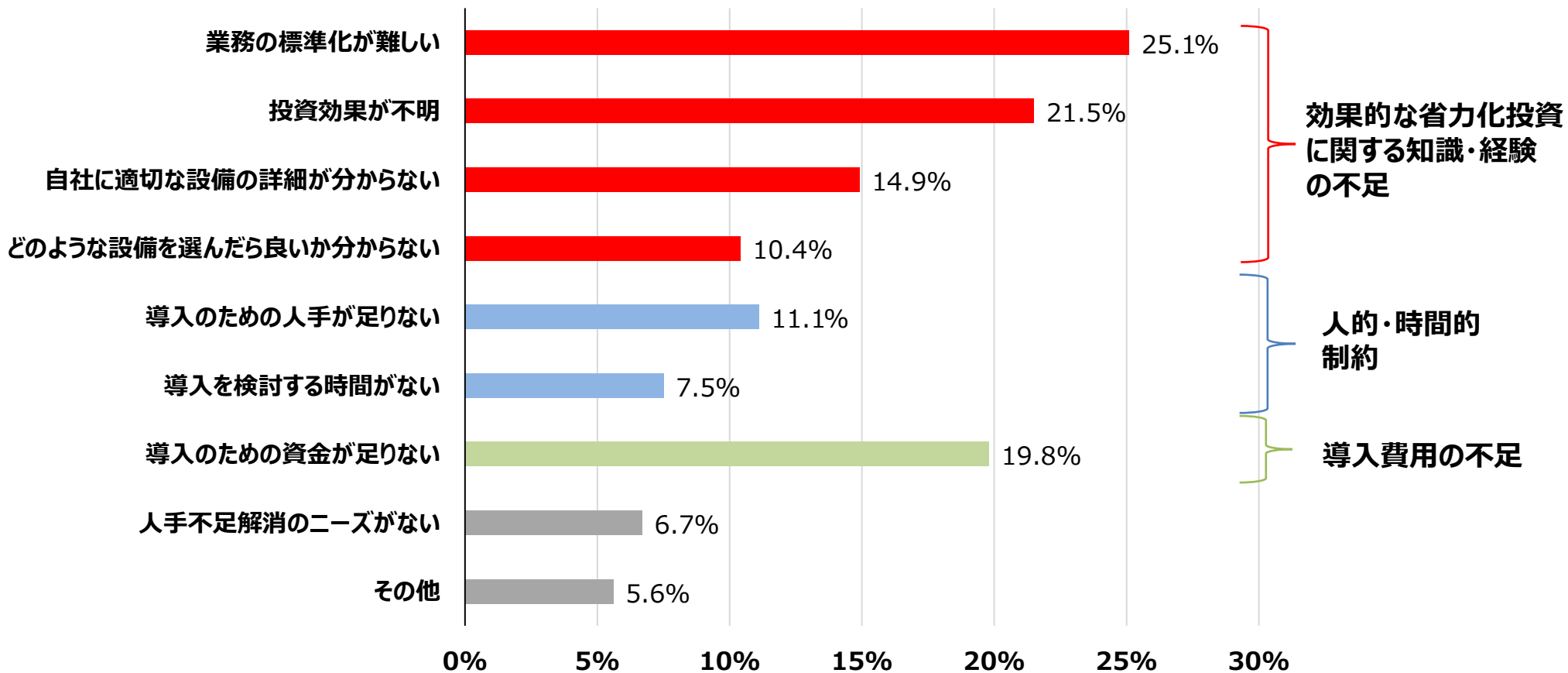
（注） 2023年度の地域別最低賃金額（全国加重平均1,004円）を下回る労働者数の割合。

（出所） 厚生労働省「人手不足の状況、最低賃金の影響、生産性向上等の支援策について」（2025年1月17日）を基に作成。

省力化投資の検討における課題

○ 中小企業が省力化投資を検討する際の課題として、「業務の標準化が難しい」、「投資効果が不明」、「導入のための資金が足りない」を挙げる回答が多い。

省力化投資の検討における課題（複数回答）



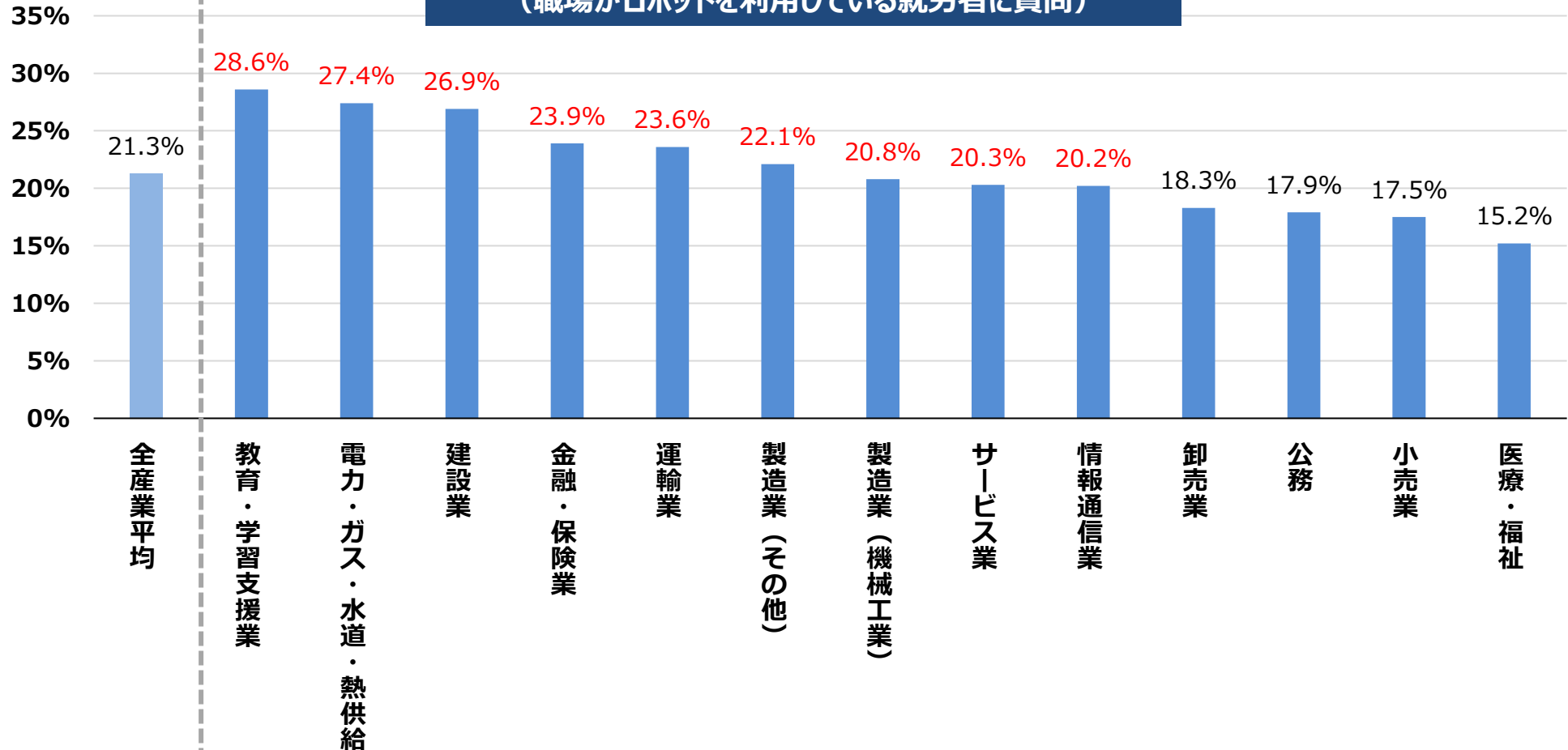
(注) 「人手不足対応を目的とした設備投資の検討における課題」について質問した回答を集計したもの（回答数は19,887社）。

(出所) 中小企業庁「2024年版 中小企業白書」を基に作成。

職場におけるロボット利用の省力化効果

○ 職場がロボット（産業用ロボット、サービスロボット）を使用している就労者に対し、ロボット導入の省力化効果を尋ねたところ、サービス業を含む多くの業種で職場全体の業務の2割程度を削減する効果があると認識されている。

省力化効果



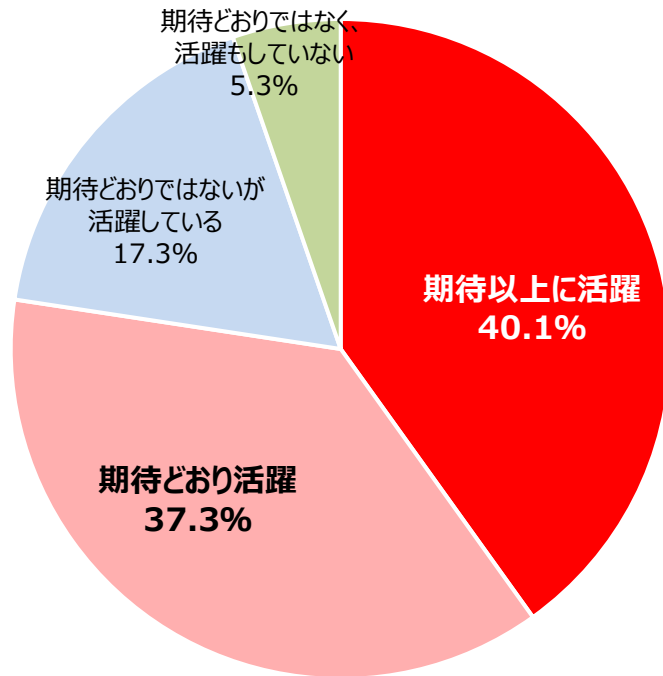
（注） 2024年10月に、20歳以上の就労者12,763人に対し、ロボット利用による省力化効果（ロボットがなかった場合との比較）を尋ねた結果（8,633人が回答）。ここでのロボットは、産業用ロボット、サービスロボットのいずれかを指す。産業用ロボットのみの場合には22.1%、サービスロボットのみの場合には19.5%の省力化効果があるとの結果となっている。

（出所） 森川正之「人工知能・ロボットのマクロ経済効果：サーベイに基づく概算」（RIETI Discussion Paper Series 24-J-033）を基に作成。

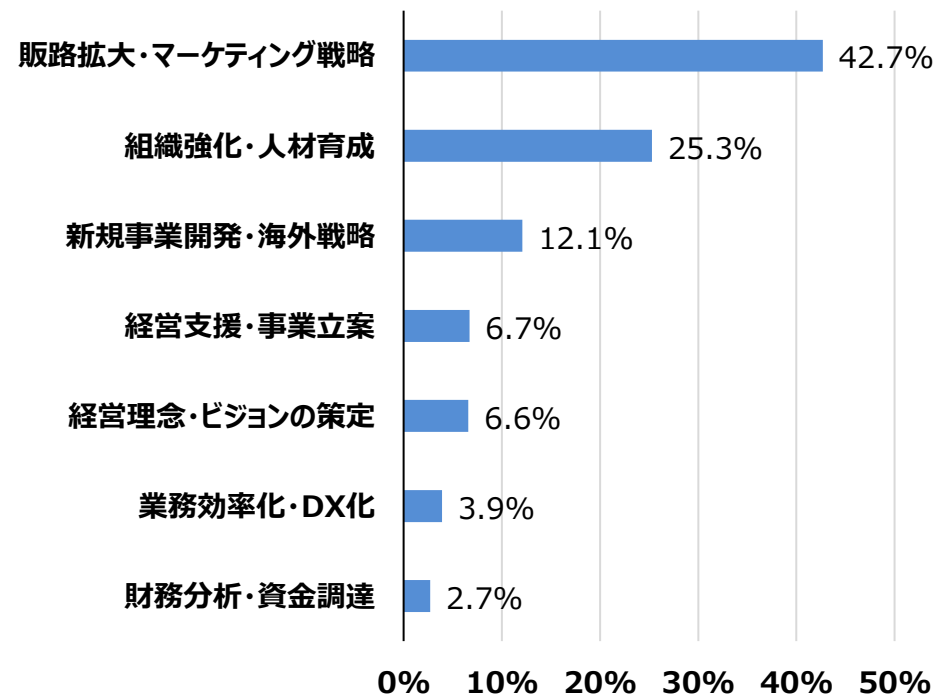
地域経営人材の活躍状況

- 鳥取県が実施している「とっとり週1副社長プロジェクト」は、県内企業と都市部の人材のマッチングを行い、都市部の人材に副業・兼業の形で、鳥取県企業の「副社長」として、週1回程度、企業経営に携わってもらう仕組み（「プロフェッショナル人材事業」における取組）。
- 当該プロジェクトにより採用された「週1副社長」について、受入れ企業の8割が「期待以上・期待どおりに活躍している」と高く評価。販路拡大・マーケティングや、組織強化、新規事業開発など、多方面で活躍している。

「週1副社長」の活躍状況 (受入れ企業に対する調査、単数回答)



「週1副社長」の採用時のミッション (受入れ企業に対する調査、単数回答)

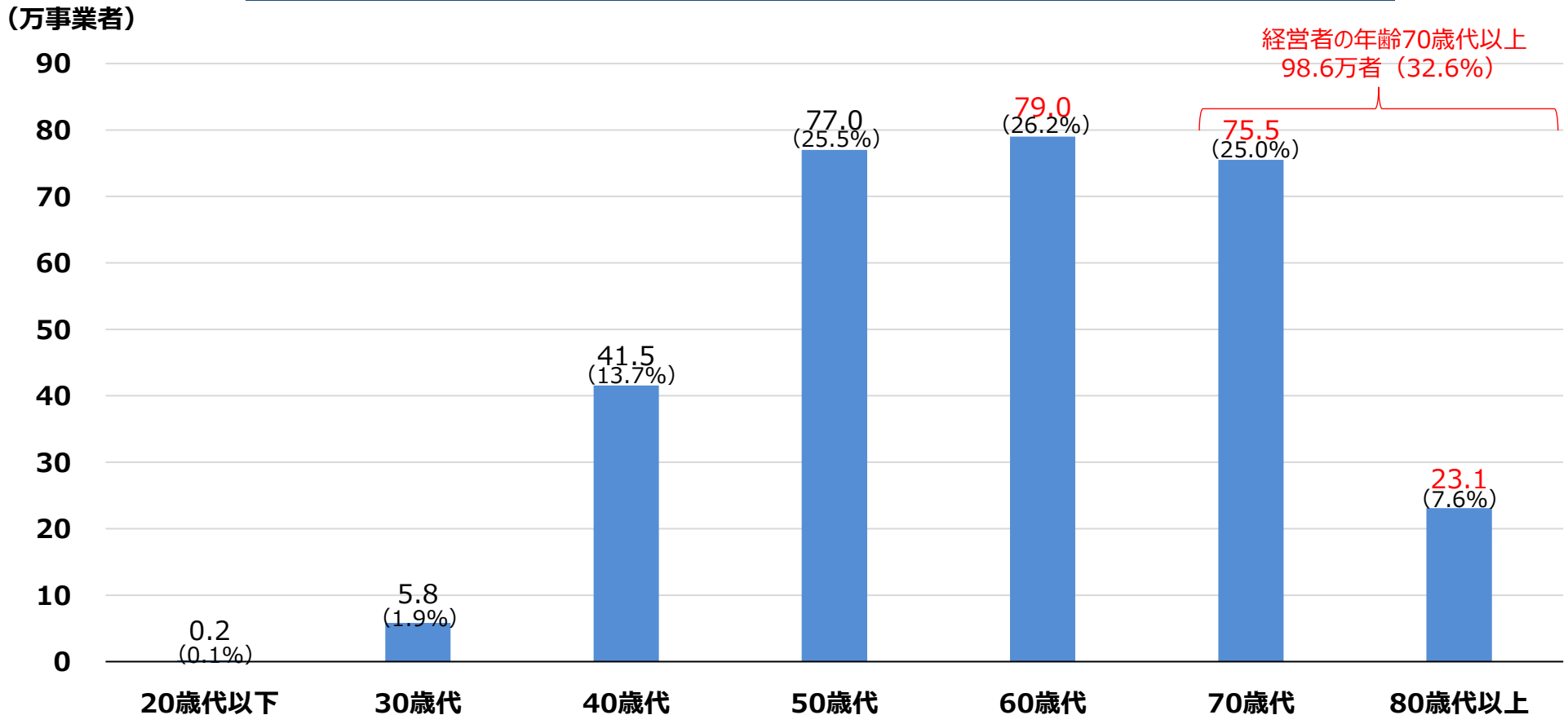


(注) 2023年度までに「週1副社長」を受け入れた鳥取県内企業143社に対するアンケート調査（うち75社が回答）。
(出所) とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点「週1副社長プロジェクト 週1とっとりで副業兼業」を基に作成。

中小企業・小規模事業者数の経営者年齢の分布

- 中小企業・小規模事業者数は、経営者の年齢が60歳代の事業者が最も多く、79.0万者存在。
- また、経営者の年齢が70歳以上の事業者数は98.6万者（70歳代75.5万者、80歳代以上23.1万者）であり、事業承継が必要な層が多く存在。

経営者年齢別 中小企業・小規模事業者数の分布（2023年6月現在）



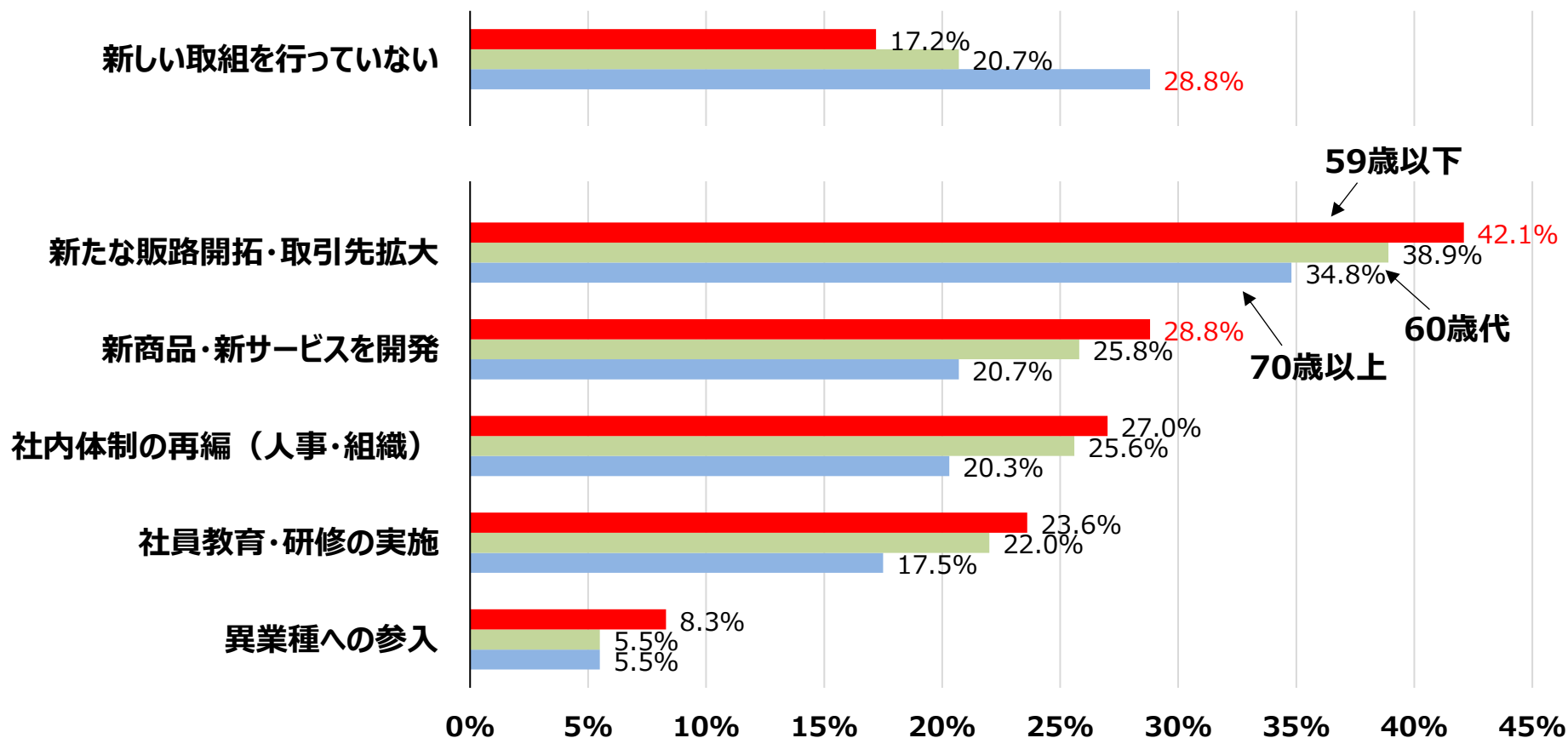
(注) 合計302.2万者。当該調査の対象は、建設業、製造業、情報通信業、運輸・郵便業、卸売・小売業、不動産・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）。

(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査（令和5年確報（令和4年度決算実績））」（2024年7月30日公表）を基に作成。

代表者年齢別 事業における新たな取組

- 新たな取組を行っていない企業は、70歳以上の経営者の企業が28.8%と最も高い。
- これに対し、若い経営者の企業ほど、新たな販路開拓・取引先拡大（42.1%）や、新商品・サービスの開発（28.8%）など、新たな取組を行う傾向にある。

代表者年齢別 事業における新たな取組（複数回答）



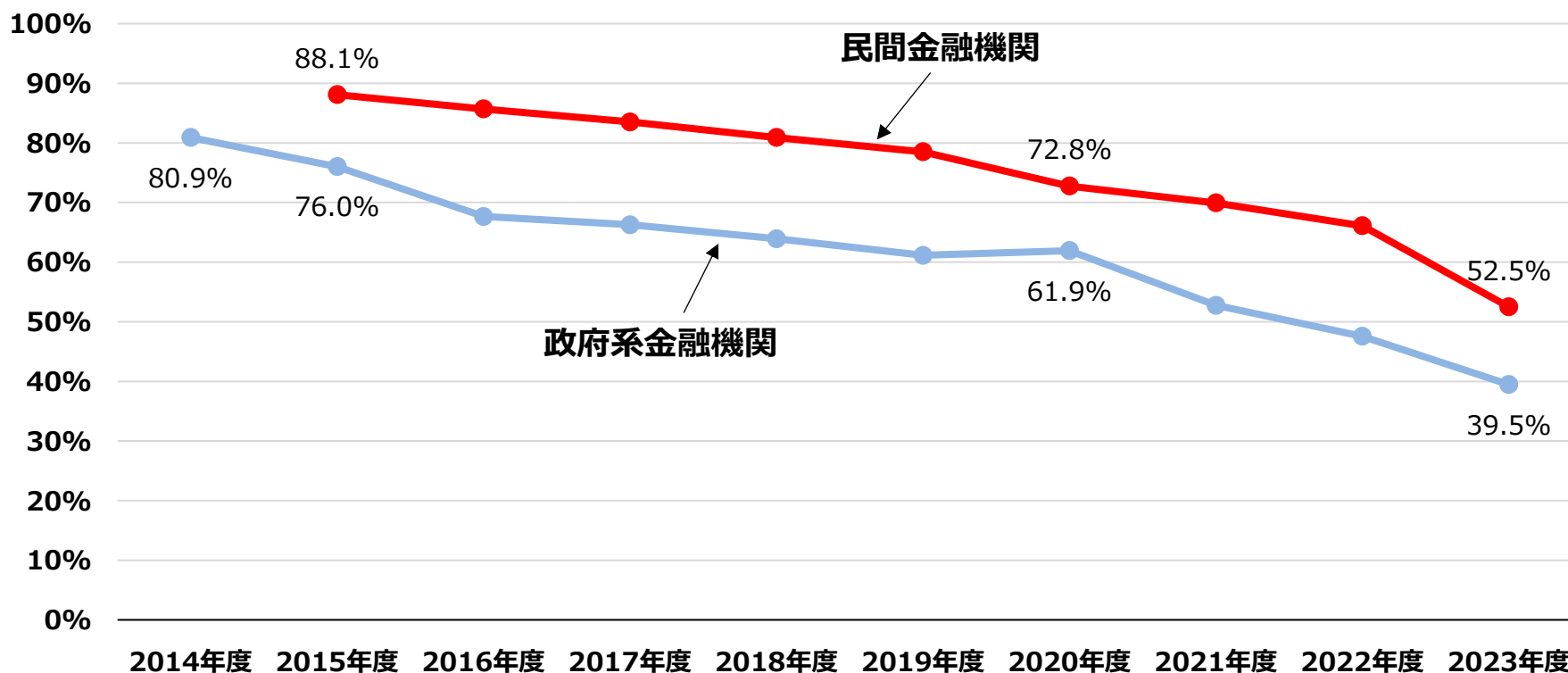
(注) 2023年7月14日-8月10日にかけて、各商工会議所管内の会員企業に対して実施したアンケート調査の結果（4,062社が回答）。

(出所) 日本商工会議所「事業承継に関する実態アンケート」（2024年3月22日公表）を基に作成。

金融機関別の新規融資に占める経営者保証が付いている融資件数の割合の推移

- 経営者保証ガイドラインにおいては、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入れを返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討する、と定められている。
- 経営者保証が付いている融資の割合は徐々に減少しているものの、引き続き、民間の新規融資のうち5割で経営者保証が付いている。

金融機関別の新規融資に占める経営者保証が付いている融資件数の割合の推移



(出所) 中小企業庁「政府系金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績」、金融庁「民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績」を基に作成。

海外の最低賃金における指標

- EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。

EU指令(「適正な最低賃金に関する指令」)

※ 2022年10月制定、同年11月施行。

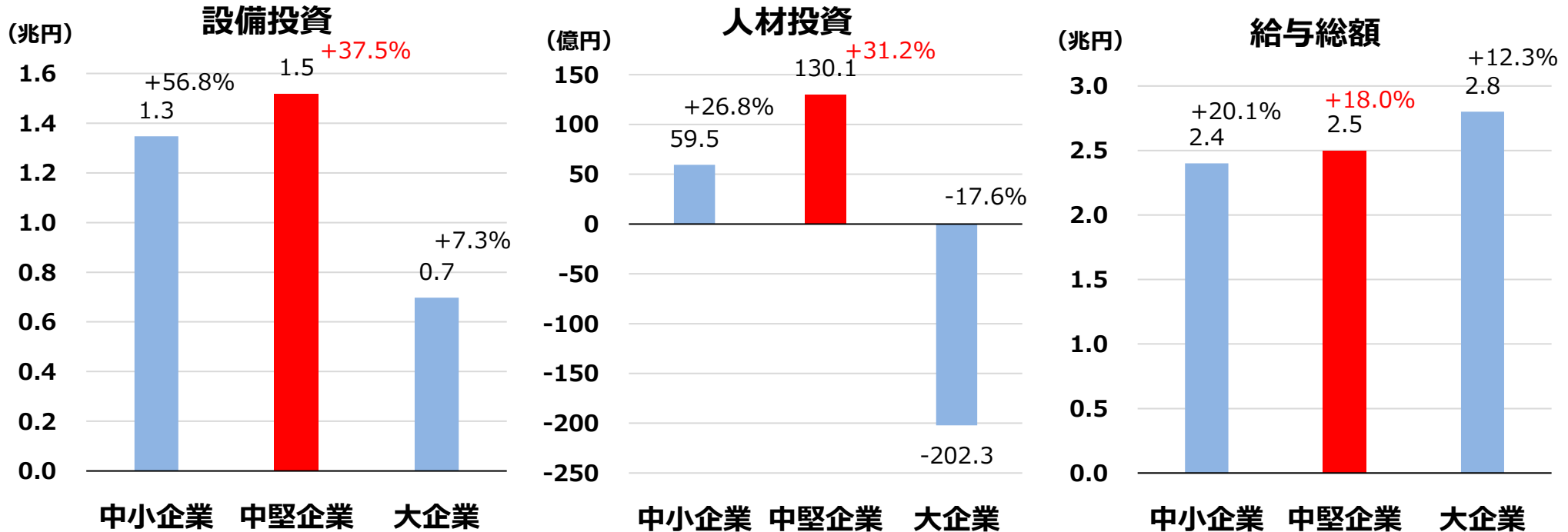
4. Member States shall use indicative reference values to guide their assessment of **adequacy of statutory minimum wages**. To that end, **they may use** indicative reference values commonly used at international level such as **60% of the gross median wage and 50% of the gross average wage**, and/or indicative reference values used at national level.

4. 加盟国は、**法定最低賃金の適正性**を評価するための指標として、**指標的な参照値**を使用しなければならない。そのため、**加盟国は**、国際的に一般的に使用されている**指標的参照値**、例えば、**賃金の中央値の60%や賃金の平均値の50%**、及び/又は、国内レベルで使用されている**指標的参考値**を使用することができる。

中堅企業等の10年間における設備投資、人材投資、給与総額の伸び

○ 全国で約9,000者存在する中堅企業（①常時使用する従業員数が2,000人以下かつ②中小企業でない企業（例えば製造業なら従業員301人～2,000人の企業等））は、設備投資、人的投資、賃上げを着実に拡大し、国内経済の成長に大きく貢献。

10年間での企業の設備投資、人材投資、給与総額の伸び (2011-21年度の変化)



【企業数の推計※】：中小企業：約336万者、中堅企業：約9,000者、大企業：約1,300者

※ 経済産業省・総務省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。企業の区分については中小企業基本法及び中小企業関連法令や産業競争力強化法等において中小企業として扱われる企業の定義を参考として算出。

(注1) 中小企業：中小企業基本法上の中小企業者（下記のいずれかを満たす会社・個人（①製造業その他：資本金3億円以下・従業員数300人以下、②卸売業：資本金1億円以下・従業員数100人以下、③サービス業：資本金5千万円以下・従業員数100人以下、④小売業：資本金5千万円以下・従業員数50人以下））、中堅企業：従業者数2,000人以下（中小企業を除く。）、大企業：従業者数2,000人超（中小企業を除く。）

(注2) 2012・2022年度の企業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の有形固定資産当期取得額、能力開発費（研修参加費、留学費等）、給与総額の増減額・率。

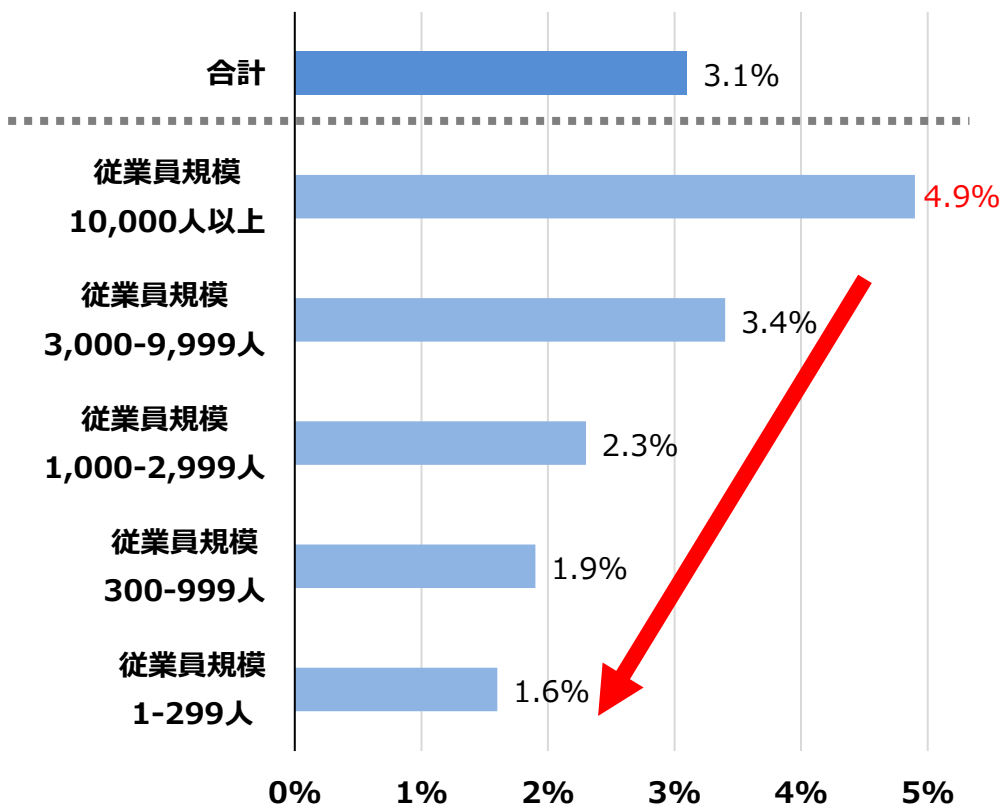
(出所) 経済産業省資料（元データは経済産業省「企業活動基本調査」（2012・2022年度調査）再編加工）を基に作成。

従業員規模別 研究開発投資 (対売上高)

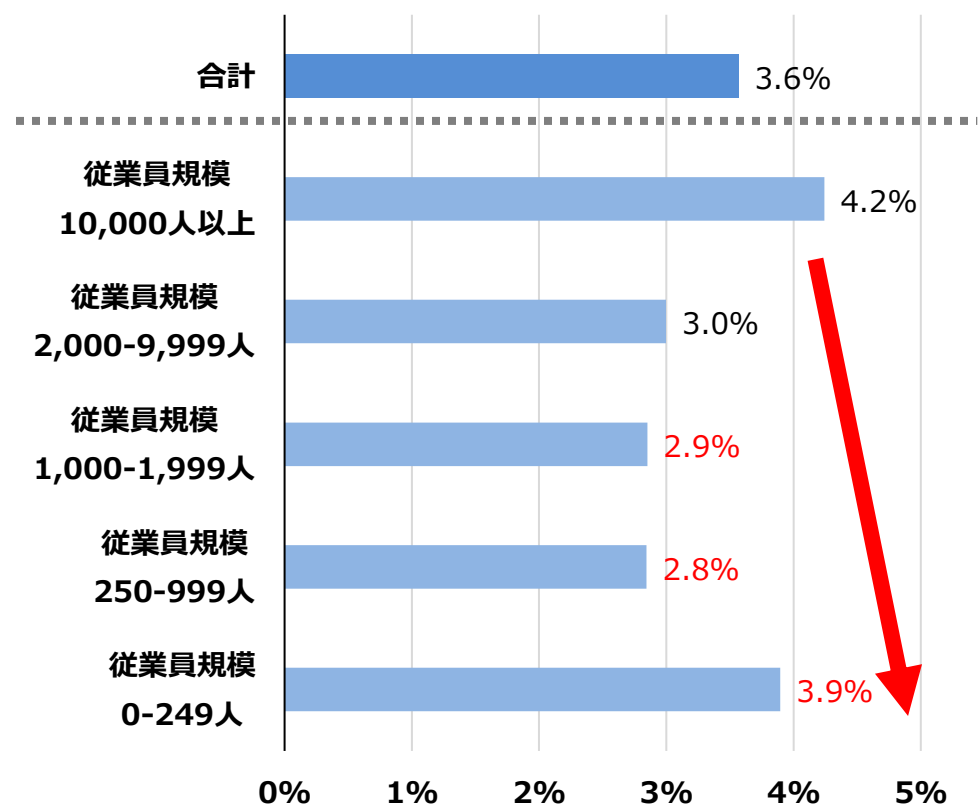
- 企業による研究開発投資は、日本では従業員規模10,000人以上の大企業がけん引。
- これに対し、ドイツでは大企業が最も多いものの、中堅・中小企業による研究開発投資も活発。

企業規模別 企業による研究開発投資額 (対売上高)

日本 (2021年度)



ドイツ (2019年)

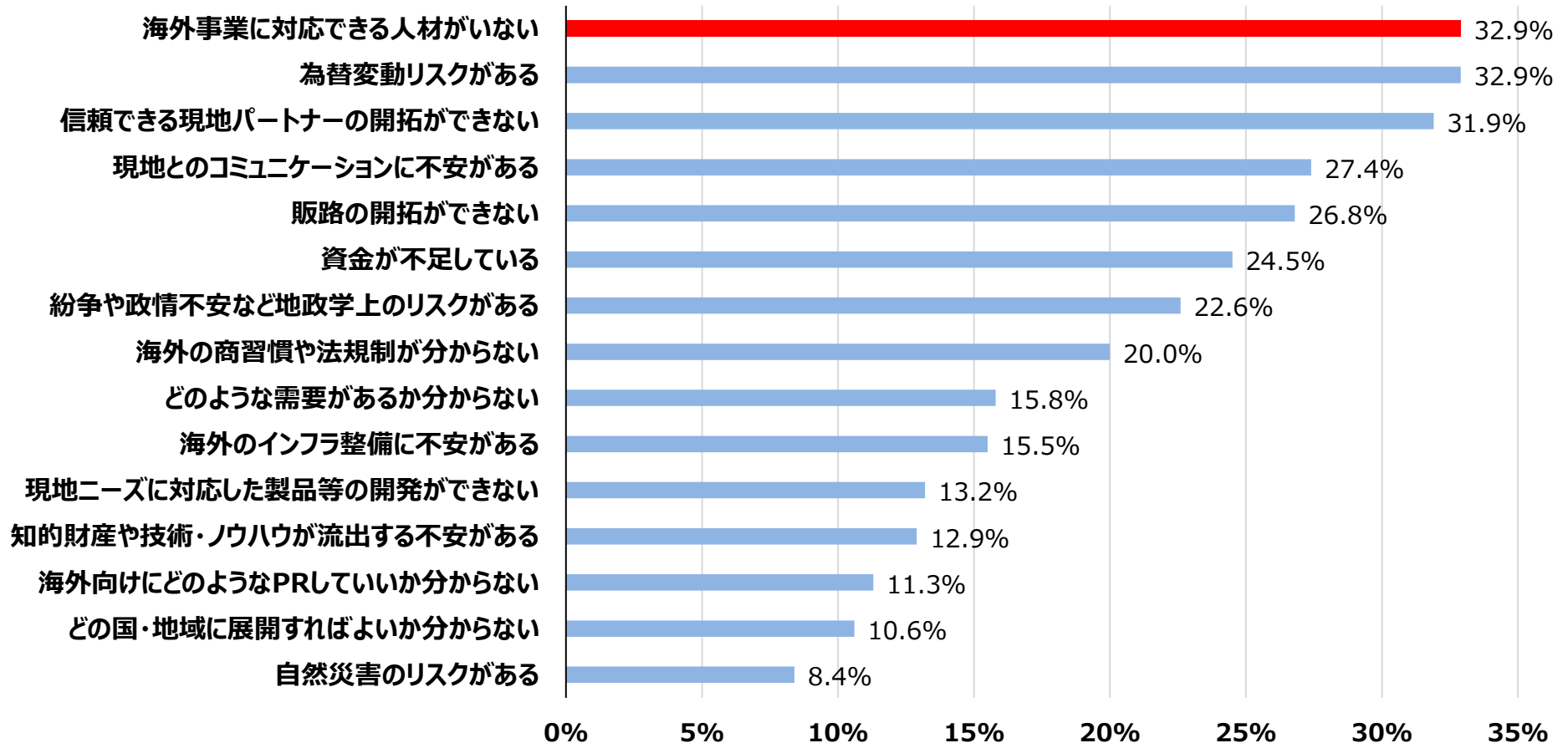


(出所) 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」、Stifterverband Wissenschaftsstatistik “arendi-Zahlenwerk”を基に作成。

中小企業における海外展開の課題

- 海外展開を行っている、又はその予定・関心がある中小企業に対して、海外展開における課題を尋ねたところ、「海外事業に対応できる人材がない」との回答が32.9%と最も多い。

海外展開における課題（複数回答）



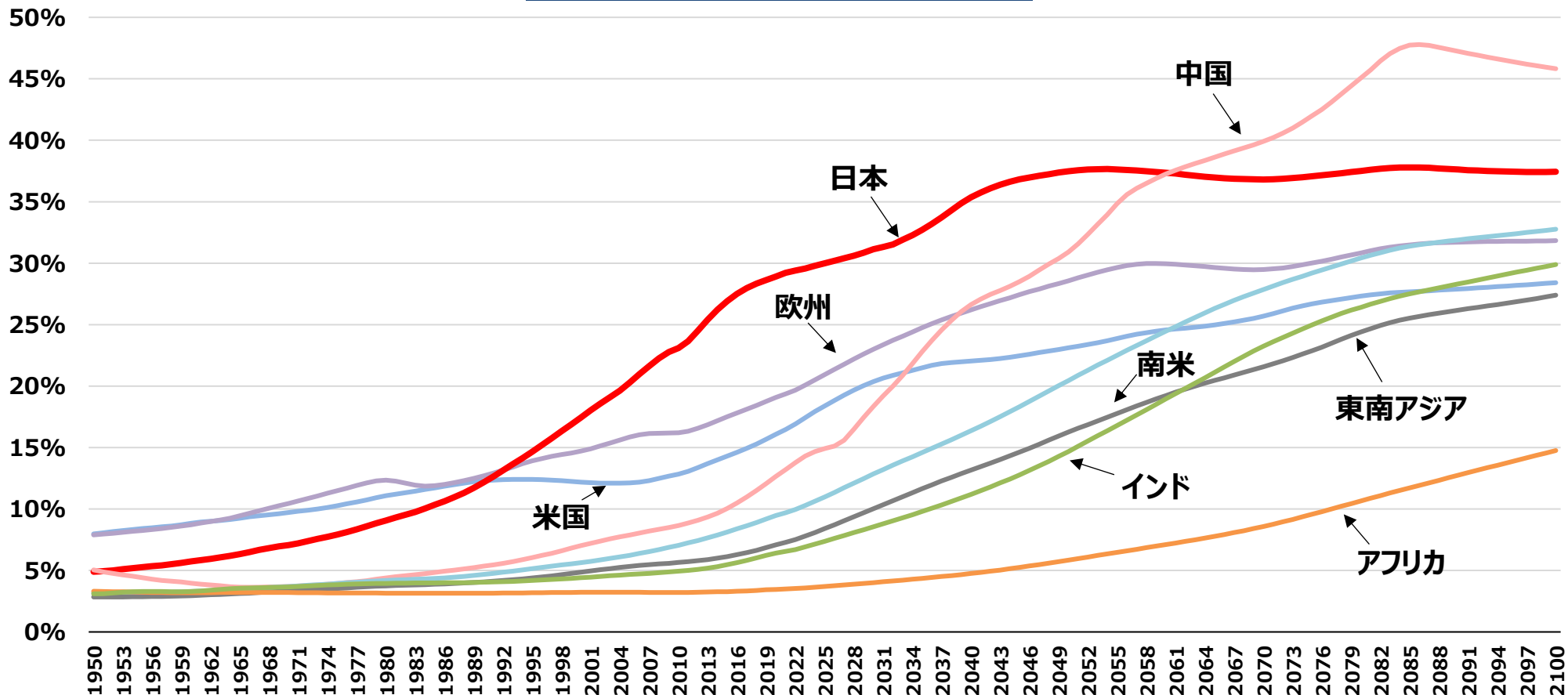
(注) 全国の中小企業経営者、経営幹部1,000社を対象に、2024年2月6-7日に実施したアンケート調査の結果（回答数は310社）。
(出所) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構「中小企業の海外展開に関する調査（2024年）」を基に作成。

世界の高齢化率（65歳以上人口割合）の推移

- 現在高齢化率が低い国々も、今後は急速な高齢化が予測されている。
- 世界共通の社会課題の解決に向けて、ヘルスケア、省力化の取組など、日本の果たす役割が重要。

全人口に占める
65歳以上の割合

世界の高齢化率の推移



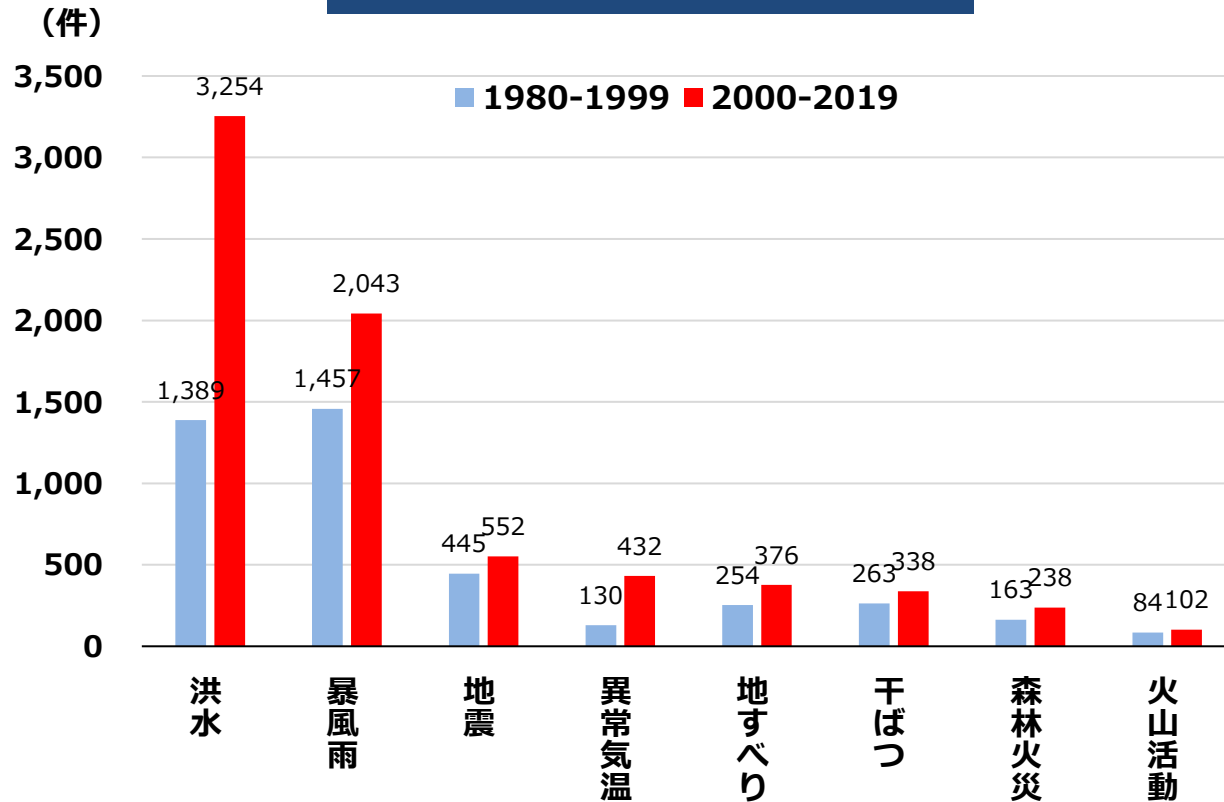
(注) 人口は、2024年以降は国連による中位推計値。65歳以上の人口が全人口に占める割合。

(出所) United Nations「World Population Prospects 2024」を基に作成。

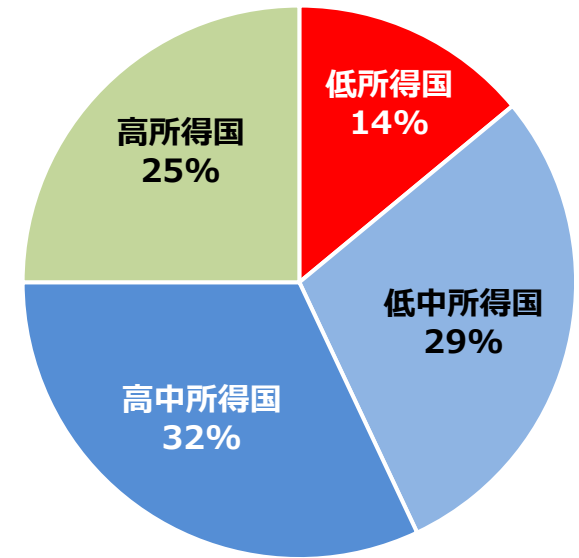
世界の自然災害発生件数

- 直近20年間（2000-19年）に世界で発生した自然災害は、過去（1980-99年）と比較して、増加傾向。
- 内訳を見ると、先進国だけでなく、様々な国々で広く発生。

世界の自然災害発生件数



自然災害発生件数の内訳



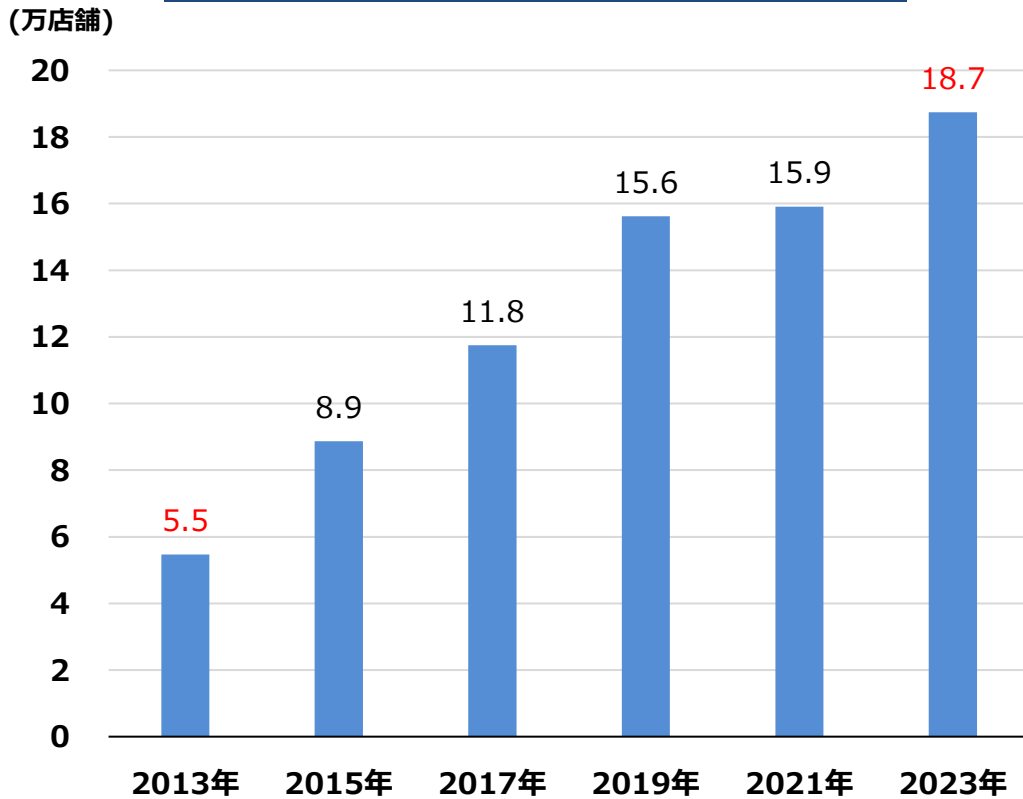
(注) 「低所得国」は1人当たりGNIが1,025ドル以下、「低中所得国」は1,026-3,995ドル、「高中所得国」は3,996-12,375ドル、「高所得国」は12,376ドル以上の国とそれぞれ定義。

(出所) United Nations Office for Disaster Risk Reduction (UNDRR)「The human cost of disasters: an overview of the last 20 years (2000-2019)」を基に作成。

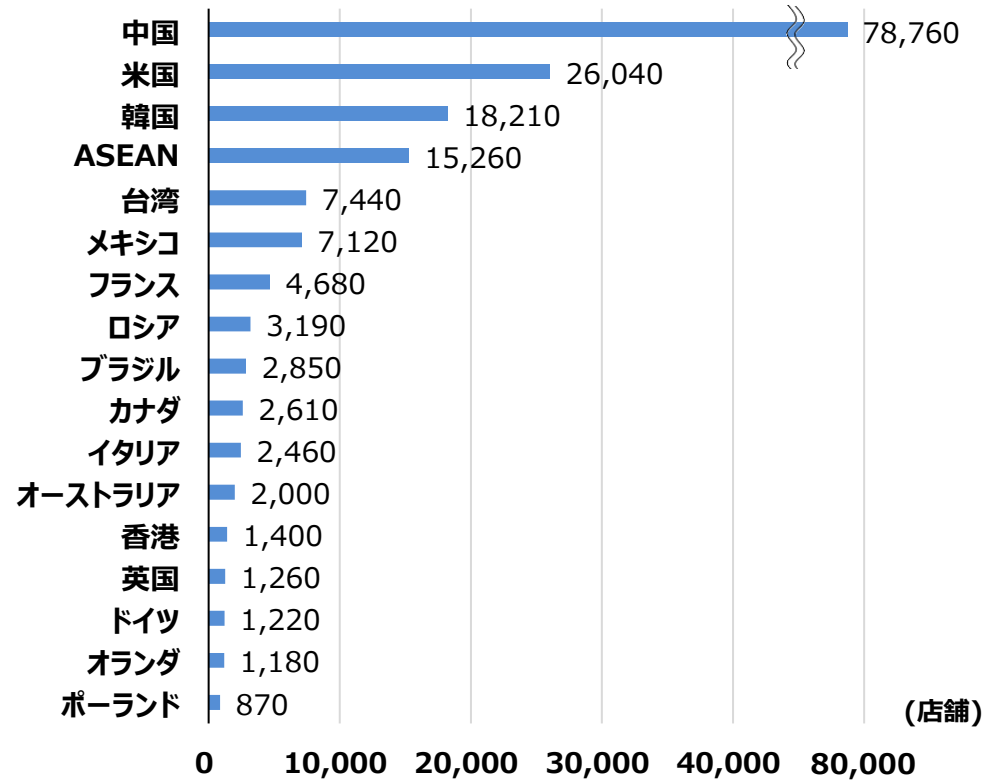
海外の日本食レストラン店舗数

○ 海外における日本食レストランの店舗数は、2013年の5.5万店舗から、2023年には18.7万店舗に増加。

海外における日本食レストランの店舗数の推移



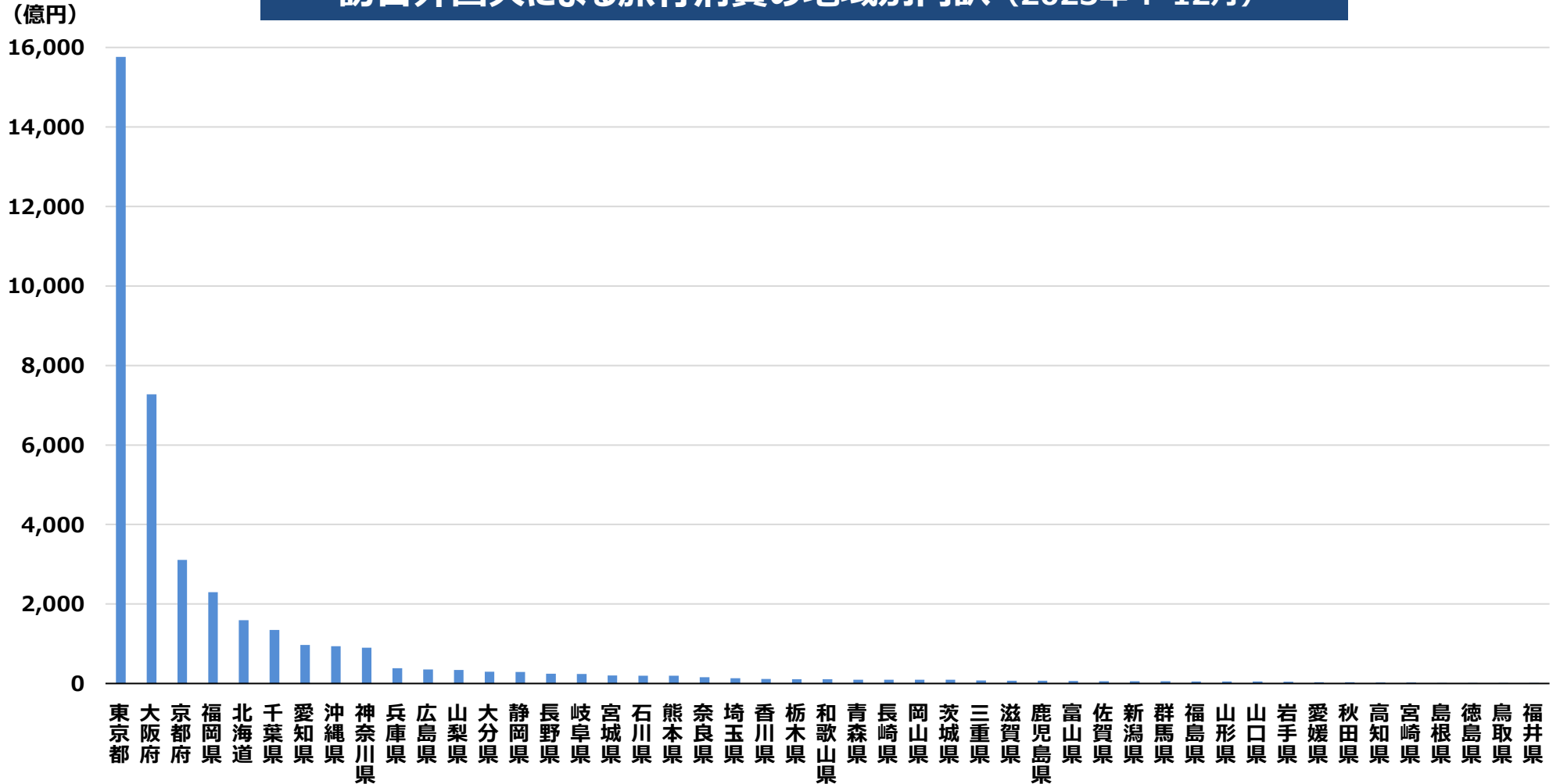
日本食レストランの国・地域別店舗数 (2023年)



訪日外国人の旅行消費（2023年4-12月）

○ インバウンドによる旅行消費は、東京、大阪、京都など大都市に集中。

訪日外国人による旅行消費の地域別内訳（2023年4-12月）

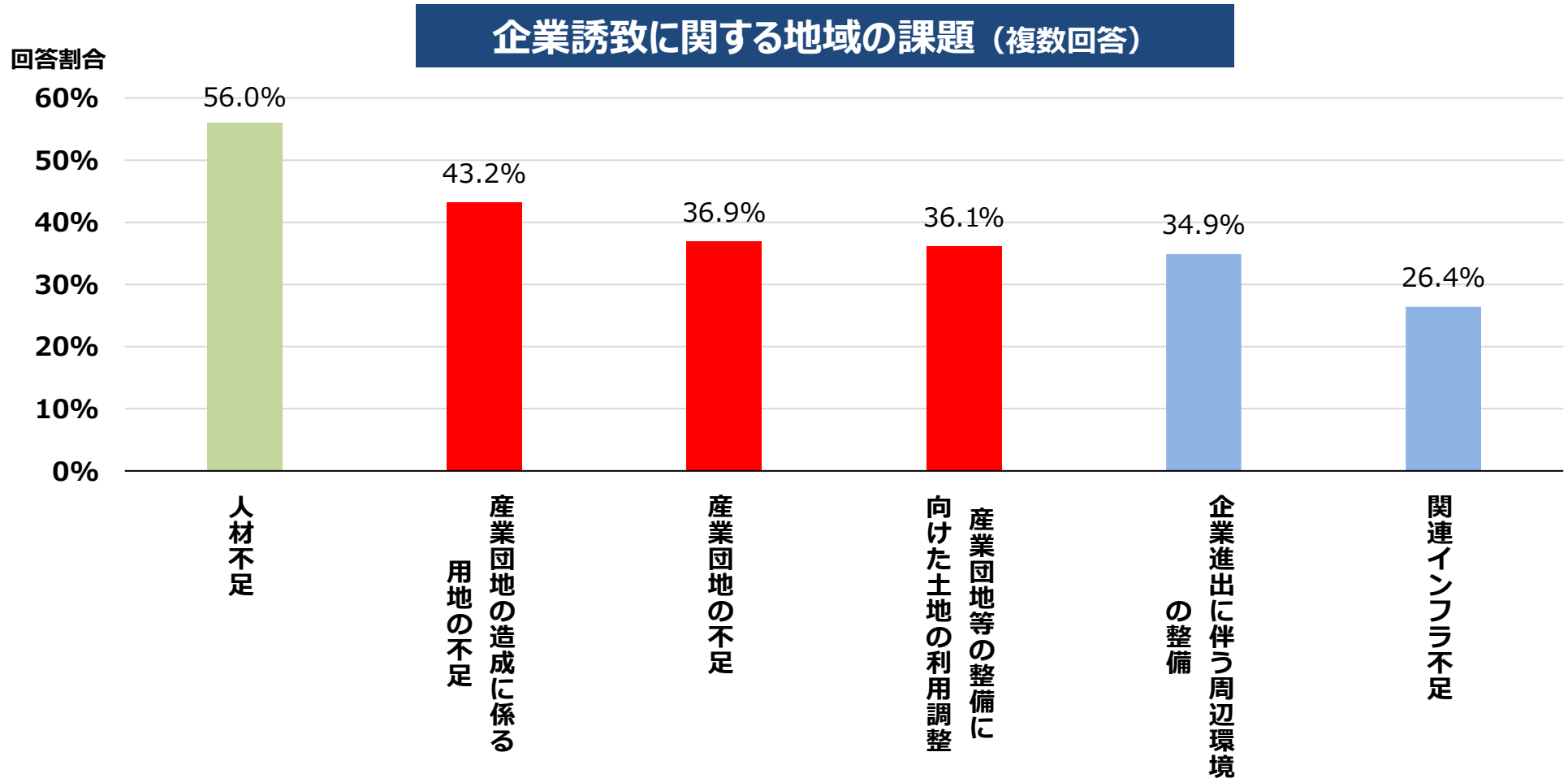


(注) 団体・パック旅行参加費、宿泊費、飲食費、交通費、娯楽等サービス費、買物代等の合計。

(出所) 観光庁「インバウンド消費動向調査」を基に作成。

企業誘致に関する地域の課題

○ 地域の商工会議所に対するアンケート調査によると、企業誘致に関する地域の課題は、「人材不足」とともに、「産業用地・団地の不足」を挙げる回答が多い。



(注) 2024年9月2日-10月4日に商工会議所515か所に対して実施したアンケート調査の結果（回答数353社）。上記は353社が回答。

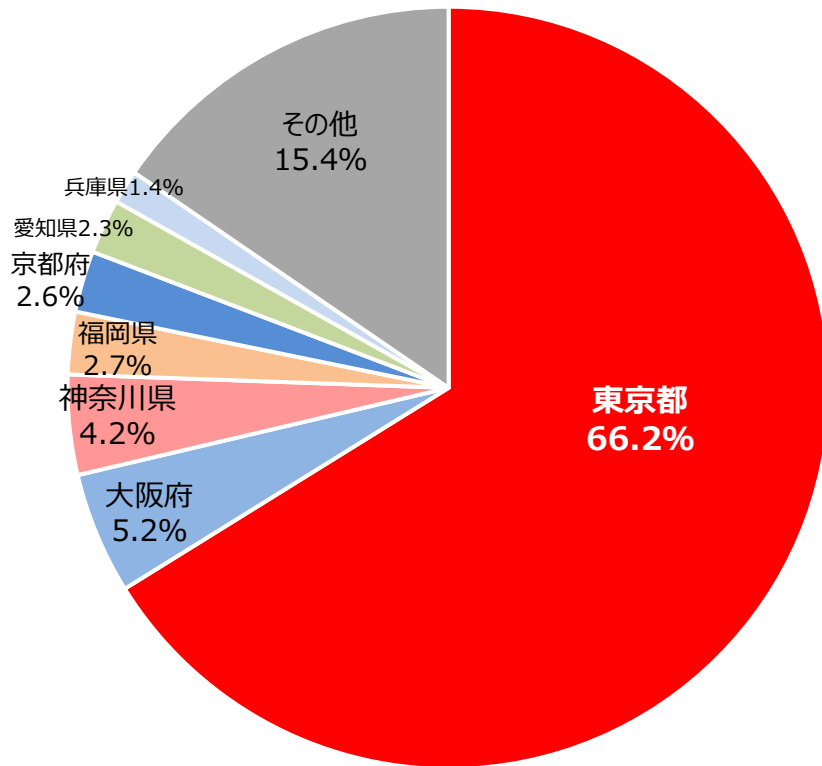
(出所) 日本商工会議所（2024年11月22日）「地域経済を牽引する中堅・中小企業における投資動向調査結果」を基に作成。

地方におけるスタートアップの現状

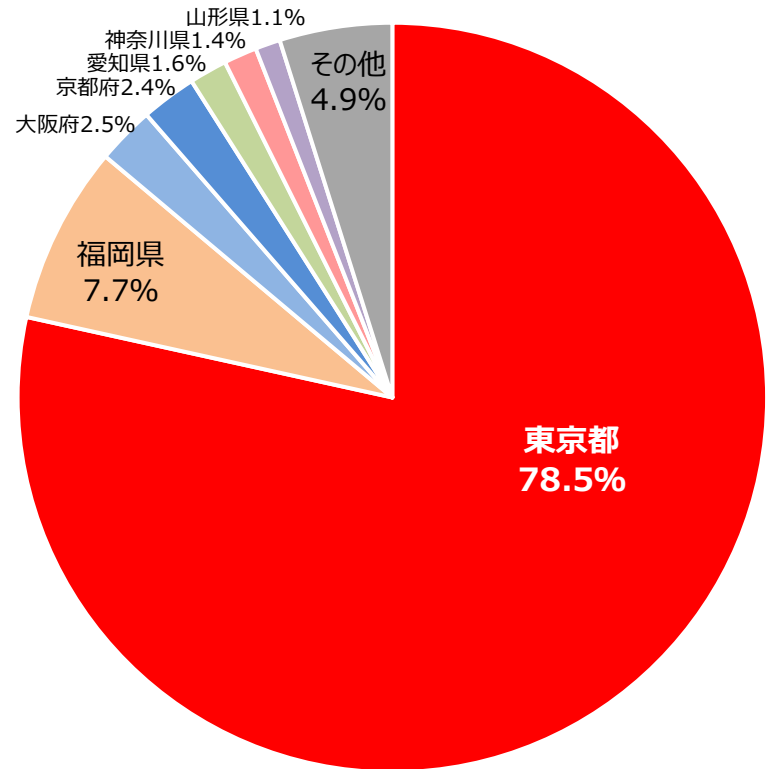
○ 日本のスタートアップの立地の66.2%、資金調達額の78.5%は、ベンチャーキャピタルや大企業が集まる東京都に集中。

地方におけるスタートアップの現状（2022年末時点）

スタートアップ企業数



スタートアップ資金調達額



(注) STARTUP DBに収録されている企業における都道府県別の立地、資金調達状況の分布。

(出所) STARTUPS JOURNALを参考に作成。

世界のベンチャーキャピタル投資額におけるディープテック関連の投資額

- 世界におけるディープテック・スタートアップへの投資額は、この10年間で10倍に拡大（2013年：300億ドル→2022年：2,970億ドル）。
- 一方、ディープテックには研究開発・事業化に長い期間や大きな資金が必要であり、事業化のリスクが高い等の特徴を持つ。本格的な好循環のエコシステムの構築はこれからの課題。

世界のベンチャーキャピタル投資額におけるディープテック関連の投資額



ディープテック・スタートアップの特徴

- 事業化の成功例が限られている
- 共同研究先の探索等ができる人材が必要
- 一般的にリスクの高い研究開発費が長期かつ多額に必要
- 成功例が少ない、事業化も見通しにくいなど、資金調達が困難
- 適切な資金調達ができる人材が少ない
- 給与水準によっては優秀な人材を採用できない

(注) ここでの「ディープテック関連」は、公的レポート等でディープテック領域とされる産業・技術分野（AI、コンピュータ、エネルギー・環境、バイオ・医療ヘルスケア、素材・産業、航空・宇宙、食糧農業）に該当する、PitchBook上の各インダストリー・カテゴリを選択したもの（内閣府「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想に関する有識者会議」資料による。）。

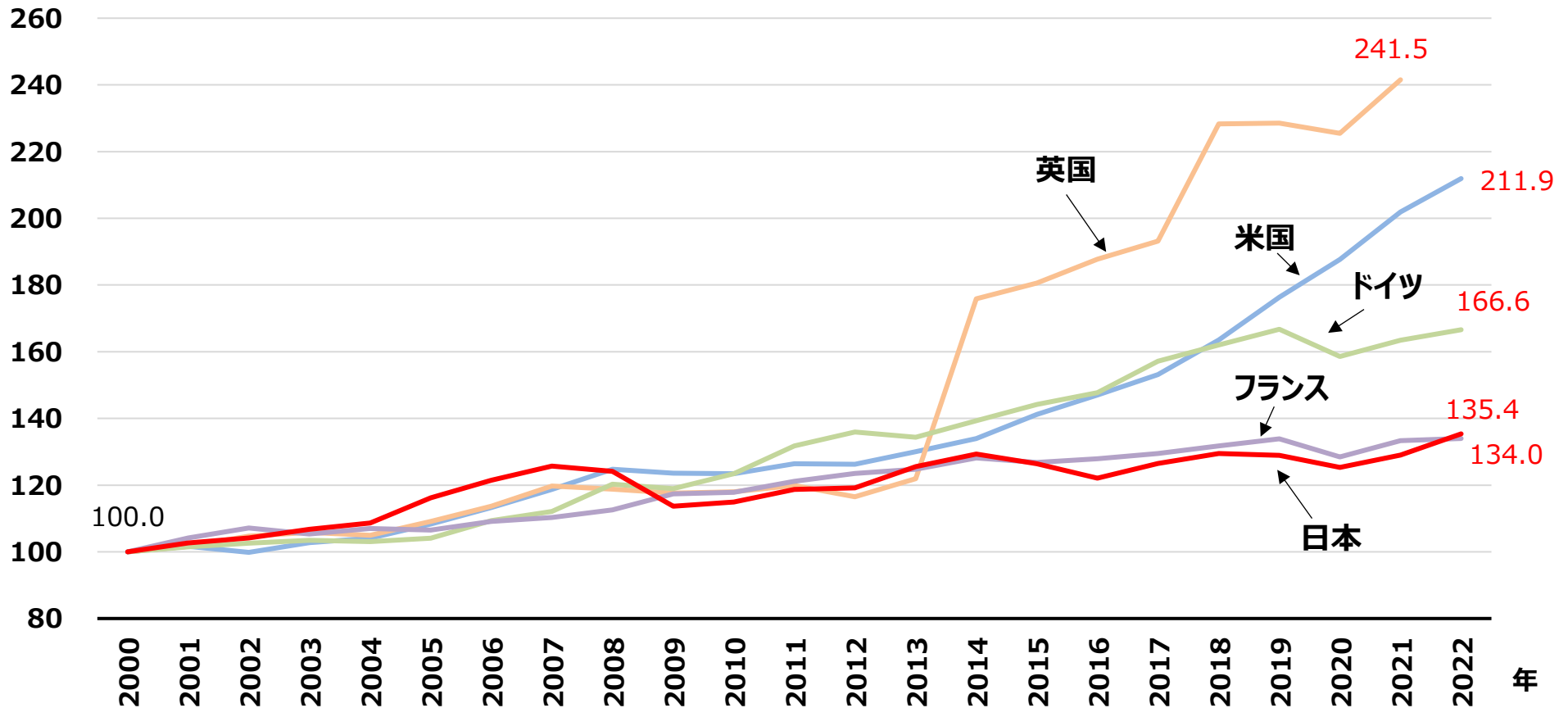
(出所) 経済産業省資料（元データはPitchBook Data, Inc）を基に作成。

官民合わせた研究開発投資額の伸び率の国際比較

○ 官民合わせた研究開発投資額は、2000年から2022年にかけて、米国は2.12倍、ドイツは1.67倍に上昇しているのに対して、日本は1.35倍にとどまる。

官民研究開発費
(2000年 = 100)

官民合わせた研究開発投資額の伸び率の国際比較 (実質、2000年 = 100)



(注) 2015年米ドル基準、購買力平価ベース。

(出所) OECD Data Explorerを基に作成。

重要技術の研究における日本の順位

○ 重要技術における日本の研究シェアは、2000年代初頭（2003-2007年）には64分野（オーストラリア戦略政策研究所（ASPI）が選定したAI、バイオ、宇宙、防衛、エネルギー等の技術分野）のうち半数（32分野）で上位5か国入りしていたが、直近（2019-2023年）では8分野のみ。

2000年代初頭に日本が上位5か国入りしていた重要技術分野

カテゴリ	技術分野	順位	日本における主な機関
高度情報通信技術	先進光通信	2 → 7	NTT
	分散型台帳	1 → 26	会津大学
	高性能コンピューティング	3 → 9	東京大学
AI・コンピューティング・通信	AIアルゴリズムとハードウェア・アクセラレーター	2 → 16	-
	自然言語処理	3 → 12	NTT
先端材料・製造	先進磁石・超伝導体	2 → 5	東北大学
	ワイド&ウルトラワイドバンドギャップ半導体	2 → 3	京都大学
	スマート材料	3 → 18	東北大学
	ナノスケール材料・製造	3 → 15	NIMS
	重要鉱物抽出・加工	3 → 18	NIMS
バイオ・遺伝子工学・ワクチン	合成生物学	5 → 14	-
	遺伝子工学	2 → 5	東京大学
	ゲノム配列決定・解析	4 → 5	東京大学
	新規抗生物質・抗ウイルス薬	5 → 19	東京大学
防衛・宇宙・ロボット・輸送	自律システム運用技術	2 → 11	東京大学
	宇宙打ち上げシステム	2 → 6	JAXA
	ドローン・群ロボット・協働ロボット	5 → 18	-
	先進ロボット工学	2 → 13	東京大学

カテゴリ	技術分野	順位	日本における主な機関
環境・エネルギー	電池	3 → 10	産総研
	太陽光発電	2 → 12	東京大学
	水素・アンモニア燃料	3 → 9	東京大学
	指向性エネルギー技術	3 → 10	東京大学
	核廃棄物管理とリサイクル	4 → 10	JAEA
	スーパーキャパシタ	4 → 12	NIMS
量子技術	原子力エネルギー	4 → 3	JAEA
	量子センサ	4 → 5	東京大学
	量子コンピューティング	5 → 5	理研
計測・計時・航法	慣性航法システム	5 → 13	東京大学
	レーダー	3 → 9	東京大学
	光センサ	3 → 11	東京大学
	原子時計	4 → 5	東京大学
その他AUKUS関連技術	空気非依存推進力	3 → 12	-

凡例 シェアを落とし上位5か国から外れた技術分野

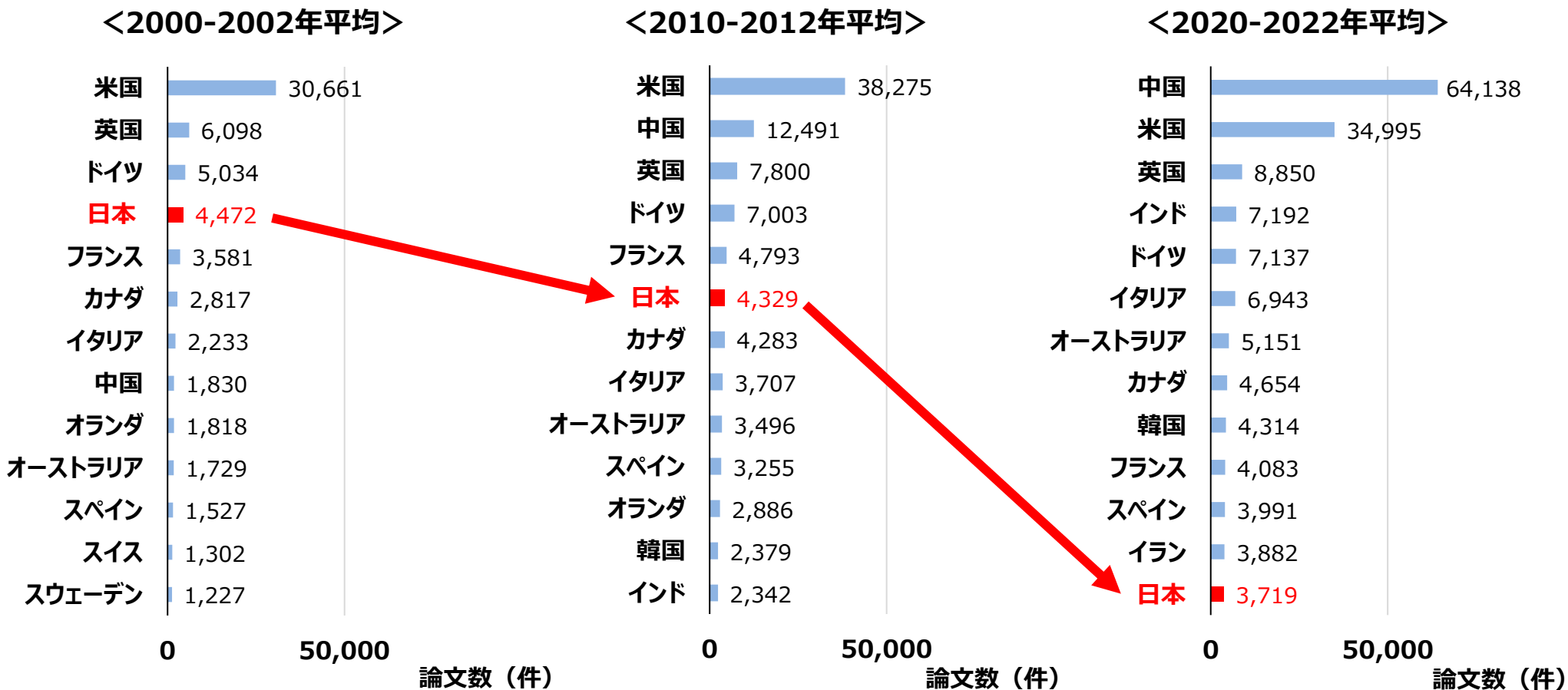
直近でも上位5か国入りしている技術分野

(注) 64分野の重要技術について、オーストラリア戦略政策研究所（ASPI、国家安全保障・防衛・技術に関する独立系シンクタンク）が21年分（2003-2023年）の引用上位10%論文680万件の大規模データセットを用いて算出された論文シェア。「NIMS」は物質・材料研究機構、「JAEA」は日本原子力研究開発機構。なお、64分野全体で見ても、日本が上位5か国入りしている分野は8分野のみ。
 (出所) 経済産業省資料（元データは、オーストラリア戦略政策研究所（ASPI）「Critical Technology Tracker」ウェブサイト・ASPI提供情報）を基に作成。

被引用回数トップ10%の論文数の推移

○ 被引用数が上位10%の論文数（所属機関の国別）で見た日本のランキングは低下傾向。

被引用回数トップ10%の論文数の推移（著者の所属する機関の国別）



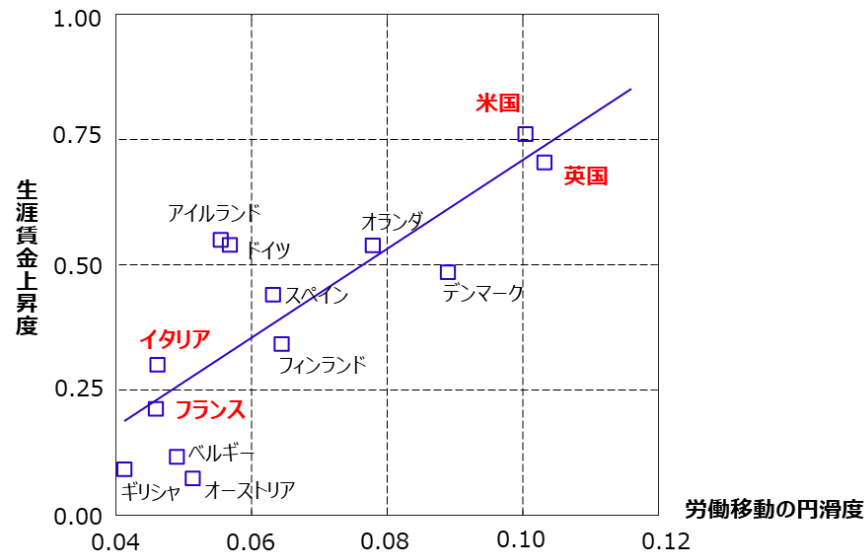
(注) Web of Science: Science Citation Index Expanded (クレイバート社が提供する査読論文データベース。同社の基準で選定した、科学技術分野で影響力の高い約9,200誌からなる。) により作成。学術領域ごとに被引用回数が多い上位10%の論文について、著者の所属する機関の国別に論文数を集計したもの。国際共著論文は分数カウント法（各国の貢献度合いに応じて重み付けをして件数を計算する方法）で計算。

(出所) 文部科学省科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」を基に作成。

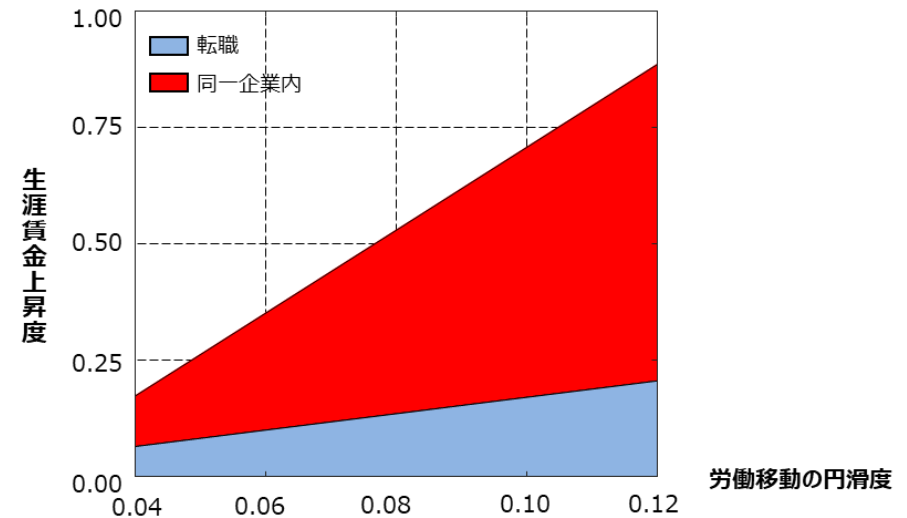
労働移動の円滑度と賃金上昇の関係

- 労働移動が円滑である国ほど、生涯における賃金上昇率が高い。
- この生涯賃金上昇度を分解すると、転職に伴う賃金上昇（青色）は4分の1に過ぎず、同一企業内で働く方の賃金上昇（赤色）が4分の3を占める。
- 労働移動が円滑であれば、企業側も雇用している人材をきちんと評価し、エンゲージメント（従業員の企業に対する愛着心や思い入れ）を高める努力を行うようになり、労働移動をしないで働く人の賃金も上昇。

労働移動の円滑度と生涯賃金上昇度



生涯賃金上昇度に関する転職要因と同一企業内要因の分解



(注) 生涯における賃金上昇度は、25歳から54歳までの男性の実質の時給の変化。労働移動の円滑度は、過去1年間に雇用されていた人のうち、過去11か月以内に現在の雇用者の下で働き始めた人の割合。対象国は、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、英国、米国。1991年から2015年。

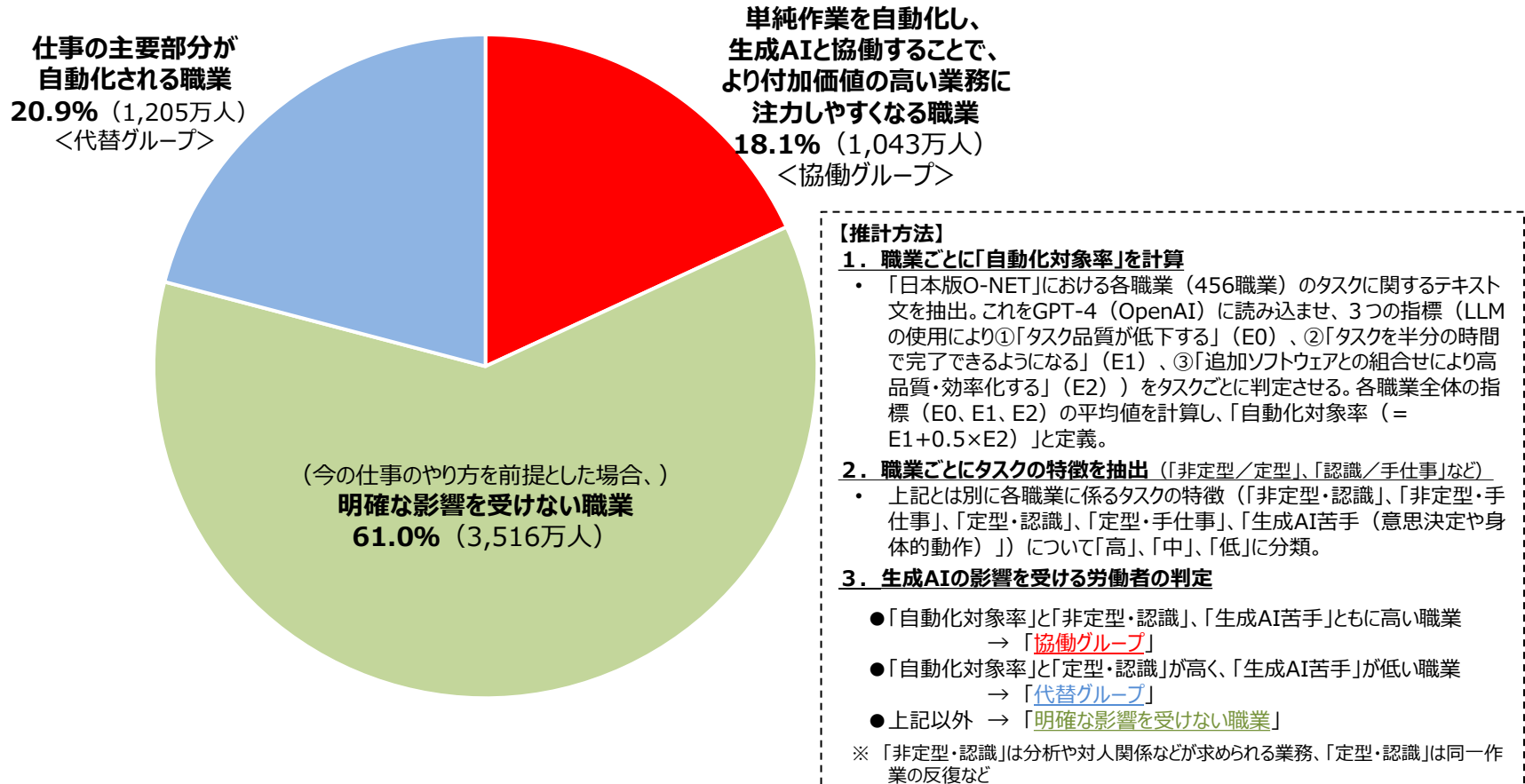
同一企業内による賃金上昇分は、生涯の賃金上昇と転職分との差により計算。労働移動の円滑度は、過去1年間に雇用されていた人のうち、過去11か月以内に現在の雇用者の下で働き始めた人の割合。

(出所) Niklas Engbom (2022), Labor Market Fluidity and Human Capital Accumulation. NBER Working Paper Series, Working Paper 29698. を基に作成。

生成A I の影響を受ける労働者の割合

- 生成A I が我が国の雇用に与える影響を分析した研究によれば、生成A I の導入により単純作業を自動化し、生成A I と協働することで、より付加価値の高い業務に注力しやすくなる職業に就く雇用者は、全体の18.1%。
- 一方、生成A I が仕事の主要部分を自動化し、雇用代替の懸念がある職業に就く雇用者も全体の20.9%存在。

生成A I の影響を受ける労働者の割合 (大和総研による分析)



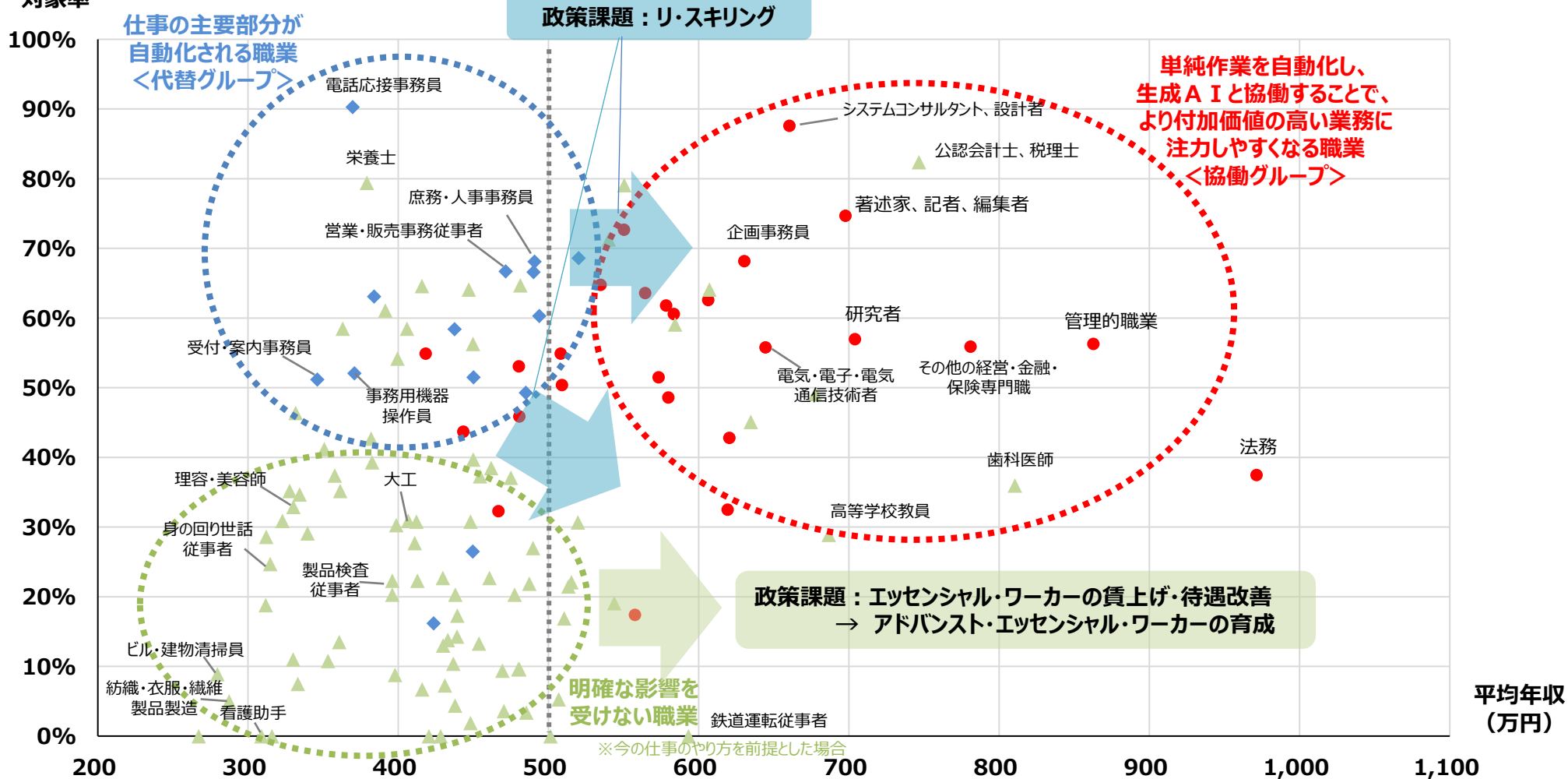
(注) 就業者の割合は、「令和2年国勢調査」の職業別の就業者数を集計したもの。括弧内の就業者数は、就業者割合に「令和2年国勢調査」の就業者数（5,764万人）を乗じたもの。

(出所) 新田堯之「生成AIが描く日本の職業の明暗とその対応策」を基に作成。

生成 A I による自動化対象率と平均年収との関係

生成 A I による自動化対象率と平均年収との関係 (大和総研による分析)

タスクの自動化
対象率



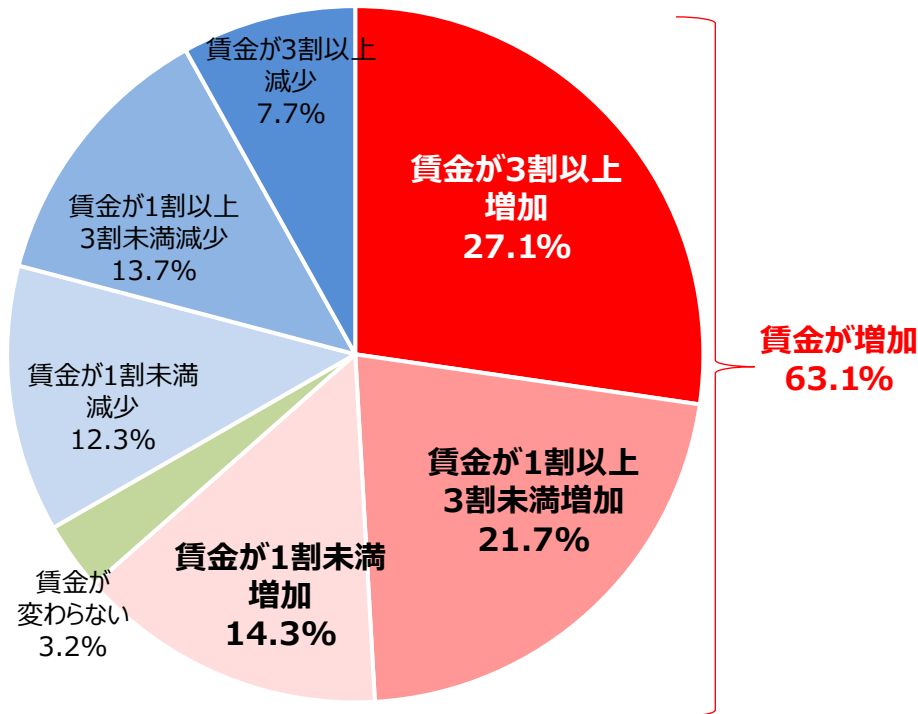
(注) 年収は、厚生労働省「令和 4 年賃金構造基本統計調査」における「きまって支給する現金給与額×12か月＋年間賞与その他特別給与額」と定義。

(出所) 新田堯之「生成 A I が描く日本の職業の明暗とその対応策」を基に作成。

リ・スキリングによる賃金の変化

- 経済産業省「リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業」は、在職者のキャリア相談から、リ・スキリング、転職までを一体的に支援する制度。当該事業を通じて転職した者に対する調査によると、転職後に賃金が上昇した者は全体の63.1%。
- 労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、自律的なキャリア形成を行うことは、転職後の賃金上昇につながる可能性。

転職による賃金の変化 （「キャリアアップ支援事業」を受講した転職者）



現職での処遇改善につながった事例 （「キャリアアップ支援事業」を受講した者）

分野	概要
CAD	・建築関係でアルバイト勤務をしていた個人がCAD講座を受講し、現職において講座で習得したCADスキルや、学びに対して積極的な姿勢が評価され、 アルバイトから正規雇用に転換 。
介護	・初任者研修資格取得のための講座を受講し、元々パート社員だった個人が初任者研修の資格を取得することで、 正規雇用に転換 。
Webデザイン	・建設の事務職として6-7年間勤務していた個人がWebデザインに関する講座を受講し、現職で学生向けの会社案内の広報素材を作成する業務に従事。作成した広報素材が社長から評価され 主任に昇格 。
英語	・製薬企業で働く個人が英語を学習し、現職での昇格要件（一定の英語力）を満たしたことで 社内での昇格を実現 。

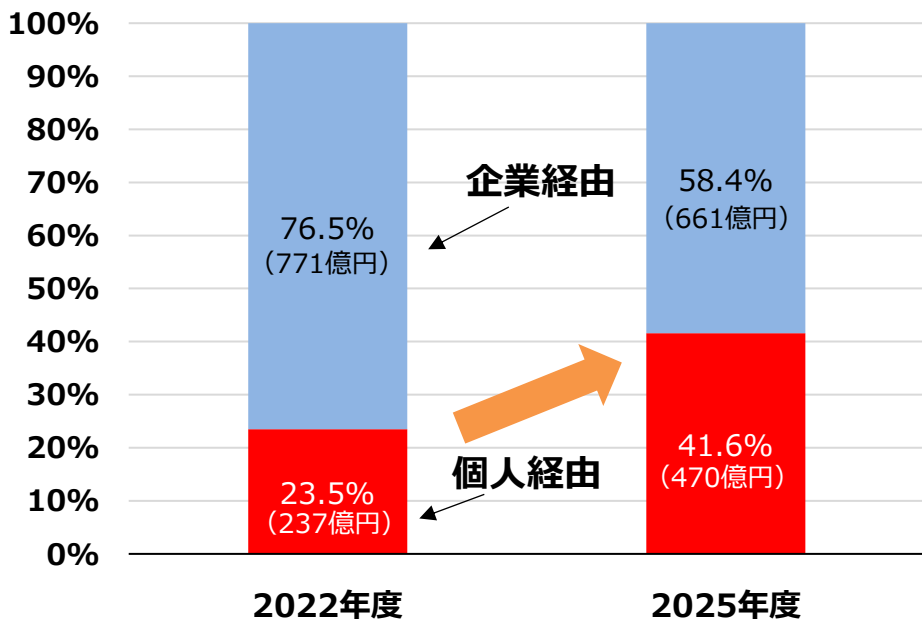
（注） 2025年2月末時点。回答者は2,299人。

（出所） 経済産業省資料を基に作成。

国の在職者への学び直し支援策

- 国の在職者への学び直し支援策は、これまで企業経由が中心となってきたが、直近では企業経由が58.4%、個人経由が41.6%と、個人への直接支援が拡大。
- 加えて、デジタル・DXのための人材育成支援の拡充や、デジタル関係講座の拡大、現場人材のスキル評価に関する取組などの施策を講じている。

在職者向けの学び直し支援策 予算額の推移



企業経由（企業による人材育成の支援）

- 「人材開発支援助成金」における、高度なデジタル人材育成やDXのための訓練等に対する助成率の引上げ（通常45%（大企業は30%）→75%（大企業は60%））。

個人経由（労働者の主体的な学び直しに対する支援）

- 「教育訓練休暇給付金」（雇用保険の被保険者が自発的に教育訓練を受けるために無給の休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合が支給される制度）の創設。
- 「リ・スキリング等教育訓練支援融資事業」（雇用保険の被保険者以外の者が教育訓練を受ける場合に教育訓練費用と生活費用を融資対象とする事業）の創設。
- 「教育訓練給付金」の給付率の引上げ（受講費用の最大70%→80%）。
- 「専門実践教育訓練」におけるデジタル関係講座の拡大（270講座（2024年10月時点）→337講座（2025年4月時点））。

現場人材等の評価制度の構築とスキル取得支援

- 2025年3月、3職種の民間検定※1を団体等検定※2として、初めて認定。
- 団体等検定の合格を目指す講座のうち一定の基準を満たすものについて、2025年4月から教育訓練給付金制度の指定対象に追加。

※1 家政士団体検定、陸災防フォークリフト荷役技能検定、日本躯体コンクリート打込み・締固め工団体検定

※2 事業主や事業主団体等が、労働者の持つ職業に必要な知識や技能について、その程度を自ら検定する事業のうち、一定の基準に適合し、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定するもの

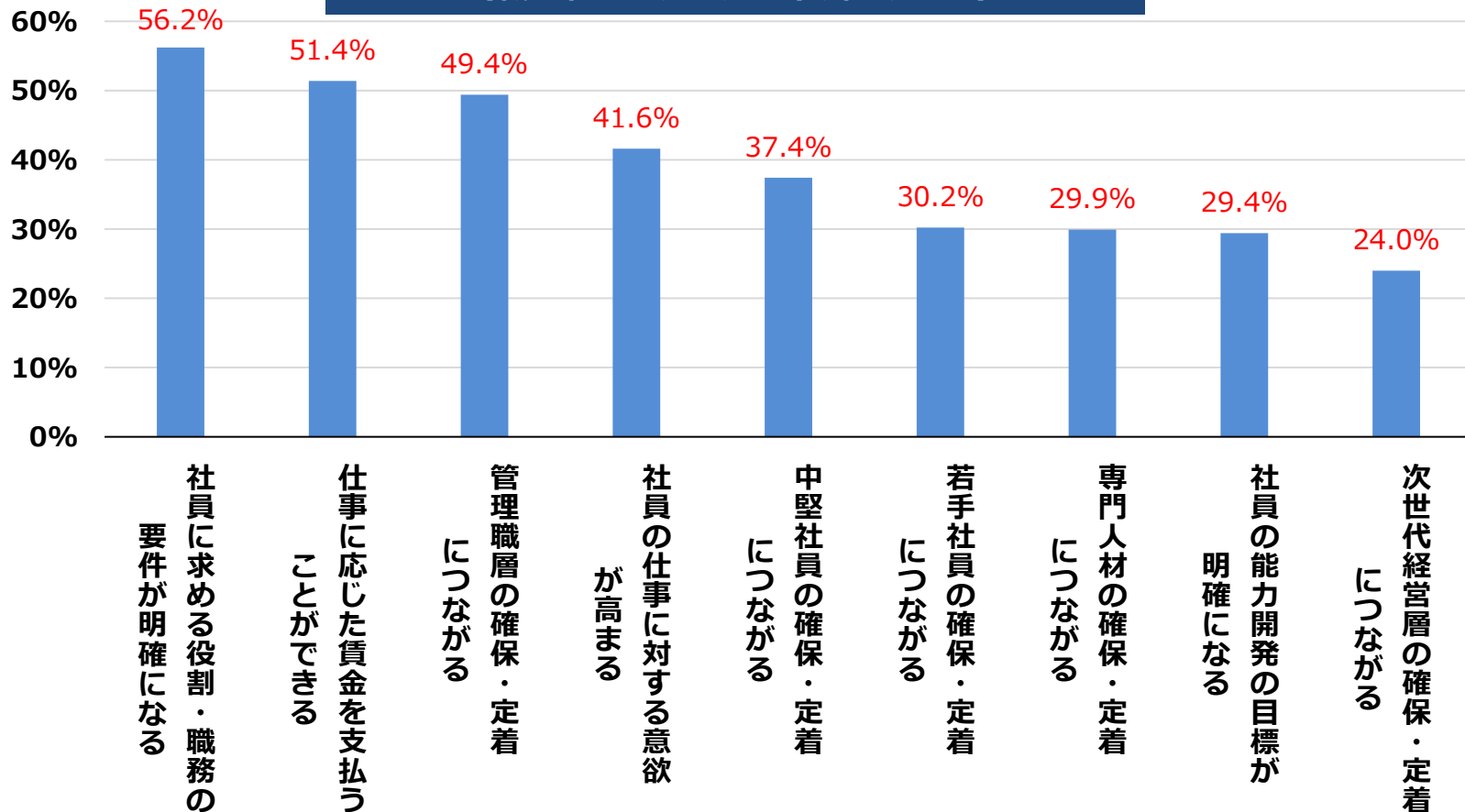
（注）左図について、「企業経由」は、人材開発支援助成金、公共職業訓練（在職者訓練）及び生産性向上人材育成支援センターに用いる運営費交付金と、都道府県の行う職業訓練への交付金（運営費交付金及び都道府県向けの交付金については、当該年度の直近の決算における実績に基づき、予算額を試算したもの）。「個人経由」は、教育訓練給付金、教育訓練休暇給付金及びリ・スキリング等教育訓練支援融資事業。両者を加え、在職者支援向けの学び直し支援策の全体額とした上で、当該金額に対するそれぞれの割合として算出。

（出所）厚生労働省資料を基に作成。

企業が職務給に対して感じているメリット

- ジョブ型人事（職務給）を導入した企業は、「社員に求める役割・職務の要件が明確になる」、「仕事に応じた賃金を支払うことができる」、「管理職層の確保・定着につながる」、「社員の仕事に対する意欲が高まる」といったメリットを感じている。

企業が職務給に対して感じているメリット (職務給を採用した企業、複数回答)

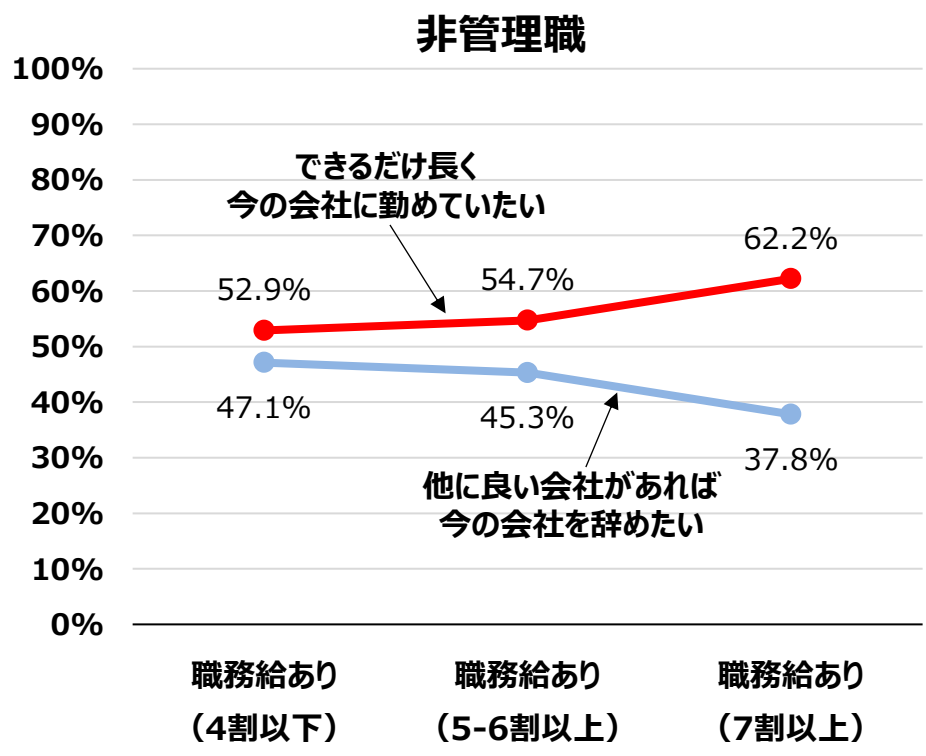
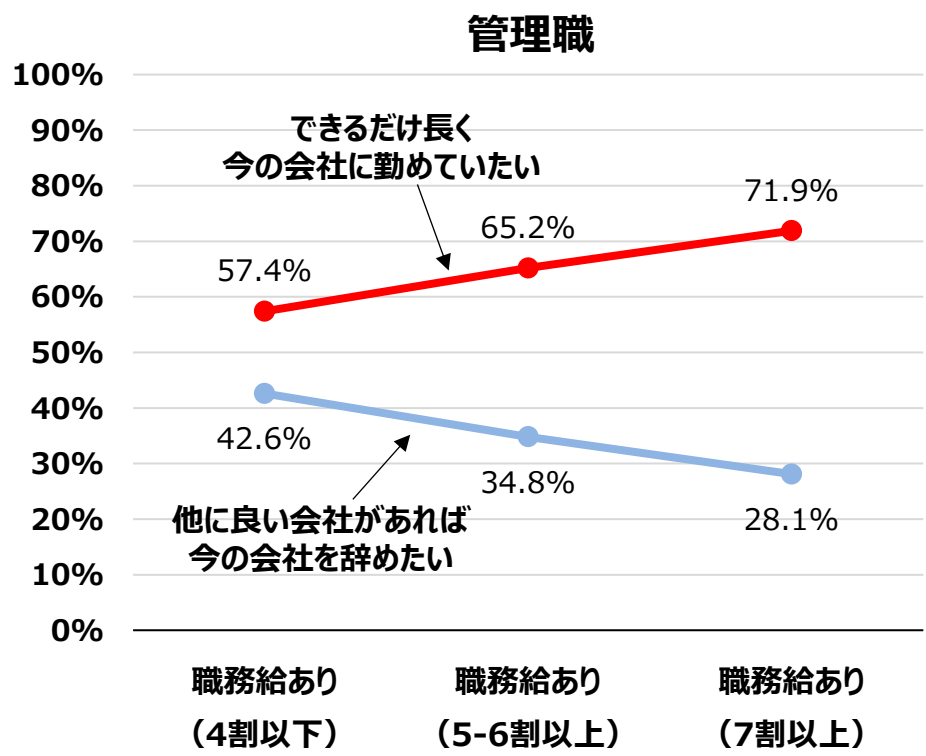


(注) 厚生労働省「民間企業の職務給等に関する調査研究事業」(委託事業)において、PwCが実施したアンケート調査の結果(回答数1,349社)。
(出所) 厚生労働省「職務給の導入に向けた手引き」(2025年2月公表)を基に作成。

職務給を採用した企業で働く社員における転職の希望状況

- ジョブ型人事（職務給）を導入した企業では、管理職・非管理職を問わず、職務給が基本給に占める割合が高い社員ほど、「できるだけ長く今の会社に勤めていたい」と考えている傾向にある。
- 一方、「他に良い会社があれば今の会社を辞めたい」と考えている社員は、職務給が基本給に占める割合が高いほど少ない。

社員における転職の希望状況（職務給を採用した企業で働く社員）

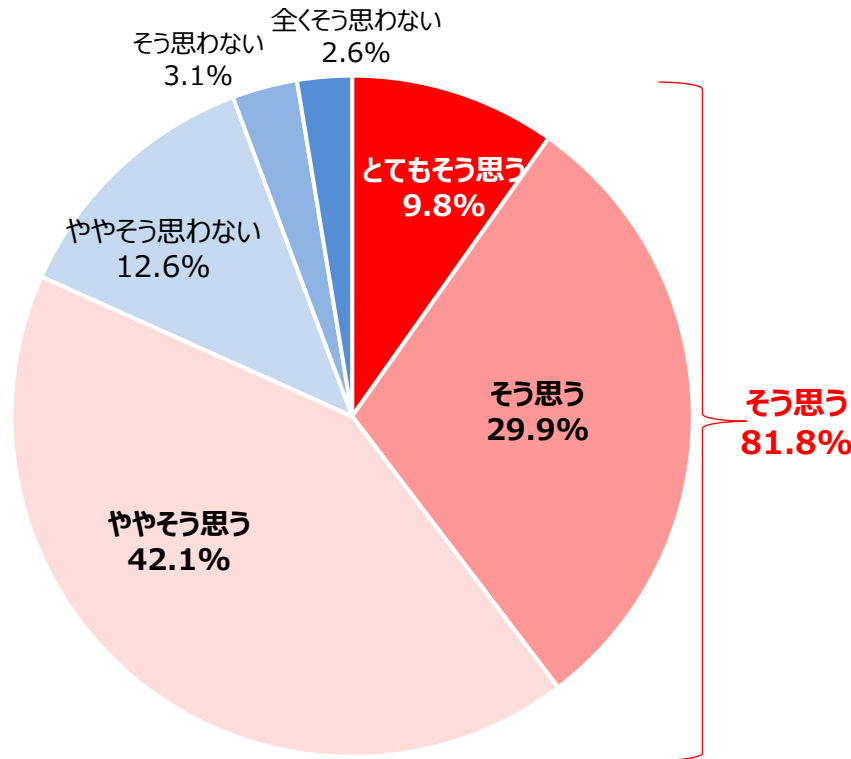


(注) 厚生労働省「民間企業の職務給等に関する調査研究事業」（委託事業）において、PwCが実施したアンケート調査の結果。
 (出所) 厚生労働省「職務給の導入に向けた手引き」（2025年2月公表）を基に作成。

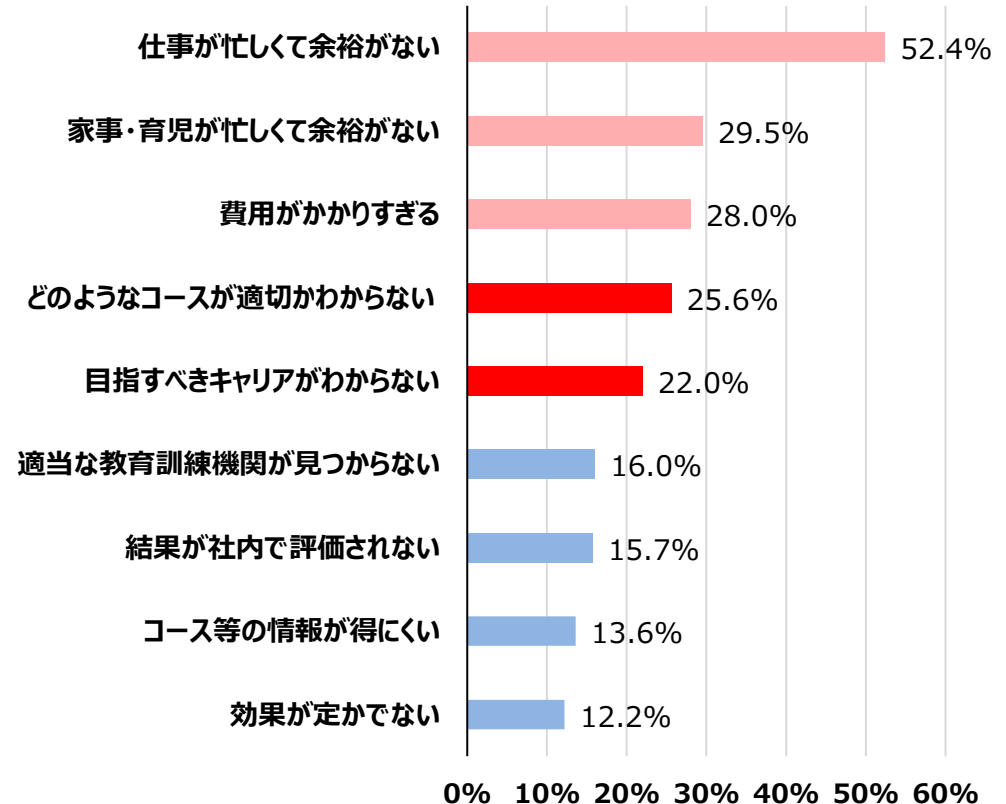
若手・中堅社員におけるキャリア形成の意識

- 25-44歳の社員の8割以上が「自分自身は、自律的・主体的なキャリア形成をしたい」と考えている。
- 労働者は、リ・スキリングを行う上での問題点として、「仕事・家事・育児で余裕がない」、「費用がかかりすぎる」のほか、「どのようなコースが適切かわからない」、「自分の目指すべきキャリアがわからない」との回答も多い。

「自分自身は、自律的・主体的なキャリア形成をしたい」と考える者の割合（若手・中堅社員）



自己啓発を行う上での問題点（複数回答）



(注) 左図：従業員規模300人以上の会社に勤務する25-44歳の若手・中堅正社員を対象に調査（613人が回答）。

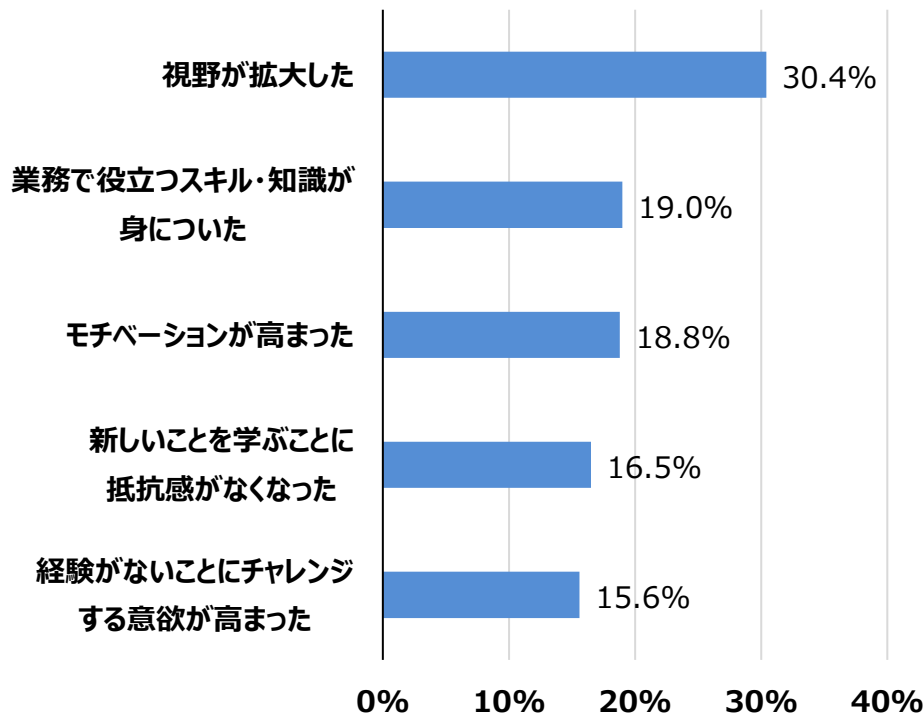
(出所) リクルートマネジメントソリューションズ「若手・中堅社員の自律的・主体的なキャリア形成に関する意識調査（2021年）」、厚生労働省「令和5年度能力開発基本調査（個人調査）」を基に作成。

副業・兼業からの学びによる効果

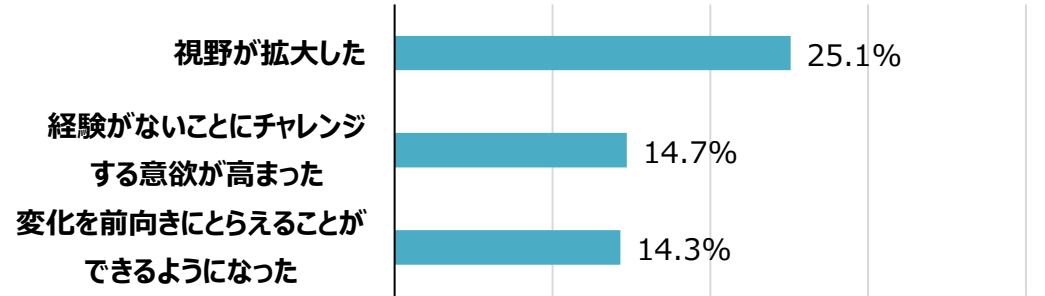
- 副業・兼業を行っている労働者が、副業・兼業からの学びによって自分自身が感じている効果を尋ねると、「視野が拡大した」、「業務で役立つスキル・知識が身についた」、「モチベーションが高まった」との回答が多い。
- 加えて、副業・兼業者と一緒に働く労働者にとっても、「視野が拡大した」、「経験のないことにチャレンジする意欲が高まった」、「社内コミュニケーションが活性化した」などの効果を実感している。

副業・兼業からの学びによる効果（複数回答）

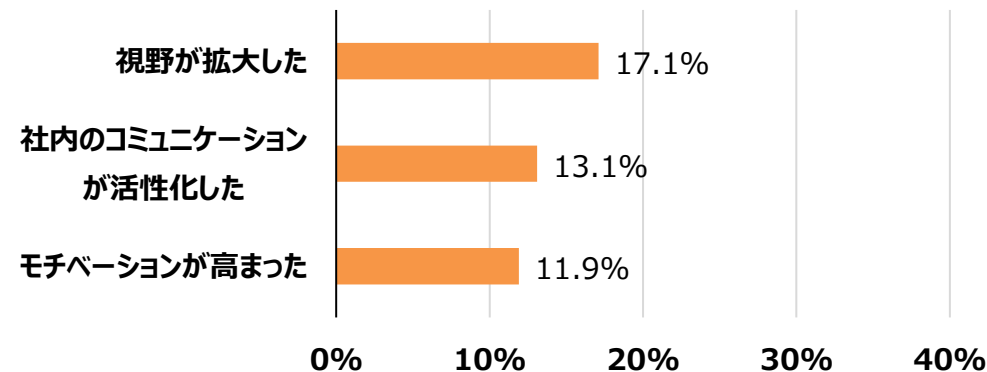
副業・兼業者本人（上位5項目）



副業・兼業者と一緒に働く労働者（本業先、上位3項目）



副業・兼業者と一緒に働く労働者（副業・兼業先、上位3項目）



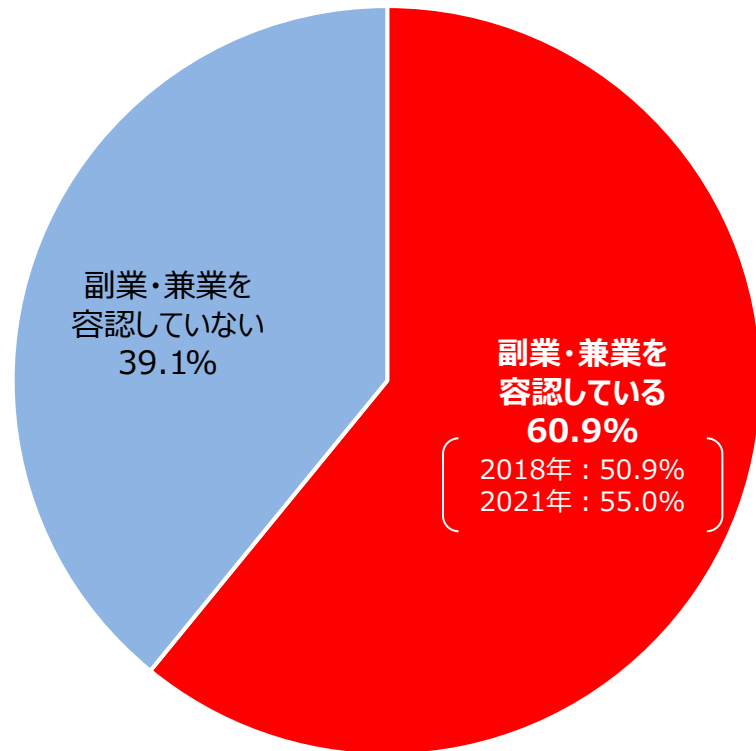
(注) 2023年7月26日-8月1日に従業員数10人以上の企業で働く20-59歳の正社員に対して実施したアンケート調査の結果（副業・兼業者2,000人、本業先1,000人、副業・兼業先1,000人）。上記は、「副業からの学びによる効果があった」と回答した者（副業・兼業者の68.0%、本業先の61.7%、副業・兼業先の65.6%）への設問。

(出所) パーソル総合研究所「第三回 副業の実態・意識に関する定量調査」を基に作成。

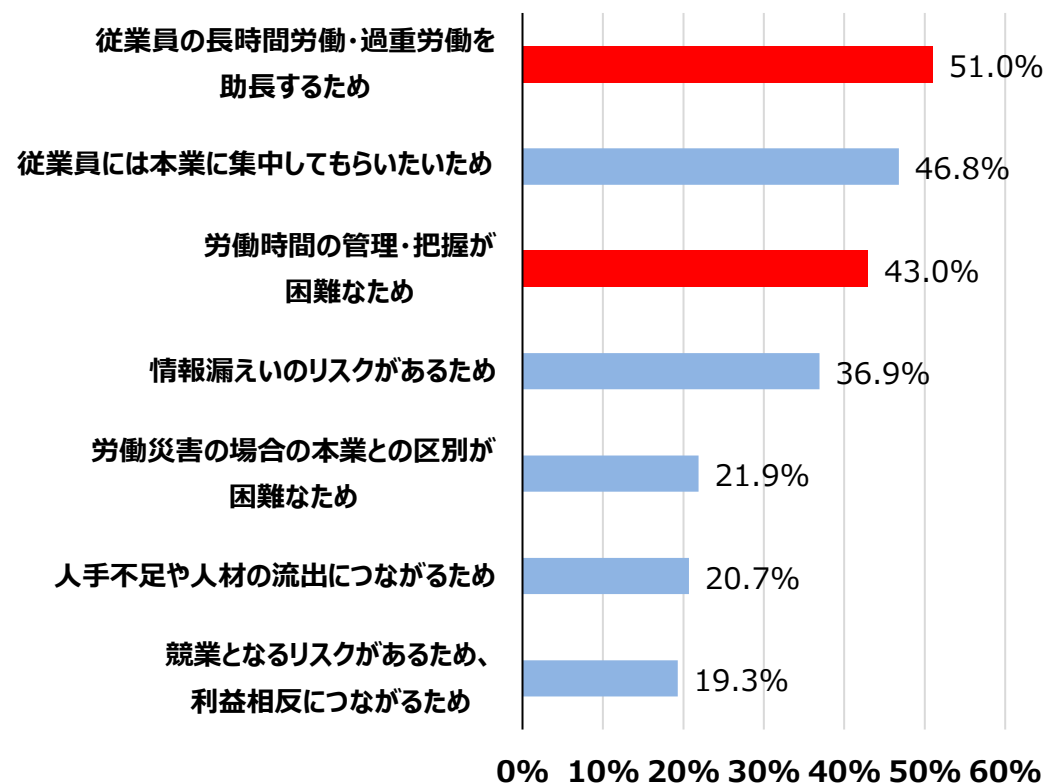
副業・兼業を容認している企業の割合

- 2023年において、従業員の副業・兼業を容認している企業は全体の60.9%であり、2018年の50.9%から約10%増加。
- 副業・兼業を認めていない企業にその理由を尋ねたところ、「長時間労働を助長」、「労働時間の管理・把握が困難」といった理由が多い。

企業における従業員の副業・兼業の容認状況 (2023年)



従業員の副業・兼業を禁止する理由 (副業・兼業を認めていない企業、複数回答)



(注) 左図：2023年7月26日-8月1日に従業員数10人以上の企業の経営層・人事担当者に対して実施したアンケート調査の結果（1,500名が回答）。
右図：2023年1月21日-22日に企業の人事担当者に対して実施したアンケート調査の結果。
(出所) パーソル総合研究所「第三回 副業の実態・意識に関する定量調査」、リクルート「兼業・副業に関する動向調査データ集2022」を基に作成。